



明治二年三月十三日
寅

当山毎年修二月会大頭差文、同步射・舞童・
屈請等之記并御寄進状・奉書以下之事、年々
分至当年者、被写置山口殿中文庫訖、於後年者、
祭礼翌日為執行坊役、案文悉可被調進之由被仰
出畢、此旨可有存知者也、



01

アツメル・シルス ①

大内氏の文書管理

《政務を公正に行うためには？》

弘治3年(1557)西国の有力大名大内氏が滅亡し、その本拠地である防長両国は毛利氏が制圧します。この政治権力の交替に伴い、この地域には大きな混乱が生じました。給地が二重に与えられたり、理由もなく没収されたりしたのは、その一例です。それは、戦後処理のために毛利氏の支配組織に一時的に登用された大内氏旧臣と毛利氏奉行人との間で生じた政務執行上の軋轢が原因でした。

そこで大内氏旧臣らは、この問題を解決するためには、①組織が従うべき規範としての法度を定める必要がある、②さらに、御判や奉書の案文(本物と同じ効力を持った写し)を毎月当主のもとに保管して、それを参考すべきだ、という趣旨の答申書を内々に毛利氏当主へ提出したのです。

これらのことから、戦後処理で混乱する毛利氏とは対照的に、大内氏においては、組織が従うべき法が定められていたと

同時に、公文書の写しが保管され、理非の判断材料にされるというシステムが構築されていたことがうかがえます。

《文書への眼差しは？》

そこで、断片的な史料から大内氏における文書とその管理に関わる事例を時系列で紹介してみます。

①享徳4年(1455)、大内教弘は家臣の分限を調査した際、家臣から提出させた分限注文(所領高等を記した文書)を「公方様御帳」と呼ばれた帳面と照合し不審な点を問い合わせています。つまり、大内氏は既に15世紀半ばには、分限帳と推測される文書を手元に保管し、それによって家臣の所領貢文高(年貢高)を把握していたのです。

②文明2年(1470)、大内政弘は、家臣から提出された給所注文にもとづき知行を安堵する際、手元の「惣名帳」と校合した上で行っています。この「惣名帳」とは、「大内氏の政府に保管された、家臣ごとの分限帳」だと理解されています。当時応

相良正任と「正任記」



相良正任の署判
(興隆寺文書22-10)

相良正任(ただとう)は、大内政弘の右筆で奉行人も務めた人物です。彼は、文明10年(1478)に、博多の聖福寺において「正任記」という陣中日記を書き記しています。この日記は、僅か一ヶ月分しか残っていませんが、大内氏の領国支配組織中枢にいた人間が書き記したものという点で、大変貴重な記録です。の中には、大内氏が発給した判物や奉書の案文が多数書き留められています。

仁・文明の乱に参戦中の大内氏は、こういった帳面を携行して上洛していたのです。

③文明11年(1479)、大内氏が領国支配のために郡ごとに設置していた郡代が、「郡帳」という帳面を管理し、それにもとづいて郡単位の課役の賦課・徵収を行っていたことが確認できます。

④文明13年(1481)、大内政弘は長門国一宮である住吉神社の「往昔以来之文書」を一見し、正文しか所持していない(つまり案文を作成していない)という大宮司の言を受け、末代のためにそれを書写させ、奥書にその旨を記しています。このとき書写された写本七帖は、今日「政弘本」と呼ばれていますが、政弘本に含まれる文書の正文は、1割程度しか現存していません。文書保存の観点からすれば、政弘の処置は先見の明があったと評価でき、その功績は大きいといえます。

⑤文明15年(1483)、大内政弘は赤間関で評定を開き、九州へ渡海する大内軍の兵船は赤間関の負担で用意すべきことを、法度として定めました。この評定の結果は、「殿中日日記」に書き留められました。「殿中日日記」とは法度として公布されるような重要な案件を書き留めるといった性格の文書であり、その名称の通り、「殿中」(大内館の中心的な建物)に保管されるべき公用日記であったと推測されます。

⑥文明18年(1486)、大内政弘は奉行当番の役目として、「奉書案文」を大内氏当主の上覧に供することになっているにもかかわらず、近頃はおろそかになっているので、今後は、事あるたびに、あるいはすべての事柄について上覧に供すべきことを法度に定めています。

⑦長享3年(1489)、大内政弘は出仕する者に毎日自筆で着到(出勤簿)を記させ、その記録を五大鼓(午前八時頃)が打たれた後に当番の「御前之童部衆」が上覧に供するよう法度に定めています。

⑧天文10年(1541)、政弘の孫に当たる大内義隆は、安芸国全土を掌握した直後に安芸厳島神社の神官棚守房顕に命じて、同社の宝倉に納められていた神領に関する証文をすべて持参するように命じています。それは、同社の社家衆から大内氏に提出された証文と照合するためという理由によるものでした。安芸国全体の新たな支配者となった大内氏が、同国一宮の社領を文書によって把握しようとしていることが知られます。

また、その後も大内氏は、訴訟に不慣れな厳島神社の社家衆に対して、訴訟として取り上げるかどうかは誰が口利きしたかということとは関係がない旨を伝え、先例となるべき言い分が記された過去の奉書を上覧に備える必要性を説いています。つまり、大内氏は厳島神社に対して、訴訟における公平の原則と文書主義を採用することを明言し、その立場で支配にあたっているので

す。

以上のような事例から、中世大名である大内氏は、当主自らが文書の重要性を熟知し、それを管理しようとしていたと考えられます。つまり、大内氏は「文書主義」による領国支配をめざし、かつ実行していた権力体であったといえそうです。

《殿中文庫とは？》

それでは、大内氏の公文書はどこに保管されていたのでしょうか。

大内氏の関係史料には、「文庫」「文籠」という言葉が散見されます。例えば、長享3年(1489)の掟書では、「殿中毎月御歌・同御連歌御懐紙」は、奉行や筆者当番の役として取り置き、たまつたら「文庫」の番衆に渡すべきことが定められています。

また、明応3年(1494)の興隆寺証文筥蓋裏書銘(写真)からは、大内氏氏寺の氷上山興隆寺で毎年執行される修二月会の大頭役を定めた「差文」をはじめとして、同会で行われた歩射・舞童・屈請等に関する記録、及び「御寄進状」「奉書」を当年のものまで「山口殿中文庫」に写し置いたこと、今後は祭礼が終わった翌日に執行坊の役目として案文を調進するよう命じられたことなどがわかります。

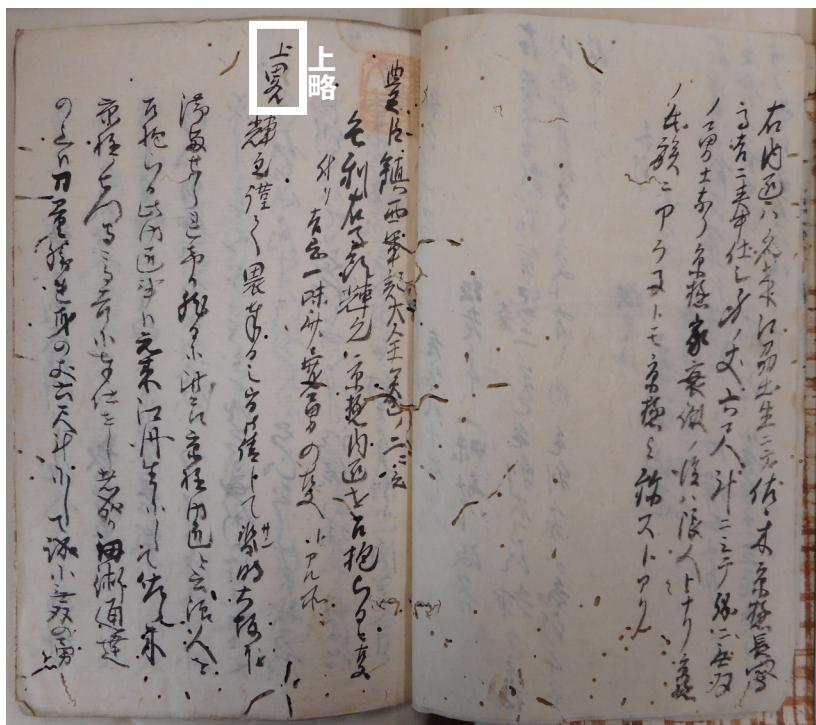
さらに、享禄4年(1531)、大和国人の十市遠忠が木阿本『李花集』(後醍醐天皇皇子宗良親王の和歌集)を書写した際の奥書には、彼が書写した写本は「防州大内文籠之抄物」であったことが記されています。

これらの実例から、「殿中文庫」は、山口の大内館にあったこと、警備の者がいたこと、氏寺の祭礼記録と氏寺に出された大内氏の文書の控えのほか、和歌や連歌の懐紙、歌書を保管していたこと等々が判明します。

従来この「殿中文庫」なるものは、代々文芸に造詣の深い大内氏が収集した典籍や経学詩文など内外の稀書珍籍を納めた、本邦図書館史上特筆に値するものであると理解されてきました。

ところが、もともと「文庫」とは、典籍の類よりも政治関係の文書を納める施設であり、鎌倉幕府においては、奉行人たちが個々に所蔵する文書・記録類を総括する機能を最終的に保証する役割を担保していました。また、いわゆる大内氏掟書も、「文庫」にたまつた「奉書・壁書・判物」などの案文を集成したものであるとの説が出されています。

このような見解に立てば、「殿中文庫」とは、典籍・図書類のみでなく、大内氏にとって領国支配の上で不可欠な御判や奉書の案文を保管し、必要に応じて上覧に供するための施設でもあったと考えられそうです。



「豊臣鎮西軍記抜書・扶桑見聞私記抜書 吉岡一味斎之事・京極内匠其外」(多賀社文庫1385)



02

アツメル・シルス ②

抜書いろいろ

《抜書をつくる》

「抜書」、したことがある方も多いと思います。重要な箇所や覚えておきたい箇所をノートなどに書き溜めるかんじでしょうか。大部の本から必要なところだけを残したダイジェスト版(抄本)を作ることも、コピー機が普及する前はよくおこなわれていました。

また、前近代においては、書籍を使って学習した際の副産物としても抜書は作られました。本によって学ぶ際、抜書しながら理解・記憶するという流れでおこなわれたことによるものです。現代でもこれに近い学習法はありますが、必ずしも抜書とは限らない要約による点や、基本的には複数の本からの抜書を、ノートやカードに書き溜める点が違うところでしょうか。

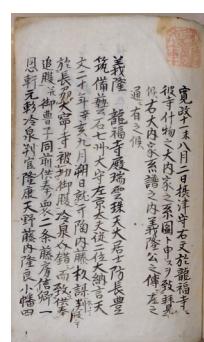
いずれにせよ、書物という、体系化された情報のまとめ(知識)から抜書をつくるということは、自らの問題意識に合わせて、必要な情報を切り出し、集めなおすこともあります。抜書からは、作成者の興味関心や苦闘の跡が窺えます。

《多賀社文庫の抜書》

大内氏によって勧請されたと伝わる多賀社(山口市)の大宮司高橋家に形成された多賀社文庫(全1475件)は、当館諸家文書の中でも、抜書をとりわけ多く含む文書群です。「抜書」の語を含む資料だけでも129件あり、さまざまな抜書をみることができます。

中でも特徴的なのが防長二国及び大内・毛利両家に関する抜書です。上の写真は、『豊臣鎮西軍記』という軍記物の中に登場する、毛利家に仕えていたとされる人物に関する記述を抜書したものです。左側の頁の本文冒頭に、「上略」とあり、関連箇所だけを抜き出したことを示しています。

抜書の対象は、この他に、『和漢三才図会』(多賀社文庫8、以下資料名の後の数字は同文庫の請求番号)や『諸国名義考』(9)、『陰徳太平記』(172)や諸家の分限帳(350)等、多岐にわたっており、地域のことや新旧領主のこと等に高い関心を持っていたことがわかります。

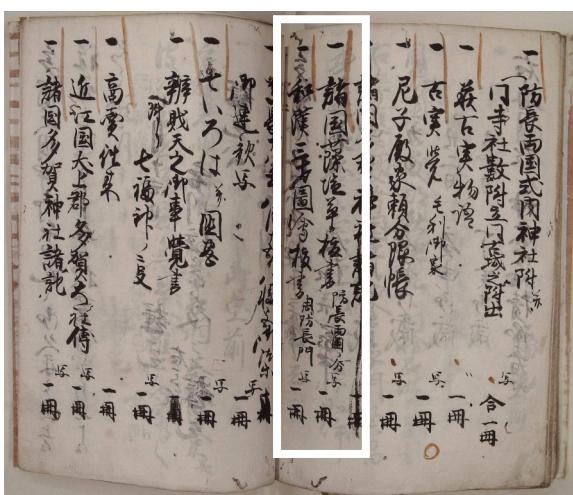
「大内家系譜抜書」
(多賀社文庫137)

多賀社大宮司を務めた高橋家は、文事を好む人が多く、特に天明元年(1781)から当主となった有文は、大内氏や山口関連の文書記録を集めました。

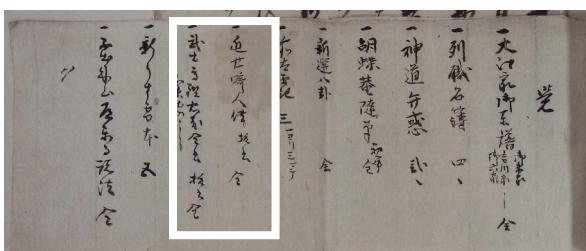
写真は有文が龍福寺へ調査を行った際の記録で、その旨が注記されています。問田家へ調査を行った時に作成された同名資料(134)にも同様の注記があり、彼の活動が窺えます。

現代の感覚と大きく異なる点は、フィクションが多いとされる読み物からも情報をを集めているところです。『豊臣鎮西軍記』も、現在ならばフィクションが多いと判断される類のものです。当時も情報の確実性、フィクションかどうかということは検討されていましたので、集めたものを全て正しい知識として覚え込んだという訳ではないでしょうが、今は異なる知の方方が窺えます。

多賀社自体に関する抜書も当然ながら多く、由来や所領に関する抜書(375、962等)の他、業務に関わるものもあります。多賀社では遅くとも18世紀初め頃から代々大宮司が社務日記をつけてきたようで、それをもとに「日帳抜書」(756)「万控帳抜書」(777)「社記抜書」(36、854、887)のような抜書を作成しています。中でも、36は祈雨、756は寄進に関する記事の抜書です(シートNo.7コラム参照)。この他、儀式典礼(1357、1362等)にても勤功(239、251等)にても、抄本的な抜書が主です。これらの中には、もとの書物が多賀社になかったと考えられるものもあります。どこかから借りて抜書し、手許に留めようとしたのでしょうか。



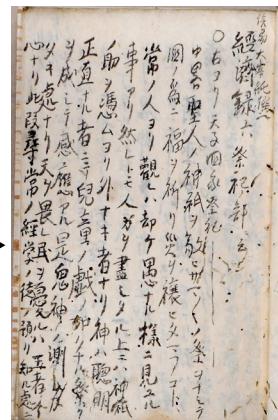
▲「多賀大社御書物目録」(1)。朱の合点(薄くみえる部分)は文化14年(1817)に確認したときのものです。現在多賀社文庫にのこる書物のうち、この「御書物」に入らなかったものには、「文化八年校割帳御改之外」の印や付箋が付されています。



▲「多賀社文庫本貸出控並借用証書」(917)。当時寺社方等を兼務していた近野虎之進を中心に、小郡や篠目の人とも貸借があったことがわかります。



◀「賀茂皇太神宮記抜書」(600)。斎院(京都賀茂社に仕えた皇族女性)に関わること等を抜書しています。省略部分は縦線で表現されています。



▶「経済錄抜書」(1393)。主に神徳や祭祀に関連する箇所の抜書です。林子平による海防論『海國兵談』の抜書等もあり(1392)、幅の広さを感じさせます。

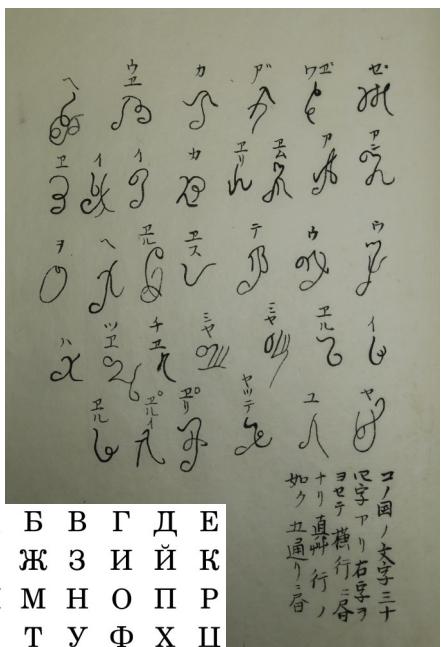
《書籍扱いの抜書》

このように、書目だけでなく、作成目的や抄出の程度、作成者による編集具合等についても多様な多賀社文庫中の抜書ですが、中には一般に版行されている書物に準じた扱いをされたものもありました。

左上写真は、宮司代替り時の校割改(交割改、寺社の什物調査)のため、文化8年(1811)に高橋有文が作成、藩に提出した、多賀社の書物目録です。ノドの右脇に「諸国藻塩草抜書 防長両国分」「和漢三才図会抜書 周防長門」とあります。今でいうと部分的にコピー、製本したものを、蔵書目録に入れるかんじでしょうか。

この前年に作成された目録(2-2「山口多賀社御文庫書目 坤」)には、上記「諸国藻塩草抜書 防長両国分」に該当するとみられる「諸国藻塩草 周防長門抜書」等を載せた上で、末尾に「其外抜書物数多御座候得共、是ハ書載不申候」と書き添えています。「他に抜書はたくさんありますが載せておりません」とわざわざ断るということは、他の抜書についても「書物」として載せることもあるが、今回は(指示によるのか自己判断によるのかは別として)載せなかつたということでしょう。この記述からは、抜書も場合によっては「書物」としてカウントし得るものであったことが窺えます。

左下写真は安政5年(1858)の多賀社文庫の本の貸出目録です。「近世畸人伝抜書」(1422)や「武士高鑑忠義全書抜書」(1389)もあり、書物のように近辺の役人や町人等への貸借の対象となっています。多賀社の抜書も、書物のように地域へと流れていたのです。多賀社といふと連歌で有名ですが、抜書とその関連資料は、同社のそれとどまらない、複合的な地域文化のセンターとして的一面をみせてくれます。



А Б В Г Д Е
Ё Ж З И Й К
Л М Н О П Р
С Т У Ф Х Ц
Ч Ш Щ Ъ Ы Ъ
Э Ю Я



「於魯志伊家雜談」(徳山毛利家文庫「条約」29)



03

アツメル・シルス ③

幕末の対外情報の収集

《外国情報の収集》

江戸時代、徳川幕府は窓口を制限することで海外からの情報と貿易を独占しようとしていたことは確かですが、それがどこまで貫徹していたかは疑問です。

たとえば、不幸にして法を犯すことになった外国への漂流者と、それを取り調べた幕府役人しか知りえないような情報や書物(漂流記)も、「口書(くちがき=取り調べ対象者の供述を記録したもの)」のまま写し取られたものも含め、毛利家文庫などにたくさん残っています(『防長と海』解説シートのNo.3「漂流記」参照)。

上の写真は、ロシアに関する情報を書き留めた「於魯志伊家雜談」に含まれる挿画です(於魯志伊家=おろしいや=おろしや=ロシア)。本書は、江戸で文名を馳せていた太田南畠(蜀山人)の著した『沿海異聞』巻三に収める「於呂志屋國ノ事」の写しであり、天明2年(1782)に漂流し、ロシア帝国の帝都サンクトペテルブルクで女帝エカチリーナ2世に謁見して帰国を願い、寛政4年(1802)にアダム・ラク

スマンに伴われて帰国した大黒屋光太夫らがもたらしたと思われる情報をもとに作られた本です。

直接の写しであるか、また入手の経緯や写しの年代はわかりませんが、徳山毛利家は、この本を所蔵していました。

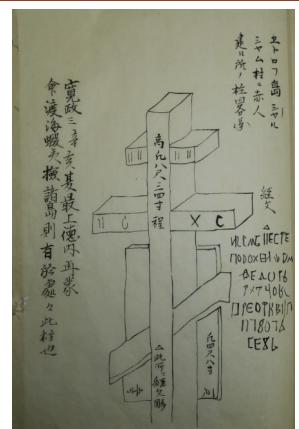
右のエカチリーナ2世(イカチリーナ・フタラヤ・アレクセーエヴナ)の絵には、「エカチリナ アレキ セウナの像

寿七十余歳

才智至て勝(すぐ)れ よく国民を懐く」

との情報が記され、そのほかにもラクスマラ役人の体(てい)・楽器・家作・武器・測量機・渾天儀や喫茶具等の図も簡単な説明やロシア語の呼び方とともに記されています。

左はロシア語のアルファベットを記したものです、同じく徳山毛利家文庫「条約」28「魯西亞志 下」(右コラム参照)にもロシア語アルファベットの記載があります。文字は情報のやり取りの基礎となるものですから、ことさらに注目されたのでしょうか。

「魯西亞志 下」
(徳山毛利家文庫「条約」28)

右上に、「エトロフ島シャルシャム村ニ赤人建ル所ノ柱略図」とあり、この標柱が押捉島最北端の薬取村(しべともむら)シャルシャムにあったことがわかります。

左に「寛政三年辛亥夏、最上徳内再蒙命渡海蝦夷、検諸島、則有於処々此柱也」とあり、「経文」が記されていたあるので、おそらく18世紀後半の現地の人の墓標であろうと思われます。

《外交情報の収集》

当館の毛利家文庫や徳山毛利家文庫には、外交に関する資料も数多くあり、とりわけ徳山毛利家文庫の「条約」には、日米和親条約(嘉永7年=1854)をはじめとする4か国との和親条約や、日米修好通商条約(安政5年=1858)をはじめとする安政の五か国条約などが、まとまつたかたちで残されています。各条約が記載されている冊子の番号は、以下のとおりです。

〔和親条約関係〕

- 日米和親条約(嘉永7年(1854)、「条約」2,3)
- 日英和親条約(嘉永7年(1854)、「条約」16)
- 日露和親条約(安政元年(1854)、「条約」19,20)
- 日蘭和親条約(安政2年(1855)、「条約」32,33)

また、ペリーが持参したフィルモア大統領の書翰(「条約」10~12, 14)や、ロシアのプチャーチンが持参した皇帝ニコライ1世の書翰を訳したもの(「条約」22, 23, 34)等も含まれています。一方萩藩の毛利家文庫には、アメリカとの応接録等を含む「開鎖記事」(29風説47)などがあります。

〔修好通商条約関係 すべて安政5年(1858)〕

- 日米修好通商条約(「条約」15,18)
- 日蘭修好通商条約(「条約」18,35)
- 日露修好通商条約(「条約」18,21)
- 日英修好通商条約(「条約」17,18)
- 日仏修好通商条約(「条約」18,36)

「条約」18には5か国のが合冊されています。

なお「両公伝史料」1478~1480には、ペリーの再来航から修好通商条約締結までの経緯の記述があります。

《長崎聞役と江戸での情報収集》

このように、江戸時代を通じて、萩藩やその支藩である徳山藩など、各藩は外国や外交に関する情報を熱心に収集していました。萩藩は北方と西方を海を通じて外国とつながっているという地理的条件もあり、大陸からの漂着者も多く、外国にかかる機会も多かったことから、とりわけ对外情報の収集に熱心だったかもしれません。西国大名の多くがそうしていたように、萩藩も、オランダ船が長崎に入港し滞在する5月中旬~9月下旬の間、長崎に詰める「聞役」(長崎聞役)という役職を置いて、異国船来航などの緊急時の情報収集や、平時での長崎奉行と国元の間の連絡等を担わせていました。文久年間(1861~64)に江戸・京都・防長間を東奔西走して内外の情報収集にあたつた小田村文助(のち楫取素彦)も、一時長崎聞役として活動していました。

また江戸にも对外情報の収集にあたる役目を帯びたものがあり、「風説書」(毛利家文庫29風説1)には、外国语が堪能であった手塚律藏や村田蔵六(大村益次郎)らが外交に関する幕府の対応等についての情報を藩に書き送ったものが残っています。

ペリー来航以降の幕末の動乱は情報戦争ともいえる側面をもっており、西国の各藩は、その意味でも優位な立ち位置にあったといえるでしょう。当館が所蔵する長崎聞役の資料には、次のようなものがあります。

- 「肥前国長崎聞役記録」 (毛利家文庫9諸省27)
- 「異船事御尋ニ付御答」 (毛利家文庫28防寇14)
- 「兼重源六持帰之長崎ニ於ケル風説書」 (毛利家文庫29風説67)
- 「長崎伝記 黒船御手当・聞役記録(写)」

(県史編纂所史料492)

徳山毛利家文庫「条約」より。右から、
「亞美利加(アメリカ)一條」(条約1)
「亞墨利加(アメリカ)条約」(条約2)
「英吉利(イギリス)約文」(条約16)
「英吉利(イギリス)国条約并税則」(条約17)
「魯西亞(ロシア)条約并税則」(条約21)
「魯西亞(ロシア)騷動落書」(条約25)





04

アツメル・シルス④

明治山口県の映し鏡

《近代山口県と行幸啓》

天皇の外出を行幸、皇后・皇太后・皇太子・皇太子妃の外出を行啓と呼びます。山口県では、明治5年(1872)と明治18年に明治天皇の行幸、明治41年に東宮(後の明治天皇)、大正11年(1922)に貞明皇后行啓、大正14年に東宮(後の昭和天皇)の行啓がありました。

さらに、明治44年11月、陸軍大演習視察のための九州下向途次、明治天皇の三田尻御駐輦(宿泊)もありました。

行幸啓に際しては、厳重な警備の一方で、何かしらの感慨を胸に抱いたひとびとによって世間全体が奉迎ムードに包まれます。明治末年の二度にわたる奉迎にあたっての献上品や台覧品は、はからずも明治期の山口県の姿をあらわす記録や情報の集大成となったのです。

《行幸啓にまつわる記録》

文字(手書・活字)、数値、図解、地図、写真など、行幸啓時の近代の県域の姿はさまざまな手段によって記録されてい

「献上品」の世界

ます。その多種多様な世界には豊かな情報が詰め込まれています。印刷技術の進歩とも連動しますが、写真や地図、そして色刷りの記録が記憶をたぐりよせるタイムスリップの愉しみを増幅させてくれるのです。

《明治41年の献上品》

明治期の山口県の表情は、「県治一覧表」「県治一班」「県治提要」「県治概況」などさまざまな名称の県の刊行物で垣間見ることができます。「県治提要」は明治18年7月作成、つまり明治天皇行幸時に呈上されたものです。「県治概況」は明治32年の内務大臣西郷従道の視察にあわせて作成されたものです。その後作成された「勧業年報」「学事年報」「警察年報」からも県の姿を捉えることが可能です。このような各種の記録の集大成が明治41年東宮行啓時に呈上された「県勢要覧」です。

外向きに伝えるべき県の姿として、風土や人口以外に、明治前半期作成のものには、治水事業・交通網整備などの報告に



「山口縣大觀」
(一般郷土史料 B8)

大正の行啓に際しても、それぞれ『記念写真帖』が作成されています。

東宮行啓の写真帖は一般配布用の簡略版が数種類作成されています。それまでのものとの大きな違いは、各所をめぐる東宮の姿が撮されていることです。

写真は東宮行啓の翌年に行啓記念に作成された「山口縣大觀」。鳥瞰図絵師吉田初三郎のライバル金子常光の鳥瞰図をあしらった県勢要覧です。

「防長名蹟」(写真資料・行幸啓 4)

力点がおかれ、明治後半期のものでは産業統計が重視されていく傾向がみられます。つまり、県の実情を描き出す場合に、はじめは領域的な把握に重きがおかれ、のちには生産力が重視されていく傾向があったのではないかと思われます。

明治の東宮行啓時には「山口県県勢要覧」のほかに「明治三十七八年戦時竝戦後経営一斑」「防長名蹟」が作成されました。

前者には、国債募集や出征軍人数など日露戦争への対応を直接的に示す数値と、日露戦後経営で重視された軍人救護に関する数値が掲載されています。とくに「廃兵竝軍人遺族就業実況」の項目には、その窮状を伝える写真が数多く掲載されています。日露戦後の閉塞感のにじみ出た記録です。

一方、「防長名蹟」には、県内の名所旧蹟に加えて、小野田セメント・義濟堂・海軍煉炭製造所など県内の近代工業を象徴する施設の写真が掲載されており、歴史や由緒とあわせて伸長する県勢の様子が強調されています。見開きで左側に写真、右側に説明、という構成です。山口町の写真師麻生雲烟撮影の写真がコロタイプ印刷で製版されており、明治末年の山口県のさまざま姿が凝縮されています。

また、東宮行啓記念として、明治41年7月に「山口県案内」が防長新聞社から刊行されています。初代山口県教育博物館長作間久吉の叙述により、県内の地理歴史風土が紹介されているほか、「交通」「官公衙」「団体」「教育」「銀行」「会社」「衛生」などについても便覧的に列記されています。少量ながらも写真も掲載されているほか、色刷りの広告も加えられており、当時の実業会の興隆の様子も概観できます。

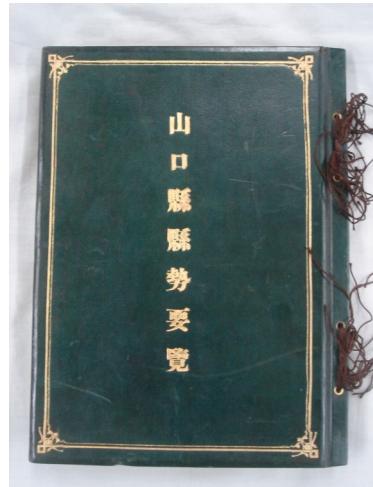
《明治44年の献上品》

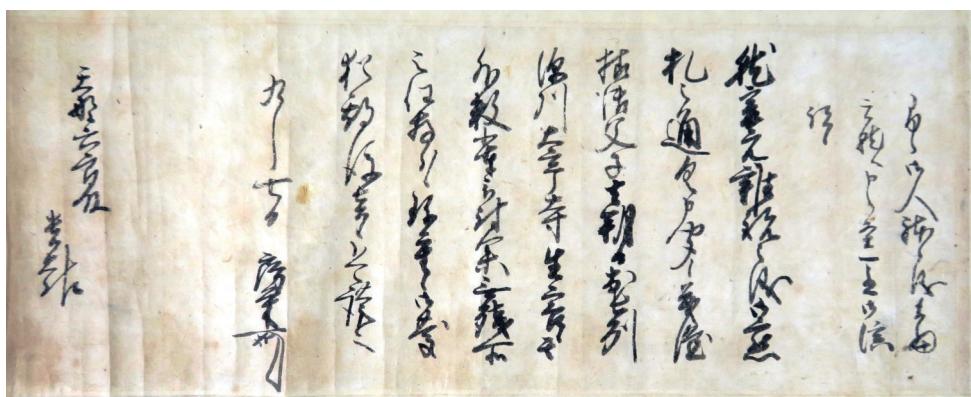
明治44年の、明治天皇三田尻御駐輦を契機に献上されたのが「防長名蹟」「県勢要覧」「山口県地図」「防長志要」です。前二者は明治41年の東宮行啓時の献上品を基調として、統計データ等を時点修正して、装丁を豪華に仕立てたものです。表紙は錦でこしらえ、桐箱に収められた献上品は、県に残された発注仕様書によると「高尚優美な最極上製」と記されており、京都や東京の書肆業者がその作製を請け負っています。独特な優美な風合いの仕上げには高い技倆が必要であったことなのでしょう。二部作製され、一部は皇室に献納、一部は県に保管されたのです。

明治末年の行幸啓という一大イベントにあわせて用意されたさまざまな記録は、明治の社会の諸相を集積した「映し鏡」と考えることができます。

●写真右上・右中(写真資料・行幸啓 1)

●写真右下(写真資料・行幸啓 3)





天野六郎殿
貴報

九月七日 房栄(花押)

就爰元雜説之儀、御懇
札之通具申聞候、義隆
様御父子去朔日於長州
深川大寧寺生害候、其
外數輩被討果、無殘所
被任存分候、珍重候、御慶
猶期後音候、恐々謹言、

尚々御人躰之儀、委細
元就へ申候條、可有御演
説候、

「江良房栄書状」(右田毛利家文書貴重4-26)



05

ツタエル・ツタワル①

大内義隆自害をめぐる「雑説」

《事件と雑説の発生》

天文20年(1551)9月1日、現在の山口県域に当たる防長両国にとって、大変大きな事件が起きました。この地域を支配していた西日本最大の大名であった大内家の当主義隆が、陶隆房(のちの晴賢)を中心とする有力家臣たちに背かれ、長門国深川(現長門市)の大寧寺で自害に追い込まれたのです。

この事件は、大内氏の影響下にあった隣国安芸国志和東(現広島県東広島市)の米山城を本拠とする有力な国人領主である天野隆綱のもとへ「雑説」という形で伝わりました。「雑説」とは、一般的には、種々のうわさや根も葉もない風聞、とりとめもない風説を指す言葉です。

ここでは、この政変について記す当時の文書から、この「雑説」の背景を探ってみることにします。

《関係者の手紙》

上の写真は、天文20年9月7日に陶隆房の腹心である江良房栄から天野隆

綱に対して出されたものです。

この手紙にはどういうことが書かれているのでしょうか。内容を意訳してみます。

こちらの「雑説」についての丁寧なお手紙の内容は、主君の陶氏に詳しく伝えました。大内義隆様御父子は、去る9月1日に長門国深川の大寧寺において命を落とされました。付き従っていた者たちも討ち果たし、主君の思い通りになりました。めでたいことなので、またお便りします。

(追伸)

大内家の家督相続人について、詳しいことは毛利元就へ伝えました。毛利殿から御説明があるでしょう。

《雑説の内容を探る》

この手紙に書かれていることは、当時の人にとってかなり衝撃的な内容だったと思われます。では、具体的にこの場合の「雑説」はどんな内容だったのでしょうか。それを探るために、この事件の前後の状況を整理しておきます。

実は、陶氏の拳兵は突発的なことでは

山口
雑説
之由

大内氏家臣連署奉書写
(県史編纂所史料1111
「山野井家文書」)

大内義興は、16世紀の初めに上洛して本拠地である山口を長期間留守にします。ここでは、その時に散見される、「雑説」を紹介します。

① 永正6年(1509)に「山口雑説」を耳にし、駆けつけた安芸国の能美氏が留守を預かる大内氏家臣から褒められています。何らかの異変が安芸国まで伝わったのでしょうか。

② 永正8年(1511)大内氏は洛北の船岡山で天下分け目の合戦を行い、前将軍方に勝利します。その様子を国許へ伝えた文書の中で、遠方だから色々「雑説」があることだろうと述べています。

なく、半ば表面化していました。詳細は、下記の略年表のとおりですが、事件の8ヶ月前には、大内義隆と陶隆房の仲をめぐって、さまざまな「雑説」がとびかけていました。そして、天野氏は事前にその計画を知らされていて、協力を求められていたのです。

これらのことから、この事件に関する「雑説」の内容とは、政変がどうとう起こったらしいという前提で、時間の経過とともに、①義隆が館から脱出したらしい、②義隆が陶氏の追撃を受けて、日本海方面へ逃走中らしい、③義隆は大寧寺に追い詰められたらしい、④義隆はどうとう自害したらしい、というおおむね正確なものから、⑤陶氏は挙兵したが、結局は義隆と和解したらしい、⑥義隆は日本海方面でなく、吉見氏を頼って津和野へ向かったらしい、⑦義隆は船で九州へ落ち延びたらしい、⑧大寧寺で自害したのは影武者で、本物の義隆は脱出してどこかに落ち延びたらしい、⑨義隆は再起のため味方を募って、山口を目指しているらしい等々、義隆に心を寄せる人たちの希望的観測を含んだものまで、本当に様々だったのではないかと推測されます。

とすれば、天野氏から陶氏への手紙には、不首尾に終わったという噂もあるが、きっとうまくいったことでしょう、お疲れ様でした、今後のことば改めて相談したい、という趣旨のことが書かれていたのではないかと考えられます。

《伝わるスピード》

前述したように、この手紙は、9月1日に起こった事件を「雑説」の形で伝え聞いた天野氏が陶氏側に出した手紙に対する返書です。

手紙の日付は9月7日付けですから、事件から6日後に出されたものということになります。事件の舞台となった大寧寺と天野氏の居城米山城は直線距離にして約140km、山口と米山城は同じく約110kmです。

「雑説」が伝わる時間と手紙が届けられるのに要する日数は単純には比較できません。しかし、両者とも人を介して伝わることから、仮に同じくらいだと仮定すると、この場合の「雑説」は3日くらいで、天野氏の許へ伝わったことになります。10日も1ヶ月もかかったわけではありません。

参考までに、時代も背景もまったく異なりますが、長門～山口～東広島で、情報を伝える文書や人がどれくらいの日数で行き来したのかを紹介しておきます。

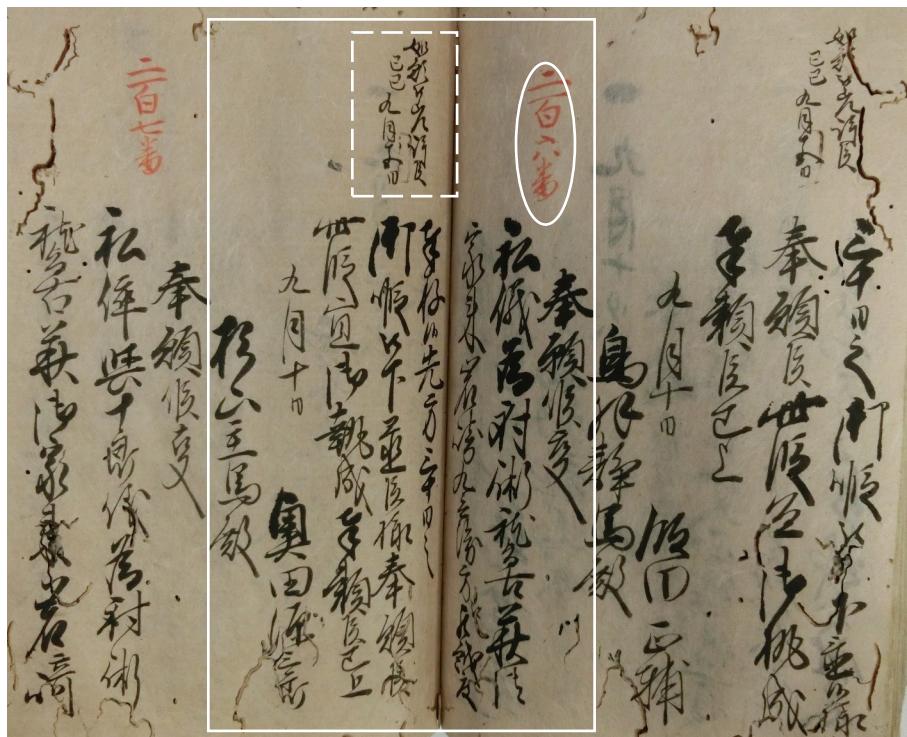
①寛正2年(1461)に大内氏は、訴訟の迅速化を図るために、分国の首都である山口と分国内の各地との往来に要する日数を定めた法令を出しています。これによると、長門～山口は2日半、山口～東広島は7日となっています。つまり、山口経由だと長門～東広島は最長で9日半かかるという計算です。

②江戸時代の萩藩主が領内巡査や参勤交代に要した日数は、長門～山口は2日、山口～東広島は5日くらいです。つまり、山口経由だと長門～東広島はおよそ7日かかる計算になります。

大内義隆自害に関する雑説は、案外早く伝わったと言えるのかもしれません。

関係略年表

年	月	日	記事
天文18年(1549)	3		陶氏と山口滞在中の毛利氏が密談。
天文19年(1550)	8	24	陶氏、挙兵計画の内容(義隆隠退・義尊擁立)を毛利氏へ伝える。毛利氏は、陶氏の要請に応えて安芸国内で天野氏や吉川氏などに対して多数派工作を行なう。
	9	24	陶氏が山口今八幡宮・三宮両社の祭礼に参詣する義隆を襲うとの風聞が流れ、陶・義隆ともに兵を集めめる。
	11	27	陶氏、暇を請い本拠の富田へ去る。
	11		東大寺が陶氏の調伏を行う。
	1		義隆と陶氏の仲をめぐって様々な雑説が飛び交う。
天文20年(1551)	5		陶氏、挙兵計画の内容を変更(義隆父子殺害・大友晴英擁立へ)。
	8	2	毛利氏と申し合わせ、陶勢は厳島を占領。毛利氏は安芸佐東郡を占領し、大内氏の城番を退去させる。
	8	28	陶氏、挙兵。山口へ攻め上る。
	8	29	陶氏家臣の椋木氏が、義隆側の能美備後守を香積寺門前で討ち取る。同じく美祢郡徳林庵に立て籠もった龍崎隆輔などを討ち取る。
	9	1	大内義隆父子、長門大寧寺へ追い詰められ自害。
	9	4	毛利氏、大内方の平賀隆保の拠る頭崎城を攻略する。
	9	4	陶氏、石見国人周布氏に義隆殺害と家督相続人の擁立について知らせる。
	9	7	陶氏家臣江良氏が、安芸国人天野氏に義隆殺害について知らせる。
	9	19	これ以前、毛利氏は豊後大友氏に陶氏挙兵の成功を祝した書状を認める。



「願事録初編 文化6年(1809)」(徳山毛利家文庫「願事録」23)



06

ツタエル・ツタワル②

個々の記録情報をつなぐ

《記録情報をつなぐこと》

藩で作成される記録類にはそれぞれ個別の役割があり、記述される事項も決まっています。徳山藩を例にとれば、「御居間日記」は徳山藩主の身の回りで起こったできごとを記し、「大令録」は、「遵奉すべき令達、または賞罰その他の重要な事項」(『徳山市史』上巻)をとりまとめたものです。こうしたことは、徳山藩に限らず、どの藩においても同様だったことでしょう。

徳山藩は表高(おもてだか：名目上の所領高3万石(正徳6年[1716]までは4.5万石。天保7年[1736]城主格になり4万石余)の藩で、その規模は決して大きではありません。しかし、藩は多数の家臣を抱え、その領域には多くの人々が生活しており、人々の営みは様々であったはずです。こうしたできごとのうち、関係する記録のすべてに同じことを記すことは効率的ではなく、ひとつの記録に詳述し、他にはその記録を見るよう導く方法を探れば、煩を避けることができます。以下、その具体例を紹介しましょう。

《注記でつなぐ》

前出「御居間日記」明和6年(1769)2月5日条(徳山毛利家文庫「御居間日記」251)に、徳山を訪れていた萩藩からの使者・宮木八郎右衛門に対する応接について、「…八郎右衛門御表江籠下り、小書院ニ而御料理被下之、委細御表日記ニ有之爰略之」とあります。「御表日記」に詳細があるのでここでは省略する、とのこと。「御表日記」をタイトルに持つものは徳山毛利家文庫にはないのですが、「表」の日記に該当する「御蔵本日記」(徳山毛利家文庫「御蔵本日記」494)や「御居間日記」(同「御居間日記」350)をひとつと、応接の様子が一段と詳しく記されています。

また、「御手紙控」(別名「常令録」という記録を見てみましょう。「御手紙控」は、徳山藩当役や両人役からの指示などをまとめた記録類です。

「御手紙控」寛政11年(1799)5月23日(「御書出控」236)に、「右別紙ハ御書出控ニ有之故爰ニ不記之」との朱書きが



徳山毛利家文庫

徳山藩の藩政文書である徳山毛利家文庫は、現在、19,000点余を公開しています。

日記をはじめ、未加工の記録が豊富に残されており、まだまだ新たな発見が期待できる文書群です。

また平成19年(2007)からは、一紙物の公開を順次はじめています。既に閲覧・利用に供している簿冊形態の文書とあわせて御利用ください。

あります。本文は「別紙」を関係者へ伝えるようにとの指示があるのですが、その「別紙」は「御書出控」にあると言うのです。

そこで「御書出控」(別名「大令録」)同日条を見ると、別紙の内容が、大殿様(7代藩主就馴)の富田の仮御殿普請に関する事だったことがわかります(「御書出控」53)。

こうすることで複数の記録に同じ内容を記録する必要がなくなります。一方で、今日、私達が資料として記録を調べる場合には、双方の記録を見た上で内容を判断する必要が出てきます。

《番号でつなぐ》

前頁上の写真は、徳山毛利家文庫の「願事録」という資料です。「願事」とあるように、藩内各階層からの願書をとりまとめたもので、寛政4年以前の「古願事録」と、それ以降とに分けられ、寛政4年以後は願いや伺いの提出者ごとに簿冊を分け、初編は家臣、二編は地方・町方、三編は寺社、四編は藩外となっています。

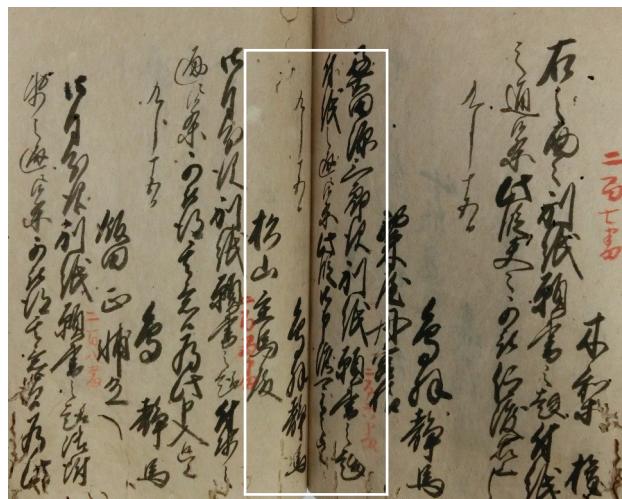
四角で囲った部分が1通の願書です。奥田源三郎が

組頭である杉山主馬に対し、射術稽古のため、萩藩士・岩崎九兵衛の許へ出向くため、30日間の暇を願い出たものです(文化6年[1809]9月10日)。破線四角で囲った部分はそれへの藩からの回答で、9月15日付けで「如願被差許候」とあり、5日後には希望通り許可されています。

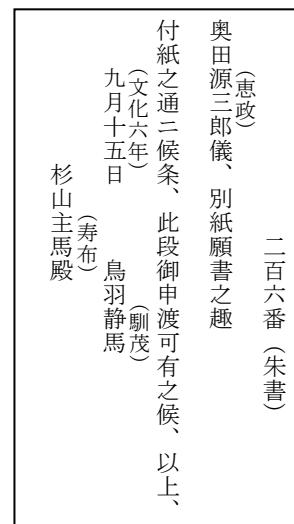
さて右上には「二百六番」と朱書きで番号が付されています(丸で囲んでいる部分)。この番号は何でしょうか。

その答えを見つけるため、今度は徳山毛利家文庫の「御手紙控」をひもといてみましょう。

下の写真は、「御手紙控」文化6年9月15日の記事です。内容は、奥田源三郎の願書の事情は付紙(書面の上下などに切った紙を貼り、簡便に指示内容を伝えるもの)とおりであるので、そのことを本人に伝えなさい、というもののです。指示は当役の鳥羽静馬から杉山主馬に出されています(杉山は前述のとおり奥田の組頭です)。右下には「二百六番」の文字があります(やはり朱書きです)。つまり、「願事録」に願書の書面と藩の回答、「御手紙控」にそれについての指示(を出した証)が記され、同じ番号を与えて相互に関係性を持たせているのです。



徳山毛利家文庫「御手紙控」271 文化6年7月～9月

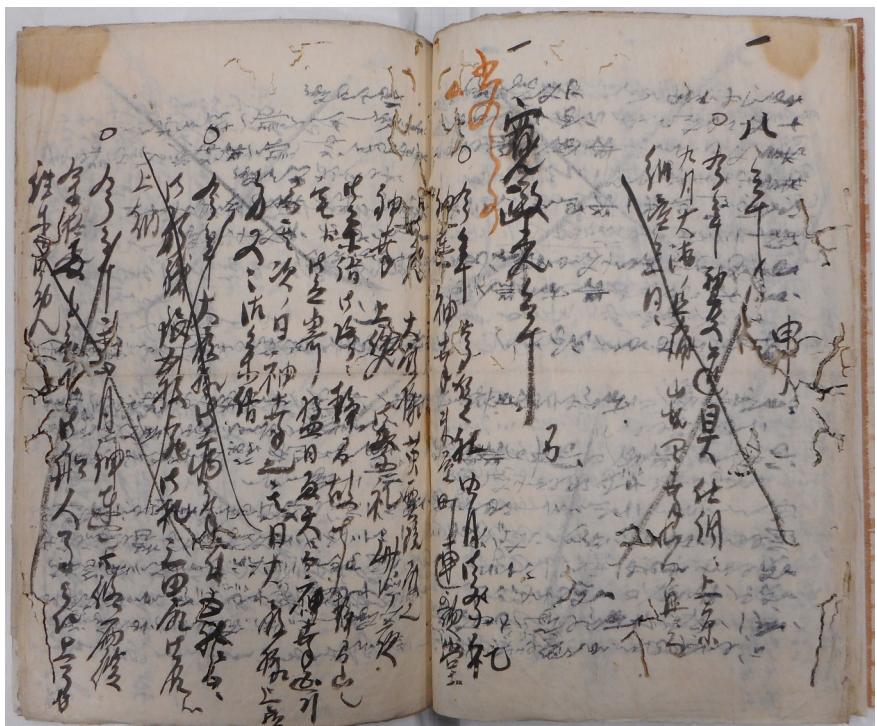


※ (破線囲い部分)	奉存候、先方三十日之
如願被差許候、 己巳九月十五日	此段宜御執成奉願候、已上、 御暇被下置候様奉願候、
	九月十日 奥田源三郎
	杉山主馬殿
	※ (表面資料翻刻)
	二百六番 (朱書)
	家来岩崎九兵衛方江寵越度
	私儀、為射術稽古萩御
	奉願候事、

鳥羽静馬：当役

杉山主馬：中小性組頭

奥田源三郎：中小性組(40石)



「社記目録」(多賀社文庫733)



07

ツタエル・ツタワル③

日記を使いこなすために…

《社記「目録」?》

写真は、多賀社文庫(シートNo.2参照)の「社記目録」という資料です。「社記」とは神社の日記のこと、ここでは多賀社の日記、現代でいう業務日誌にあたります。また、「目録」というと物品等のリストを思い浮かべる方も多いと思いますが、この資料は今でいう「目次」に近いものです。「目録」にしろ「目次」にしろ、一定の目的と規則のもとに対象の名前や内容項目を順番に並べたものです。この「社記目録」は、社記の内容を簡潔にまとめ、箇条書きにしています。

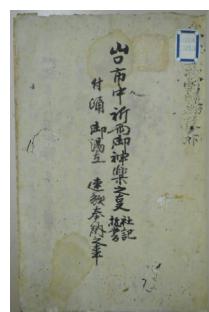
それにしてもなぜ、このようなものが作られたのでしょうか。これには、当時の業務運営の仕方や記録のあり方が関係していました。

社記などの日記には、当然ながら日ごとに業務内容や出来事が記されました。多賀社の場合、18世紀初めには社記に類するものがあったようです。長年にわたり書き継がれたものは、その組織・人の業務情

報の集合体、データバンクとなります。江戸時代までは、業務上の判断をおこなう際に先例を参考にすることが多く、日記はその際の典拠として重要なもののひとつでした。

とはいっても、日付順に記事が並んでいる日記は、いざ使うとなると難しいものです。年中行事ならば、各年のその行事がおこなわれる頃の日記を参考すれば、関連記事に辿り着くことができるでしょう。しかし、臨時の出来事、滅多にない出来事等については、時間が経てば経つほど、どこに書かれているかがわからなくなってしまいます。

これでは「日記の持ち腐れ」になってしまいます。そこで、付箋で見出しを付けたり、色分けしたり、小口や表紙に見出しを書いていたりと、様々な工夫がされました。そのような工夫のひとつが「目録」なのです。実際、毛利家文庫54目次の中にも、これに類する目録が含まれています(シートNo.13参照)。日記の目録は、日記を持つ家や組織にあると便利な、日記の副産物でした。



「山口市中祈雨御
神樂事社記抜書」
(多賀社文庫36)

元禄14年(1701)以降の社記から、祈雨に関する記事を抜書してまとめたものです。

テーマ別に日記の記事をまとめ直すことは、古代からおこなわれており、「部類」といわれました。

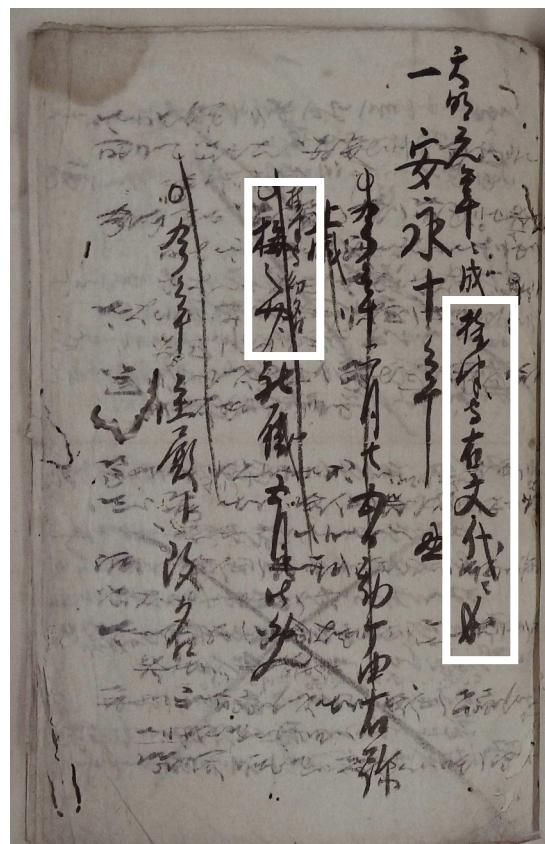
目録作成は、このようなものの準備作業としておこなわれることもありました。

《目録化したのは誰？》

日記を書いた本人が、自分で目録を作ることもあります。どこに何が書かれているかは書いた本人が一番わかっているはずですから、最も効率的な方法といえるでしょう。しかし、どこに何が書かれているかわかっているからこそ、書いた本人が目録を作る事例は、それほど多くはないようです。目録が必要だと感じるくらい長生きの人で、子孫・後輩のためにしっかりと記録を残そうという意識の強かった人となると、ごく限られることは察せられるのではないでしょうか。多くは跡を継いだ人や、その日記を実務で使う人たちによって作られました。

多賀社の「社記目録」はどうかというと、どうやら子孫が作ったものようです。

元となっている社記は天明元年(1841)から寛政5年(1793)までと、文化5年(1808)の、当時大宮司だった高橋摂津守有文(右文)の書いたものです。目録の1項目(右写真)には、目録本文と同筆で「摂津守右文代ニ成」、「摂津守幼名」等、本人であれば書かない、書く必要のない類の注記があります。筆跡も他の有文自筆であることがはっきりしている資料とは異なりますので、後人の手によるものとみていいでしょう。



有文の幼名は「梅之介」だそうです。

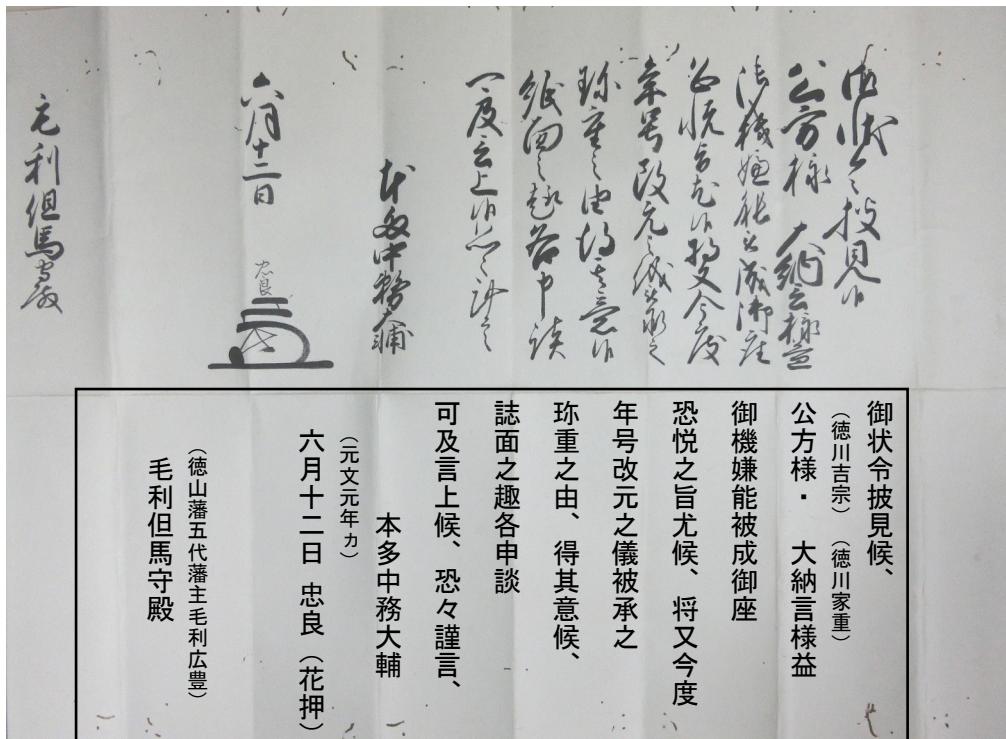
《必要とされた情報は？》

目録本文はいたるところで大きく×印や取消線が書かれているだけでなく、ところどころ朱で「書入」などと書かれています。冊子に使われているのも何かの反古紙ですので、これは目録作成のある段階の草稿と考えられます。「社記目録」に立てられていた項目について、この段階での×の付き方(採否案)をまとめると表のようになります(○は採、×は否)。

▼ 表：「社記目録」項目一覧

年	採否	話題	年	採否	話題	年	採否	話題
天明1	×		寛政1	○	多賀社祭礼、連歌堂へ神幸	寛政2	○	長姫祈祷御免
	○	有文（梅之介）社職に		○	多賀社祭礼、重就御覽	寛政3	○	伊勢遷宮
	○	有文主殿と改名		○	多賀社祭礼、雨天還幸延引		○	相殿弁財天開帳
天明2		-		×	重就病気のため祈祷銀5枚		○	治親祈祷御免
天明3		-		×	神輿等修復のため上方往来御免		○	統心院祈祷御免
天明4	○	治親初入国		×	長姫より神輿料寄附		○	次女出産
	○	治親へ御目見得		○	重就逝去		○	治親江戸参府
	○	神道裁許状		×	神輿再興につき上京		○	治親以下祈祷
天明5	○	神道一日法会で衣冠着用	寛政2	○	花月楼熊五郎江戸行金子献上		○	治親死去
	○	上京・帰宅		○	長姫江戸行、湯田で湯治、参詣		○	斎房家督
天明6		-		○	宝蔵建立	寛政4		-
天明7	○	五位昇叙につき上京		○	治親湯田で湯治、参詣	寛政5		-
天明8	×	神事道具仕立てに上京		○	御鹿狩にて鉄砲による死者、祈祷	文化5	○	上・下宇野令へ風鎮札守差止
	×	大海にて観月？		○	隨須院祈祷			

これをみると、代替わりや上京、祭礼に関する例外的な出来事、藩主関連の諸事等が項目として残されていることがわかります。この目録がいつ、誰によって作成されたのかはまだわかりません。この後、防長二国は天保の一揆から幕末へ激動の時代を迎え、多賀社の鎮座する山口の町も大きな変化を迎えます。先例にはない出来事の連続となつたはずですが、はたして、この目録は役に立つのでしょうか。もしかしたら「こんなはずじゃなかった」かもしれません。



「江戸幕府老中奉書」(徳山毛利家文庫「幕閣発給文書」439)

幕令の伝達～幕府の意思をどう伝えるか～

江戸時代、幕府が諸大名(江戸時代の大名は260家前後と言われています)にその意思を伝えるために、どのような手段をとっていたのでしょうか。

《個別に伝える》

まずは個別に伝達する方法です。

上の写真は、「老中奉書」と呼ばれるものです。「奉書」とは、主君の意を受けて、家臣が自らの名によって主君の意思を文書にしたためて発給するものです。江戸時代になると、諸大名から寄せられた書状(見舞いや祝いなど)への返礼、江戸城への登城や幕府高官の役宅へ出頭の指示、諸大名からの伺いに対する回答、江戸城諸門の警衛など、大名としての勤めに関する指示などが老中奉書によって大名に伝えられました。多くの老中奉書は、奉書紙という比較的大判な和紙を上下に折ったもの(折紙)で出されますが、呼び出しなどの軽易な内容については、和紙を横に半裁した紙を使って出されました(横切紙)。上の写真は折紙によって出された

もので、その内容は、幕府から改元を伝達された徳山藩主毛利広豊が、書面で祝意を伝えてきたことに対する返礼です(元文改元[1736]の時と思われるもの。改元についてはシートNo.9を参照)。

老中奉書は、その月の担当老中(月番)の呼び出しを受けて、藩の江戸留守居などが老中の役宅に出向いて受け取るケースが一般的でした。

《集めて伝える》

ひとつのことを複数に伝えようとした時、一人ひとりに同じ内容を伝えることは効率的ではありません。こうした際、対象者を一堂に集めて伝えれば、より効率性は高まります。幕府の基本法である武家諸法度の発令事例を見てみましょう。

萩藩初代藩主毛利秀就は、寛永12年(1635)6月21日、江戸城に登城しました。これは前日の晩、幕府老中の土井利勝と酒井忠勝連名の奉書が萩藩江戸屋敷にもたらされ、登城が指示されたためです(毛利家文庫19日記4(36の3)「公



08

ツタエル・ツタワル④

徳山毛利家文庫
「公儀事」

徳山毛利家文庫「公儀事」は現在217点を公開しています。

「公儀事」には、幕府から出された文書を書き留めた記録(例: 従公儀被仰出帳)と、徳山藩から幕府に提出した文書を控えた記録(例: 公儀江被仰上控)の2種類があります。

前者の一部は、「將軍発給文書」や「幕閣発給文書」で原本を見ることができます。

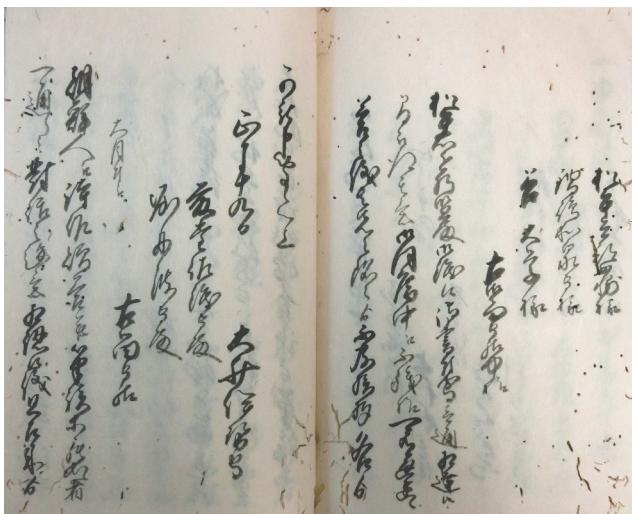
儀所日乗」より)。

さて、江戸城では「大広間」という場所に諸大名が集められ、幕府の儒学者林道春が武家諸法度を読み聞かせています(『徳川実記』寛永12年6月21日条)。こうすることで、一度に情報を伝達することができました。

《回覧する》

一方で、必要な時に大名や江戸留守居を江戸城や老中などの役宅にその都度招いて指示を出す方法も、効率性の観点からは決して最良とは言えません。また江戸に滞在中の大名には有効でも、帰國中の大名への連絡方法も一考が必要です。結局、個別の呼び出し文書を作ることにも繋がり、やはり手間がかかりそうです。

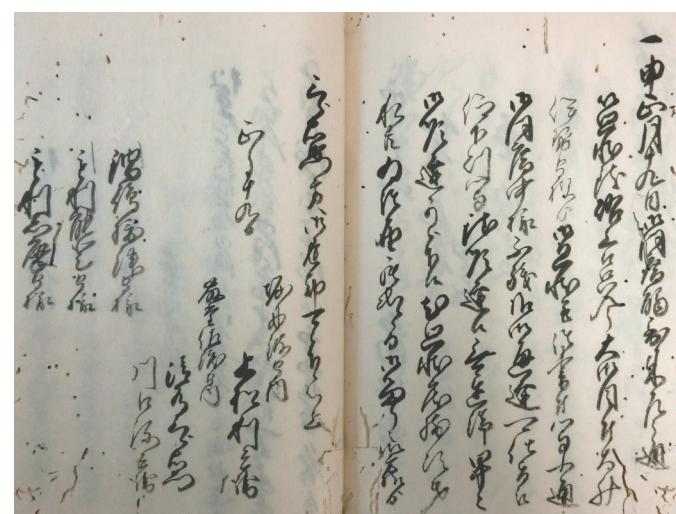
江戸時代、江戸においては大名家の留守居たちは情



報共有などのため、同じ程度の家格や処遇を与えられる者(同席と言います)などが「組合」(グループ)を作っていました。幕府は、そのグループを利用し、幕府の指示を文面に整え回覧させたり、グループの代表を役宅などに呼んでその用向きを伝え、グループの代表はそれをグループのメンバーに回覧する方法を探りました。廻状(かいじょう)と呼ばれるもので、主に幕府大目付から発せられています。

下の写真は、「同席触廻状」と呼ばれるものの写です。内容は、前年より来朝している朝鮮通信使に随行している学者に行う質問などへの対応についてです。

廻状の構成は、グループの代表の連絡→大目付からグループの代表への指示→老中から大目付への指令、の順となっています。

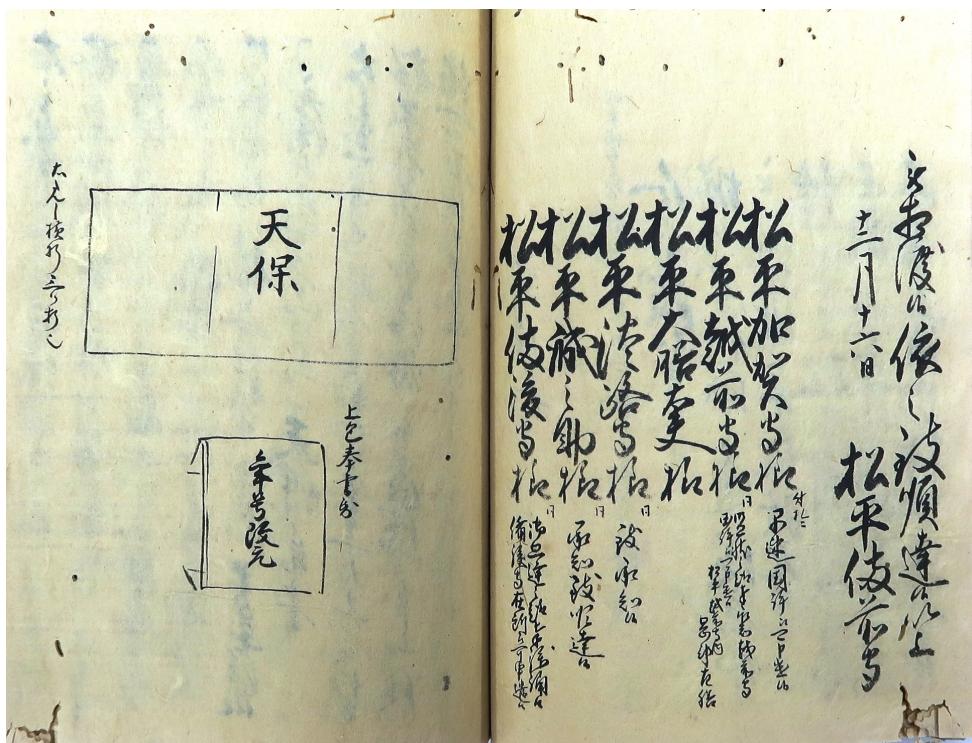


老中松平右近将監から大目付に出された指令。
(以下文面略)

この時のグループのメンバー。鍋島摂津守(肥前国蓮池藩五万二千石)・毛利能登守(長門国長府藩四万七千石)・毛利志摩守(周防国徳山藩三万石余)・松平兵部少輔(安芸国広島新田藩三万石)・鍋島和泉守(肥前国鹿島藩二万石)・谷大学(丹波国山家藩一万石)。

グループ代表からメンバーに対する連絡事項。大目付大井伊勢守からの指示でこの書類を回すこと、最後の人が藤堂家の清水三郎右衛門に戻してほしいことを伝えています。この時のグループの代表は堀丹後守(家臣上松利兵衛)と藤堂佐渡守(家臣清水三郎右衛門・川口弥兵衛)です。

徳山毛利家文庫「公儀事二八「從公儀被仰出帳」
宝曆十四年(一七六四)正月十九日より



「公儀事諸控」より「文政之年号天保と改元之事」(41公儀事19 〈14の13〉)



09

ツタエル・ツタワル⑤

新元号の伝わり方～萩藩の場合～

《「平成」から「令和」へ》

2019年5月1日、元号は「平成」から「令和」へ替わりました。4月1日、官房長官が「令和」の文字を掲げるテレビ中継をリアルタイムで見、新聞の号外を手にし、インターネット・テレビ・ラジオの速報を見聞きして、国民は瞬時に、ほとんど時間差なく新元号(とその文字)を知ることができました。現代とは異なる江戸時代、萩藩のひとつひとびとのどのようにして改元を知ったでしょうか(以下41公儀事「公儀事諸控」・17年表14「明暦以来改元覧」による)。

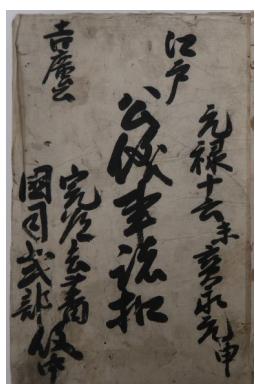
《幕府から諸大名へ》

江戸時代の改元には、①天皇代始改元、②革命革命改元(辛酉・甲子の改元)、③変異・災異改元(京・江戸での地震や大火を契機)がありました。改元の方針が朝廷・幕府間で決まるとき、朝廷が複数の元号案を幕府に示し、それに対する幕府の意見を踏まえた上で朝廷が新元号を決定しました(久保貴子氏『近世の朝廷運営』参照)。これを受けて幕府は、

江戸にいる大名に登城を命じ(惣出仕)、江戸城で老中から大名へ改元を伝えました。「公儀事諸控」をみると限り、1736年、「享保」から「元文」への改元時以降、江戸城での申し渡し後、大名間での触伝達ルート(回覧板形式での触伝達。「同席触廻状」)。シートNo.8参照)を使い、改元の通達と新元号を記した「御書付」(冒頭写真)が廻覧され周知が図されました。藩主帰国中の大名家の場合、この廻覧を各家の江戸留守居役が受け取り、正式に改元を知ることができました。この形式以前では、江戸城での申し渡し以外の通達ではなく、藩主が登城できなかった年の萩藩は、留守居役人が老中宅へ出向き、改元実施とその後の対応を確認しています。

《江戸から国許へ》

藩主の在江戸、在国に関わらず、改元の報は江戸から国許へ早飛脚で伝えられました。萩藩の場合、早ければ12~14日ほどで萩城に改元の報を届けています。参勤交代では江戸～萩間に30日ほどを要しましたから、かなりのハイスピードです。報



「公儀事諸控」

萩藩から幕府への届書・願書・伺書等の提出、および大目付廻状をはじめとする幕府からの通達類の受取に関する記事を中心に、ひろく萩藩と幕府間の出来事をまとめた記録シリーズ。万治2年～天保2年(1659～1831)分261冊が毛利家文庫に残る。藩重職当役に付属する御用所で作成され、御用所の記録全体を統括する位置を占めます。「諸事小々控」シリーズと対をなすものです。

を受けた国許では、当職所が中心となり、各支藩・藩内の家臣・領民へと通知しました。長府藩など各支藩(除く岩国)は、江戸でみずから情報を得た場合でも、以前からの慣習により、本藩=萩藩から通知を受け取る形が続いたようです。

《藩内への通知～佐郷島の例～》

藩内領民へは、当職所→郡奉行→代官→大庄屋→庄屋→畔頭というルートで改元が伝達されました。江戸城での申し渡しからどのくらいの時を要したでしょうか。

1801年平生湾の佐郷島(現平生町)の畔頭佐川家へ「寛政」から「享和」への改元が伝えられたケースでは、

- ① 2月13日江戸城で大名に改元が伝えられる。
- ② 26、27日頃、改元を伝える江戸留守居役の書状が萩に届く。
- ③ 28日、今月13日に江戸で改元が告げられたこと、領内でも28日をもって「享和」に改元することが当職所から郡奉行へ通知され、さらに郡奉行が各代官へ通知。
- ④ 3月初旬、上関宰判の代官所役人が上関宰判の大庄屋へ③を伝達。
- ⑤ 3月10日、大庄屋が管内の上関島々庄屋へ③を伝達。
- ⑥ 上関島々庄屋が佐郷島など管内島々へ通知。

という流れでした(平生町佐川家文書9「大公儀其外御触書」)。江戸城での申し渡し後、ほぼ1ヶ月で佐郷島まで改元の報が正式に届いたことになります。ただし、佐郷島をはじめ、当時交通の大動脈であった瀬戸内海の各地では、情報がすばやく行き交い、上記のような藩のルートに拘らなくとも、より早く改元を知り得たでしょう。

《いつから新元号を使うのか》

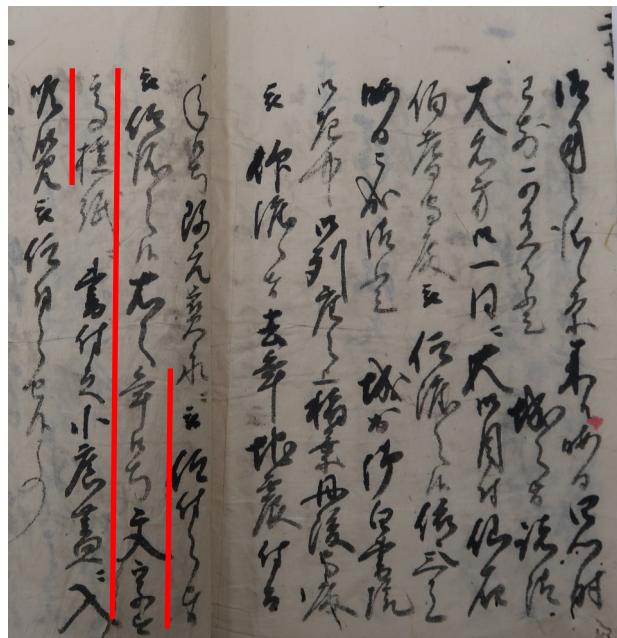
改元の通知後、新年号はいつ時点から使われたのでしょうか。

①「明暦」から「万治」への改元の場合(1658年)、江戸城での改元通知が7月28日、江戸の町触では8月1日より文書に「万治」を用いるよう通知されました。萩藩では、9月1日から「万治」を使用するよう国許に指示しています。

②「天和」から「貞享」への改元の場合(1684年)、江戸城での改元通知が2月28日、幕府は文書には3月1日から「貞享」を使うように指示し、萩藩も国許にそのように連絡します。ただし、それを伝える書状が江戸を発したのは2月28日、書状が届き各支藩に連絡したのが3月10日です。後追いで文書の年号を書き換えるなど、執務上で混乱があったでしょう。

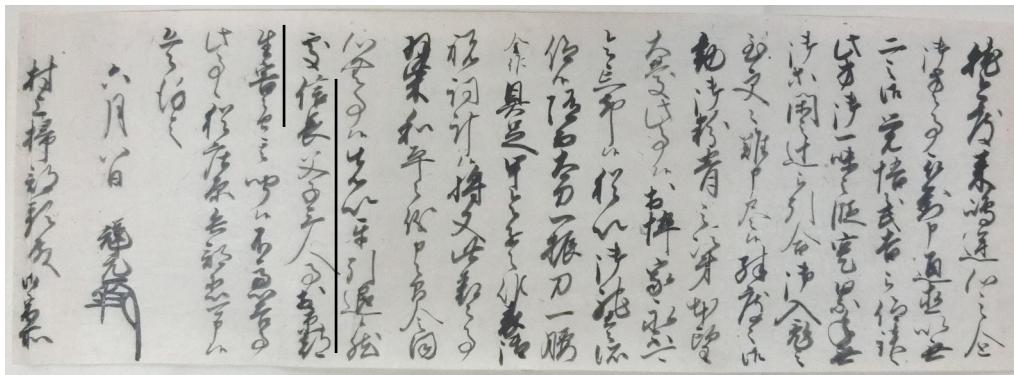
- ③「宝永」から「正徳」への改元の場合(1711年)、江

戸城で改元通知があったのが5月1日、4日付で国許に書状を送り、18日に国許に書状が届きました。書状が届いた18日から「正徳」を用いることにし、「証文等之儀」(公文書や各種証文類)は5月1日分から「正徳」にするようにと指示しています。



江戸城で新元号を確認する大名たち

1704年、大地震をきっかけに「元禄」から「宝永」へと改元されます。江戸城白書院で老中が改元を申し渡した後、新元号「宝永」の文字を記した「高檀紙(高級楮紙)」が「小広蓋(お盆)」に載って廻され、大名たちがそれを「順覧」したことが「公儀事諸控」に記されています(41公儀事4<18-18>)。



大慶此事候、於悴家永不可
令忘却候、猶以御馳走所
仰候、隨而太刀一振・刀一腰
金作・具足甲令進之候、表御
祝詞計候、將又此表之事、
秀吉
羽柴和平之儀申之間、令同
心無事候、先以互引退候、然
此事候、猶庄原兵部丞可申候
尙信長父子三人事、於京都
生害之由其聞候、不慮吉事
恐々謹言、

就今度來嶋逆心之企、
(通昌)



書状～天下の趨勢を報せる～

《書狀》

文字によって自分の意思を他者へ伝える場合、現在ではEメールなど様々な方法がありますが、かつては書状がオーソドックスな手段でした。

ここでは、天下を揺るがした2つの事件にまつわる書状を紹介します。

《「信長死す」の報》

時は天正10年(1582)6月2日。東は関東まで勢力を広げ、西は中国の毛利氏との対決に臨もうと安土(現滋賀県近江八幡市。信長の居城地)から京都に到着していた織田信長。その信長を、毛利攻めの援軍を命じられていた明智光秀が襲い、自害に追い込む大事件が発生します。世に言う「本能寺の変」です。この事件により、信長と後継者の信忠ら3名がこの世を去り、織田政権は混乱に陥ります。

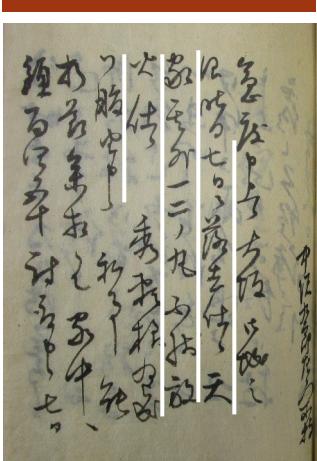
その信長と対峙していた毛利氏。信長の家臣・羽柴秀吉による備中高松城(現岡山市)への水攻めに対して救援に赴くも思うに任せらず、劣勢に立たされていました。

た。ところが秀吉から停戦の提案がもたらされます。交渉を繰り返した結果、城主清水宗治の降伏・自刃、それとひきかえに城兵の助命、領土の割譲などを条件として交渉は成立しました。6月4日、宗治は自刃。翌日、秀吉は東に向かって備中の地を後にする。

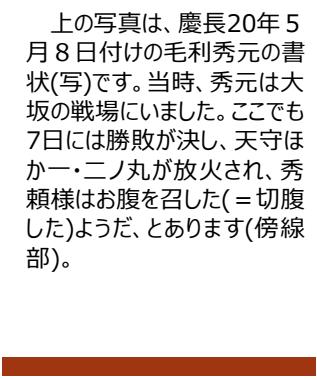
さて、信長の死を毛利氏はいつ知ったのでしょうか。6月5日とする説もありますが、正確な日にちはわかりません。

上の写真は6月8日付けの毛利輝元の書状です(村上元吉宛)。文中には「信長父子三人事、於京都生害之由」(傍線部)とあって、輝元が少なくとも本能寺の変6日後には信長自刃の情報を把握していたことが窺えます。「信長死す」の報は、わずかの時間で、混乱する京都を発し、織田方である地域をかいくぐって毛利氏のもとにたどり着いたのでした。その報を携えた人物の苦難の道が想像されます。

なお、この時の輝元は、信長の死を「不慮吉事」と喜んでいます。輝元の驚きと安堵感が伝わるひとことです。



毛利家文庫22諸臣15
「閻閻録遺漏」より



《豊臣氏滅亡》

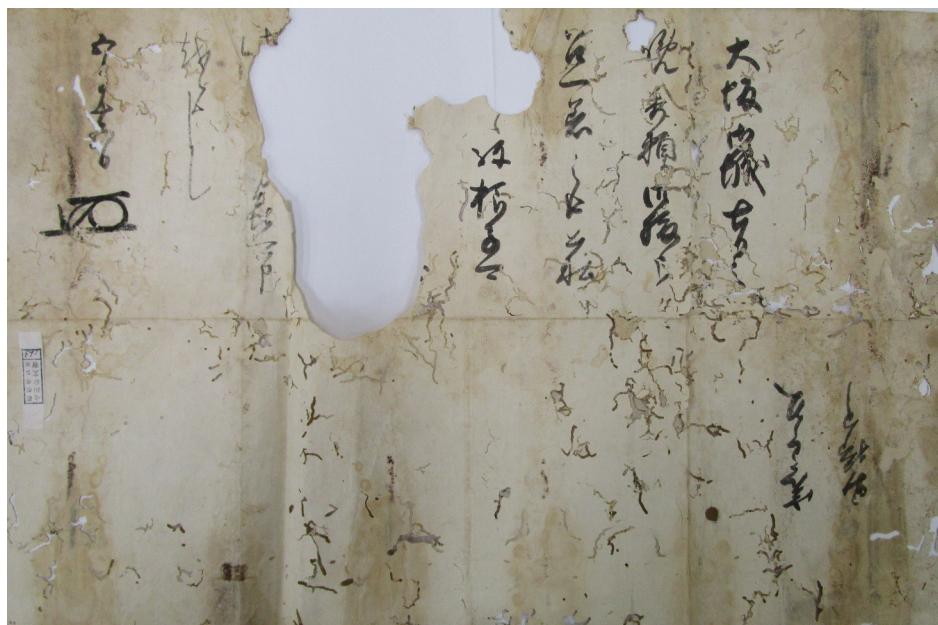
もうひとつは、慶長20年(1615)に起こった、大坂夏の陣に関する書状です。

徳川氏と豊臣氏の対立が決定的となった慶長19年、大坂冬の陣が勃発します。豊臣氏の籠もる大坂城を徳川氏率いる全国の諸大名が包囲するものの、秀吉が心血を注いだ天下の名城を落とすことは叶わず、両者は一旦講和します。

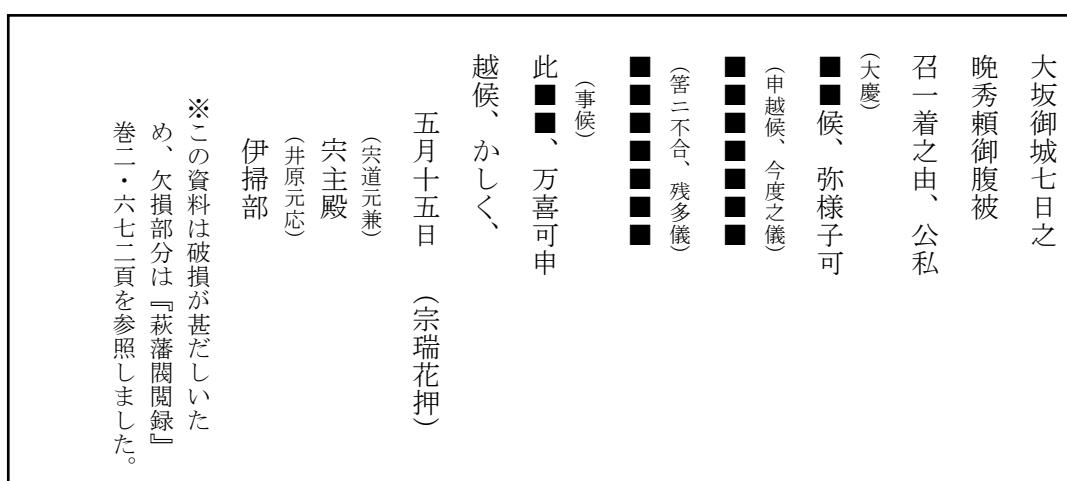
講和によって大坂城の堀は埋め立てられ、翌年、再戦へと至りました。これが大坂夏の陣です。防禦機能を著しく失った大坂城。真田信繁ら豊臣恩顧の諸将の奮戦もありましたが、天下の大軍を前に次第に抵抗も弱まり、ついに5月8日、城主豊臣秀頼とその母淀君らは自害し、豊臣氏は滅亡してしまいました。

さて、秀頼母子の自害を「5月8日」としましたが、下の写真には「大坂御城、七日之晚秀頼御腹被召一着之由」(大坂城では、七日の晩に秀頼が切腹して勝敗がついたとのこと)とあります。遠方にいた毛利輝元には、「5月7日秀頼切腹」と誤って情報が伝わったのでしょうか。

これはあながち「誤報」と片付けられないようです。この戦場にいた毛利秀元も、「昨日七日ニ落去仕候、天守其外一・二ノ丸不残放火仕候、秀頼様為被成(召か)御腹由申候」との風聞があったと伝えています(前頁コラム参照)。戦場ではこの日(5月7日)に天守が炎上し、城主・秀頼も切腹したと言われていたのでした。燃え上がる天守を目の当たりにすれば、城主は自害したと思うことは当然だったかもしれません。輝元に「秀頼自刃」の報を伝えた人物も、きっと同じような認識で主君に最新情報をもたらしたのではないでしょうか。実際の秀頼たちは、7日は城内の蔵に身を潜め、翌日自害しました。



毛利輝元(宗瑞)書状(今川家文書163)





〈左〉「記念絵葉書」(和泉家2)〈右上〉「調査記念録」(和泉家1)〈右下〉「解説書表紙」(藤津家435)

ツタエル・ツタワル⑦

国勢調査の実施

《第一回国勢調査》

社会を数量的に把握することは、当時の「一等国」としての必須条件でした。近代国家であることの対外的認知を渴望していた日本にとって、国勢調査の実施は急務だったのです。

統計学の立場からも、社会を数量的に把握することの有用性が訴えられていました。人口把握を要目とする全数調査(=センサス、標本調査に対する言葉)に産業構造調査のエッセンスを加味して「国勢調査」と名付けたのは、調査の早期実現を希求していた統計学者でした。

国勢調査により国民生活の実態を把握して国情を明らかにすることが、国民統治のために不可欠であると認識されていたのです。

また、「国勢調査を実施していない国は文明国とはみなされない」という情宣活動も展開されており、国勢調査の実施を目指す運動は、不平等条約改正という外交課題解決にも直結するものでした。

明治33年(1900)には、万国統計協会からの呼びかけもあり、欧米諸国と歩調をあわせて相互比較が可能な調査実施の方向性が打ち出され、さらに、明治35年には「国勢調査に関する法律」も成立、調査は実施目前の状況にありました。しかし、日露戦争による国家予算逼迫のあおりを受けて、調査は無期延期となってしまいました。第一次大戦の戦勝国側に位置づけられ国際的な地位も高まり、日露戦争後の緊縮ムードから解き放たれた大正9年(1920)1月、第一回目の国勢調査が実施されたのです。

山口県でも臨時国勢調査部が組織され、中川望知事・長延蓮内務部長の指揮下、内務部地方課属吉村惣平が実務の中心を担いました。大正8年8月26日の都市長集会で調査実務が伝達されました。

調査を無事に成し遂げるために、調査に際しては、①課税目的ではないこと、②徴兵範囲の拡張ではないこと、③犯罪捜査につながるものではないこと、が強調されました。さらに調査をわかりやすく演出する



国勢調査予告ビラ
(佐川家(大島町)1154)

写真是、昭和5年の国勢調査予告ビラです。国勢調査の実施は近代国家日本にとっての悲願でした。「我が国創始の大事業」とうたわれ、滞りなき調査の実施にむけて、あの手この手で周知が企てられました。活動写真の幕間や説教法話の際にも連呼されたと言われます。こうした広報活動は、昭和の戦時下における国民教化への道筋を生み出してしまいました。プロパガンダの予兆を感じずにはいられません。

ために、調査表には具体的な記入例が詳しく書き込まれたほか、質問事項には、「世帯主(うちのしゅじん)」「各欄(それぞれのところ)」「本紙(このかみ)」のような説明が加えられ、調査内容が瞬時に伝わるような工夫が施されていました。「ひとりもれなく申告」「ありのままを申告」が調査のあいことばでした。

調査員は、①市町村会議員、②小学校教員、③衛生組合長、④青年会幹部、⑤在郷軍人、⑥名望学識ある篤志者、から選出されました。調査員は事前講習会に参加、市販されていた概説書できっちり予習、さらには調査事務必携を携えて各戸の門をたたいたと伝えられます。順調な調査の実施を願ったのでしょうか、調査日である10月1日前後延一週間(9月28日～10月5日)の過去10年間の天候調査が行われ、下関測候所から報告があつたようです。

調査表回収、調査結果の集約点検も調査員の業務でした。その後、「町村→都市→県→国」のルートで総括集計表が提出されました。人口や職業別人数などの集計データは公刊されましたが、元データそのものや、調査後の分析結果や施策への反映状況については詳細な記録が残されていません。国勢調査結果として唯一大々的に公表されたのは人口でした。数量的なことではなく、「把握できた」ということに大きな意味があつたようです。

調査の最前線をなった調査員には感謝状や記念品(記章、銀杯)、そして、豪華装丁の記念報告書(全国版2冊、県版1冊、帙入り)が贈られています。調査員の集合写真も残されていて、その姿には、国レベルの調査に携わった矜持がにじみ出ています。

次の国勢調査は、通算32回目、2020年のオリンピックイヤーに実施されます。国勢調査の実現を熱望した当時の統計学者は、そこに提示された統計数値から描き出される日本の姿にどのような感慨を抱くのでしょうか。

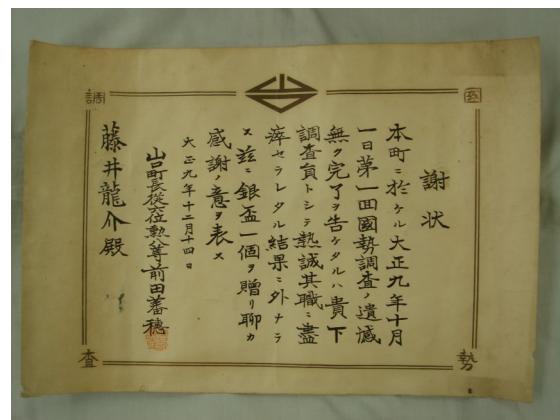
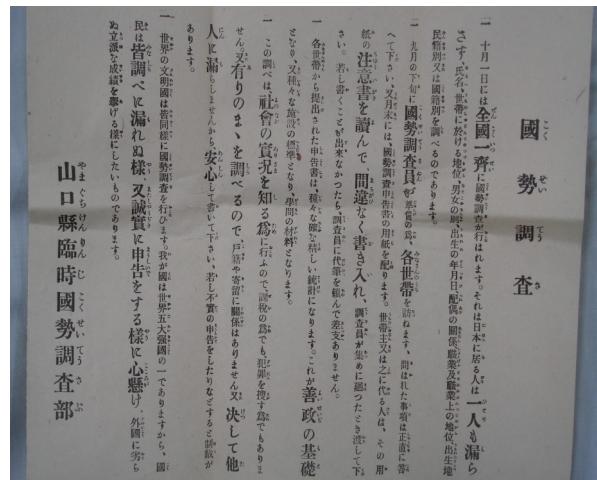
【写真】上から

調査留意事項（河崎家1655）

調査員感謝状（藤井家1-112）

調査員集合写真（劍持家495）

調査記念章（和泉家4）





「県政だより 5月 No.6」(ポスター昭和25-1)

県政の今を伝える(県政だより)

《広報活動と戦後民主主義の確立》

昭和23年(1948)、山口進駐米国軍政本部から、「広報活動を活発に展開するように」との要請があり、山口県では、昭和24年3月、知事公室内に広報係が設けられました(翌年1月に広報班と改称)。

これは国民に正確な情報が伝えられず、また国民の声が届かなかつた戦前の反省によるもので、広報広聴活動が民主政治建設の根幹に据えられました。月刊の広報誌「県政展望」や「県政だより」が生まれ、広報車「おとずれ号」が県内の巡回を開始したのもこのときからです。

戦後の広報活動を振り返った、特集記事が「県政のしおり1954年4月号」(50総務27)にあります。そこには民主主義社会の確立期における広報活動への思いを見て取ることができます。

終戦という大きな犠牲の代償として、私たちがかち得た民主政治・地方自治の確立も、今や独立後3年をけみし、漸くその基底もかたまり一路躍進をとげつつあります。

広報が民主政治推進の第一線に在って、過

去5年間、ひたすらいばらの道を歩みつづけ、最近漸く「広報行政」と言い得るにふさわしい段階にまで到達したことは、私たちの大きなよろこびであり、誇りとするところであります。しかし、わが国における広報行政が、その理念および方法においてまだ幼稚域を脱せず今後幾多の試練と研さんにならなければならないことが多いことを痛感するのであります。

《県政だより》

「県政だより」は、戦後の広報広聴活動の取組の中で月毎に発行されるようになつた手書き印刷のポスターです。県からのお知らせや、話題となっていることについて、親しみやすいイラストを用いて、わかりやすく伝えています。

上の写真は昭和25年(1950)5月に発行された「県政だより 5月 No.6」で、「月々1000円で家が建てられます」や「防疫のナンバーワン D.D.T.を撒布しよう」などの見出しに、世相がよく表れています。

当館では昭和25年5月から昭和34年4月までの「県政だより」116点を所蔵しています。これらは当館のウェブサイトで見ることができます。



12

ツタエル・ツタワル⑧

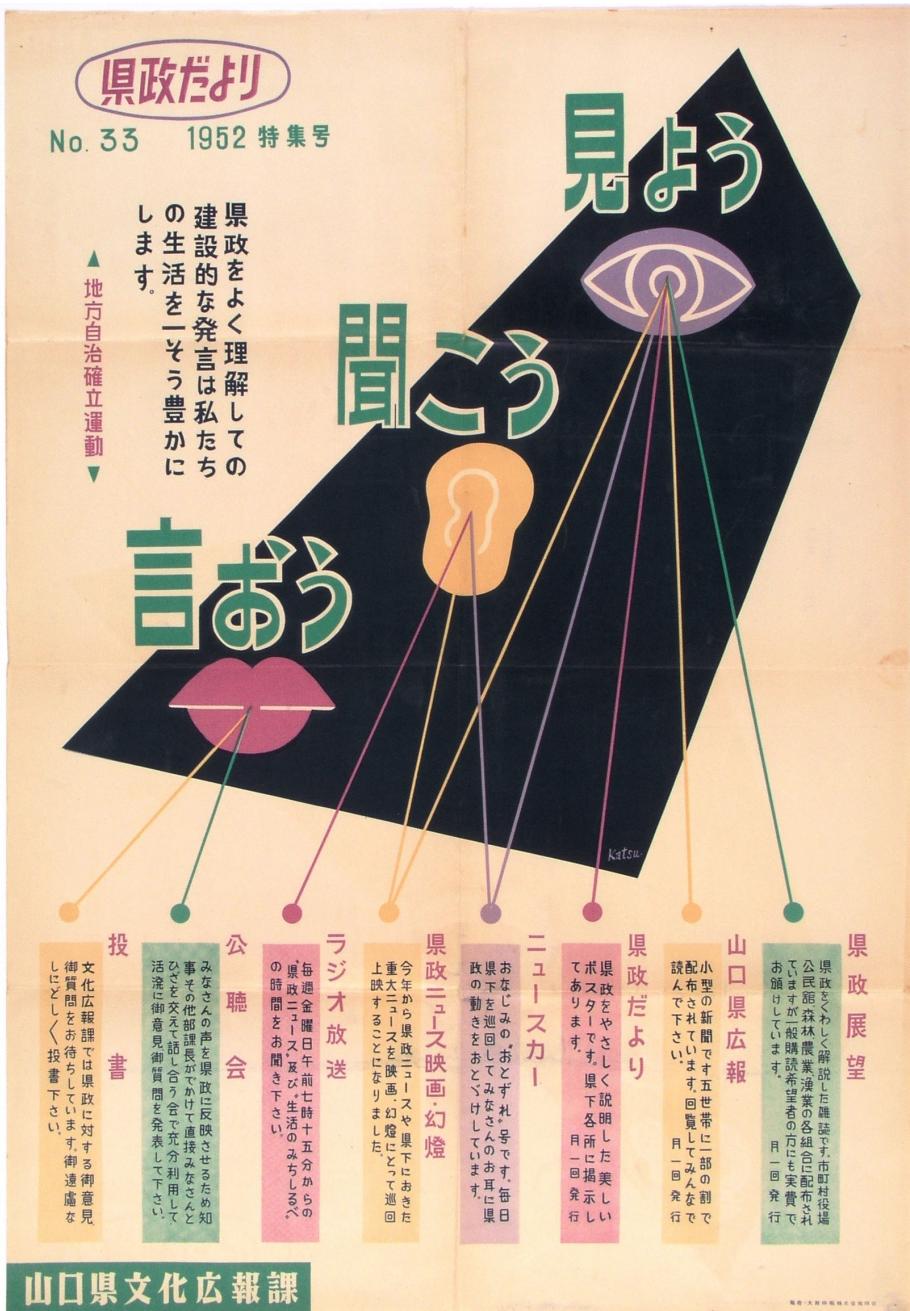


「おとずれ号」による
街頭での広報活動
(1950年代総務27)

広報車「おとずれ号」は、県政の動きを放送するため、県内各地を巡回しました。

そうした報道面での使用に加えて、広報活動の総合的な媒体として公聴会、座談会、街頭相談会、夜間映画会・幻燈会など様々なイベントで活躍しました。

昭和28年度(1953)の巡回実績を見ると、スポーツ大会のアナウンス、公明選挙啓蒙運動での公聴会ならびに映画会がありました。また、観光の紹介宣伝のため遠く福岡県へも出向いています。



《様々な広報媒体》

左の写真は「県政だより No.33 特集号 地方自治確立運動」(ポスター昭和27-12)です。この号では、「見よう 聞こう 言よう」のスローガンのもと、地方自治確立における広報広聴活動の意義と、昭和27年(1952)当時の広報媒体が紹介されています。

【県政展望】

月に1回発行された広報誌で、市町村役場や公民館などに配布されました。

【山口県広報】

月に1回発行された小型の新聞で、5世帯に1部の割合で配布されました。

【県政だより】

県政をやさしく説明した美しいポスターです。県下各所に掲示されました。

【ニュースカー】

「おとずれ号」と呼ばれた広報車で、毎日県下を巡回し県政の動きを伝えました。公聴会や映画会でも活躍しました。

【県政ニュース映画・幻燈】

県の作成したニュース映画やスライドです。

【ラジオ放送】

毎週金曜日午前7時15分から15分間、県政一般を周知する番組「生活のみちしるべ」が放送されました。

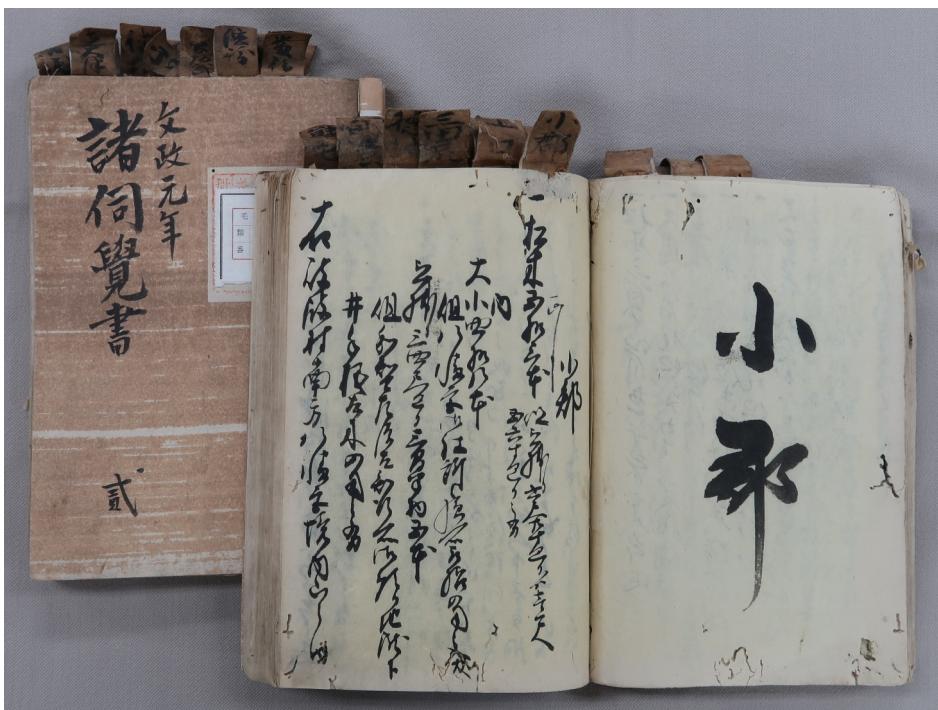
【公聴会】

県民の声を県政に反映させるために、知事や部課長が各地に赴き、直接、県民と話し合う場が設けられました。

【投書】

文化広報課が窓口となり、県政に対する意見や質問を募集しました。

左の写真は「県政だより 11月 No.26」(ポスター昭和26-10)です。同年10月に県下を襲ったルース台風による被害状況と復旧の様子が速報されています。特に錦川流域の被害が大きく、玖珂郡藤河村(現岩国市)の状況が現地で描かれたスケッチ画で紹介されています。



「諸同覧書」(毛利家文庫11政理104)



13

ツカウ・イカス ①

萩藩当職所の文書管理と記録作成

《インデックスタブを付けた冊子》

上の写真は、萩藩の郡奉行所(農政担当部局)で使用していた「諸同覧書」というファイルです。藩内各宰判から上申された案件を宰判別に書き留めています。必要な案件を早く検索できるよう、丁の上部に「小郡」「山口」「美祢」など宰判名を記した小札(インデックスタブ)を付けているのが特徴的です。

藩の各役所では業務に伴いたくさんの文書を作成し保存していました。PCもデータベースも無い時代、保存文書から必要な情報をすばやく効率的に選び出す仕組みを整備することは重要な課題でした。

《当職所の文書管理》

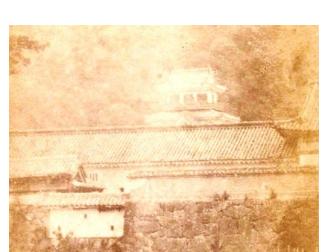
萩藩の当職所は、民政・財政を統括する国許の最高職・当職に附属した役所です。当職手元役や祐筆役などの役人で構成されていました。他役所に比べてはるかに膨大で多様な文書を保存していた当職所では、さまざまな方法でその管理を行っていました。

(1) 大記録の編纂

正徳5年(1715)3月、当職所では大記録方を置き「大記録」の編纂を始めました。当職所のみならず他役所の文書も調査して、業務の参考となる出来事に関する一件記録をまとめたものでした。事業は享保9年(1724)1月まで続けられ、藩政初期から享保2年までの出来事をまとめた120冊の記録を作成しました(毛利家文庫55日記3)。

(2) 文書整理と目録作成

当職所では定期的に保存文書を整理し目録を作成しました。最初の整理は、藩政初期から元禄頃(1700年代初め)までの文書を対象として、享保17年(1732)に実施し、文書目録「御職代々交割目録」を作成しました。以後、宝暦・明和期、寛政期、文政期とほぼ20~30年周期で整理を行っています。最初の「御職代々交割目録」では主題分類と編年分類が併用されましたが、宝暦期以降はすべて主題分類でした。これは、検索のしやすさを重視した結果です。



書庫としての萩城櫓

萩城に24もあった櫓は、その各役所に割り当てられ、書庫、倉庫として利用されるようになります。当職所が享保期の文書整理後に櫓(櫓名不明)で文書を保存したほか、郡奉行所が三重櫓、上御用所が山中櫓、上勘所が南御門櫓を文書の保存場所としています。1800年代前期、南御門櫓保存文書を藩士ら2名が盗み出し、萩市中の古金屋へ売り払う事件が発生し、藩は関係者を厳罰に処しています。櫓保存文書もあくまで藩に必要な「公物」である、という判断でした(51罪科80)。

すさが重視されたためです。

(3) 当職所記録方の設置

当職所では、明和4年(1767)閏9月以降、文書管理を専門に扱う当職所記録方という役人を置きました。この役職は、以後何度かの未設置期間をはさみながら幕末まで続き、就任者はのべ22名に及びます。当職所記録方は、定期的な文書整理・目録作成のほか、記録検索手段の整備、特定案件に関する調査作業、他役所からの問合わせへの対応(レファレンス)などを担当しました。同職経験者が、のち当職所右筆役に昇進した例も少なくありません。

(4) 記録検索手段の整備

文化・文政年間(1800年代前期)、当職所で膨大に保存している冊子形態の記録(「日記」や「○○控」等)の検索効率を高めるため、「相府年表」と「当用諸記録提要」が作成されています。文化12年(1815)完成の「相府年表」は、出来事を年表形式で記し、それに関連する内容を含む記録を略号を示したもので、完成後も弘化4年(1847)まで書き継がれており、その有用性がうかがわれます。文政8年(1825)完成の「当用諸記録提要」は、設定した主題ごとに記事を書き上げ、典拠となる記録名を略号で記したもので、両書とも当職所記録方を務めた渡辺平吉が作成しています。

《当職所記録仕法》

「当職所記録仕法」(9諸省70)は、寛保2年(1742)当職山内縫殿の命を受けた藩士柿並市右衛門が、当職所の新たな記録「国相府録」の作成方法と文書管理ルールをまとめたマニュアルです。「国相府録」は、従来の記録作成上の問題点をふまえ、「公儀御届沙汰事」など17の主題別に関連情報を集約する形式の記録で、加えて、口頭での指示や処置を下した時の考え方(「沙汰心」といつた、ふつう文書には残りにくい情報を残すことを意図したユニークなものです。結局「国相府録」は、寛保元~3年分18冊(9諸省7)がモデル的に作成されるに止まりましたが、当時の文書管理のあり方、記録作成に対する意識を知る上で、「当職所記録仕法」は貴重な史料となっています。

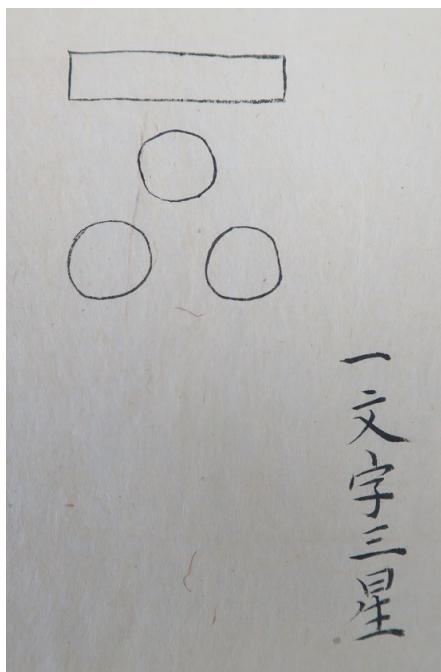


「当職所記録仕法」(左下)と「国相府録」

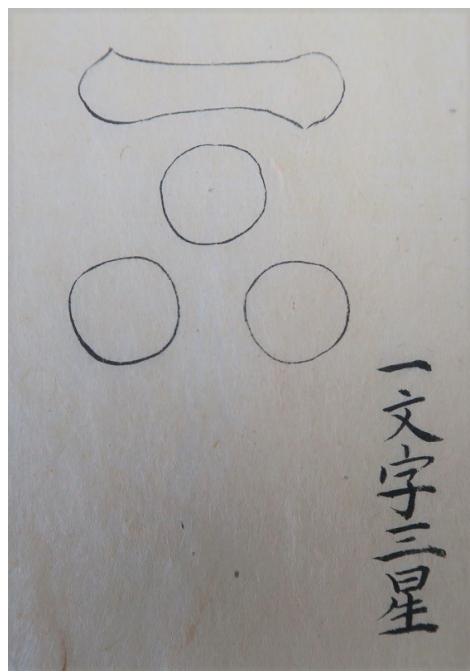
【「国相府録」で設定された17の主題】

「国相府録」は以下の17主題ごとに作成される計画でした。当職所が必要とした情報(先例)の種類をここから読み取ることができます。

- ①公儀御届沙汰事／②長崎御奉行・御目付御通路沙汰事／③御大名御通路沙汰事／④御城米船・銅船破損沙汰事／⑤朝鮮船・対州船漂着沙汰事／⑥自他国破損船沙汰事／⑦自他国寺社沙汰事／⑧他国諸事之沙汰事／⑨御三家状之内有馴候分之文格／⑩徳山沙汰事／⑪長府・清末沙汰事／⑫岩国沙汰事／⑬御使者御勤沙汰事／⑭御家来・町人沙汰事／⑮凶事沙汰事／⑯目安懸り相沙汰事／⑰雑部



切一文字三星



筆勢一文字三星



14

ツカウ・イカス ②

「御紋書出 附御末家共」(毛利家文庫15文武52)

毛利氏の家紋「一文字三星」

いわゆる「家紋」は紋章の一つで、個人や家系を始めとして、公的機関、軍隊の部隊などの組織・団体などを識別し、特定する意匠・図案のことをいいます。古くから旗や幟や幕、道具や衣服等に用いられることで、視覚だけで相手にその紋章が意味する人や組織、およびそれに伴う「所有」、「所属」、類似の紋章による「関係性」などの「意味」を伝達することができます。

《毛利家の家紋》

毛利家の家紋としてよく知られている「一に三星」は、享和元年(1801)に幕府の尋ねに応じて差し出した「御紋書出 附御末家共」(毛利家文庫15文武52)によると、おおむね以下のとおりです。

- ・「一に三星」紋は先祖阿保親王以来の紋だと伝えている。上代のことなので由来書は見えないが、古来使っている。

- ・毛利元就公は菊・桐の紋を勅許され、以後双方を用いてきた。沢瀉(おもだか)の紋については諸説ある。

として、「旗の紋」「幕の紋」「家の紋」と「替紋」を書き出しています(後掲)。

《筆勢一文字と切一文字》

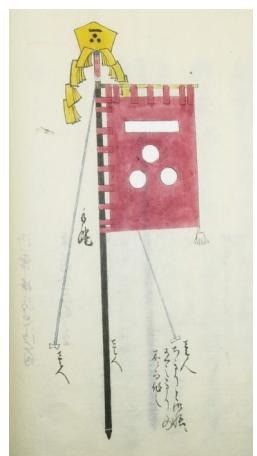
実は一文字三星には、のちに使い分けられる数種があり、「一」の字を筆遣いのように書くもの(「筆勢一」と、長方形のように書くもの(「切一」)をめぐって、萩本藩とその支藩である長府藩との間にやりとりがありました。前掲の資料で、萩本藩は「切一文字三星」について、概略以下のように記しています(本文は裏面参照)。

「この紋は古來の旗や幕に用いられてきたが、しだいに筆勢一を用いることが多くなった。形が変わっただけで、筆勢一と切一との区別は特になかったように見えるが、現在末家方(長府藩)や枝葉様(分家・親族)は筆勢一を用いず、切一を用いているので、両者の区別があるようになった。(そのようなことなので、)普段は(本藩は家紋として)切一を用いないが、替紋として(幕府に)書き出すことは支障ない」

萩本藩から幕府への書出は、

[旗の紋]

桐・一文字三星(筆勢一と切一の2種)



「御武具覚書 一」
(毛利家文庫15文武59)

「御武具覚書」は毛利家の武具全般についての図録で、その冒頭に描かれた「御円居(まとい=纏)」の図です。切一文字三星が使われています。

この図録の作成年は不詳ですが、一般郷土資料538に写本があり、「秘書」扱いされていたものを享和元年に写したと記されているので、本文の御紋書出より前に成立していたと考えられます。

[幕の紋]

桐・一文字三星(筆勢一と切一の2種)および沢瀉

[家の紋]

一文字三星(筆勢一)・沢瀉・菊・桐

[替紋]

一文字三星(切一)

でした。

一方、長府藩でも、筆勢一を用いた藩祖秀元の時代の旗が見つかり、提出した書出の差し替えを本藩に申し出ましたが、「当時(現在)は用いていないのだから用捨(遠慮)せよ」という理由で本藩に却下されています。

このように、毛利氏の「一文字三星」に関していえば、かつてそれほど厳密に定められていなかった意匠(デザイン)が、幕府による調査などをきっかけに細分化・固定化されていった過程を見ることができるでしょう。

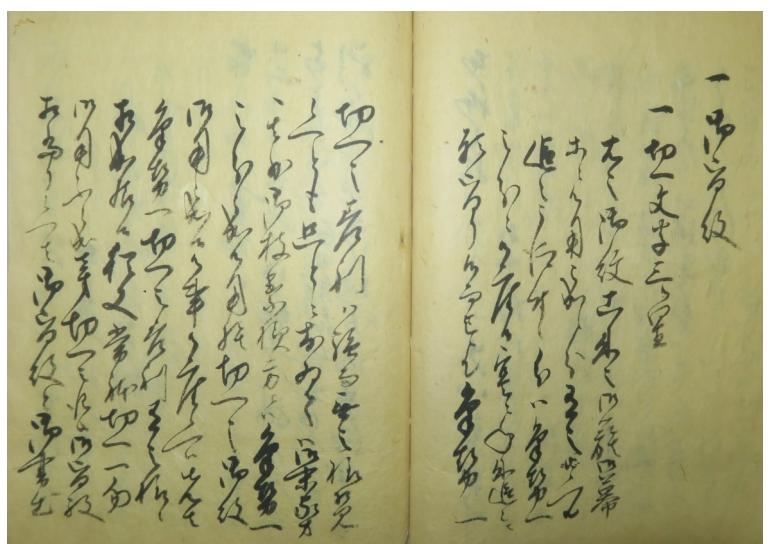
江戸時代の大名コンパクトガイドともいえる「武鑑」によると、おおむね享保年間ころから、長府毛利家の紋が「切一文字三星」で本藩と区別され始めていますが、この資料の長府藩の言い方からすれば、同じ一文字三星でも、より本藩に近い意匠にこだわりを感じられます。毛利秀元は毛利元就の孫であり、毛利輝元の嗣子として豊臣秀

吉からも認められて偏諱(へんき)を受けた人物です。輝元に秀就が生まれると世継を辞退し分家しました(長府藩の成立)が、長府藩3代綱元の子吉元と8代藩主匡敬(重就)は萩本藩の藩主となるなど、本藩との関係は深いものがありました。

ともあれ、この資料からいえることは、

- ・萩本藩は、古来筆勢一文字三星紋も切一文字三星紋も、いずれも用いてきたが、筆勢一を用いることが多くなった。
- ・長府藩は、藩初筆勢一を用いたこともあったようだが、もっぱら切一を用いるようになった。
- ・享和元年、萩本藩は家紋として筆勢一を、替紋として切一を幕府に書き出し、長府藩は切一を家紋として書き出した。ただし旗紋・幕紋については、本藩は筆勢一・切一の双方を書き出している。
- ・したがって、切一文字三星紋だからといって長府藩とは断定できないし、筆勢一文字三星紋だからといって萩本藩の紋とは必ずしも断定できない。

ということで、幕府に提出した紋が公式なものとなって、享和元年以降は「筆勢一文字三星の家紋は萩藩」、「切一文字三星の家紋は長府藩」という区別が定着したと思われます。



「御紋書出
附御末家共」(毛利家文庫15文武52)

概要は本文をご参照ください。

一 御替紋

一 切一文字三星

右之御紋古來之御旗御幕等二御用被成候分有之候へ共追々被仰付候分ハ筆勢一

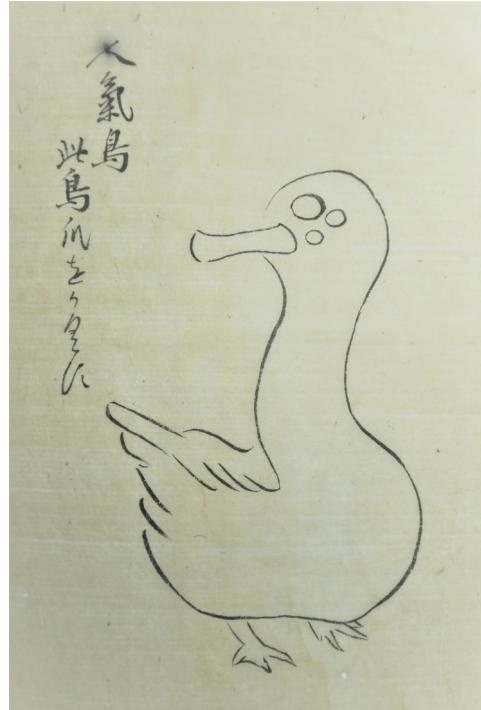
之分ニ御座候寔ニ年来追々ニ形替り候而已ニテ筆勢一

切一之差別ハ強而無之様相見候へとも只今ニおゐてハ御末家方

其外御枝葉様方ニハ筆勢一之分被成御用捨切一之御紋

御用被成候御事御座候へハ先は筆勢一切一之差別有之様ニ相成居候猶又常躰切一一向御用不被成旁切一之儀ハ御替紋相当り候へハ御替紋と御書出

(相成候而差障りも無之、：：)



15

ツカウ・イカス ③

落書(らくしょ)と風刺画

《落書》

「落書」とは、公然と言えないことや政治・社会を風刺した文や絵などを、匿名で路傍や塀など人目につく所に置いたり貼つたりした紙のこととて、とくに幕末期の江戸や京においてさかんに行われました。

落書は町人たちの不満や好奇心のはけ口ともいえましたが、禁制が強化されるにつれ、その表現には工夫が凝らされました。たとえば、人形淨瑠璃などの民間に広く知られた口説きの文句を変えて内容や感情を伝達したり(替え文句)、批判の対象の人物を有名な物語の登場人物に見立てたり、数え唄や経文の形をとて覚えやすく伝えやすい語呂にしたりといったことが行われました。その中でも、よく使われた手法が、「大名を家紋で隠喩する」という手法でした。落書は、「情報の送り手・受け手双方の暗黙の了解によって成立する情報伝達の手段」ともいえるでしょう。

《毛利氏の諷刺画》

たとえば上写真(右)を見てみましょう。一見して鳥のように見える姿ですが、顔とく

ちばしは、毛利家の家紋「一に三星」をかたどっています。そして、その横には、「人氣鳥 此鳥爪をかくす」と記されています。幕末期、長州藩は京でとても人気があり、人々の長州藩に対する期待感を表現した落書といえます。

《松平容保の落書》

それに対して、左の落書は、京都守護職の松平容保を怪獣(「怖獅子」)の姿で諷刺しています。その姿には「会津」の文字が隠され、橋(一橋家を隠喩)に乗っています。会津から決死の覚悟で赴任し、公武のために周旋した彼に対し、おそらく過激な尊王攘夷派が自分たちの立場を有利にすることを意図して作成した、情報操作のための落書でしょう。全国で多くの写しが確認できます。

このように、落書には、後世からの歴史的評価とは必ずしも相容れない内容をもつているものも多いですが、「情報」という観点からみれば、当時の人々は、落書を通じて、それぞれの立場から情報発信・情報伝達をおこない、また情報操作を意図したといつていいでしよう。

山口県文書館

YAMAGUCHI PREFECTURAL ARCHIVES

- 山口県文書館について
- 文書を探す方へ
- 教育に携わる方へ
- 保存に携わる方へ
- 行事・講座案内
- デジタルアーカイブ
- 絵図・地図
- 写真・絵はがき
- 近代刊行写真帳類
- ポスター・リーフレット
- 文書・記録
- 高画質画像ダウンロード
- 当館蔵の指定文化財
- WEB版 明治維新資料室
- 当館のデジタル読み物

本文で触れた松平容保の落書については、当館のWEBページにある「デジタルアーカイブ」から、「当館のデジタル読み物」の過去のアーカイブズウイーク解説シート「文書館動物記」のNo.19「怪物にされた松平容保」をご参照ください。

「於変雑抄」にみえる幕末～明治初年頃の風刺画

「於変雑抄」(毛利家文庫29風説40)は幕末～明治維新期のいろいろな事柄を書き上げたもの。表紙に「応物堂主人」(不詳)と署名があります。会津戦争、新政府の職階や規則・兵制・学校規則に関する事等、明治2～3年ころの記事が多く収められています。そのなかに、以下のような風刺画があります。さまざまな人や職種を「鳥」になぞらえて諷刺しています。



【運上鳥】(運上取り)

一名爪長鳥、又搔キ鳥(搔き取り)
世の人是を「上見ぬわし鶯」といふ
但し両頭の鶯を恐るよし

*「運上取り」は、税を取り立てるという意味か。「搔き取り」も同様。
*「上見ぬ鶯」：鶯は他の鳥を恐れず、警戒のために空を見上げる必要がない。何も恐れはばからぬ、威張ったさまをいう。冠をかぶっており、明治初期の高級官吏を隠喩している。勅任官・奏任官の服装についての記載がある。

*「両頭の鶯」は不祥だが、「双頭の鶯」を紋章とするロシアを意味するものと思われる。



【かすり鳥】(掠り取り)

一名あけ足鳥、又の名せんト鳥
北国に居るを地取と云
此鳥日本を呑んと思ふ

*「あけ足鳥」は「揚げ足取り」の意か。

*「せんと鳥」は不祥。

*「掠り取り」「地取」は欧米列国が日本の国土を狙うの意。「北国に居る」はロシアの寓意であろう。



【酌鳥】(酌取り)

一名いのち鳥、又錢鳥
此鳥官員の油を吸取を好む

*「いのち鳥」は「命取り」、「錢鳥」は「銭取り」の意。

*官員(公務員)の遊興や、それにたかる飲食店の酌婦(足は三味線の撥〔ばち〕)、ないしそれによって身を持ち崩す公務員を風刺したものと思われる。



【月給鳥】(月給取り)

一名小遣ヒ鳥
又まひなひ鳥、或(あるいは)日雇鳥

*「まひなひ鳥」は賄賂=まいない取りの意。

*下級吏員を風刺したもの。



【窮艱鳥】(九官鳥)

旧名知行鳥、切米鳥 今改如此
此鳥あごをつるしたがるといふ

*「知行鳥」「切米鳥」は「知行取」「切米取」で、武士階級のこと。維新後に困窮し、生活が困難な状態になっていることを諷刺したもの。

*「あご(頸)をつるしたがる」は、あるいは借金で首が回らなくなっていることへの皮肉か。

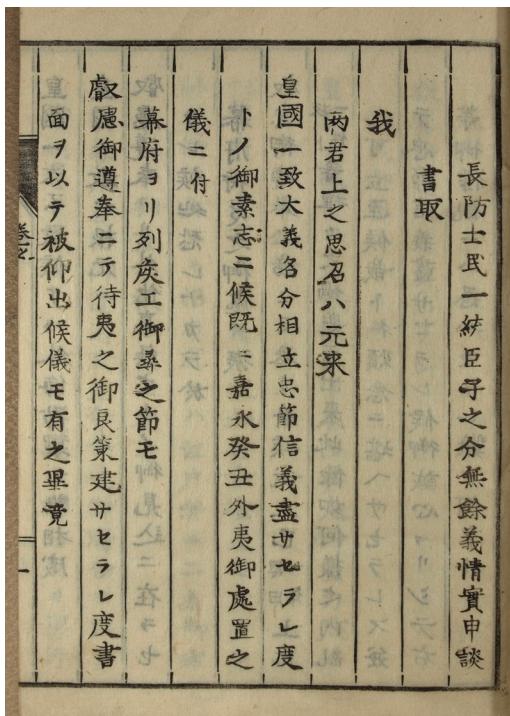


【剥鳥】(剥ぎ取り)

又ハヒルトンビ
一新後甚夕多し、専ら夜ナタタ出、又ハ昼も出て、人のものを取り食ふ

*「ヒルトンビ」(昼鳶)は、「トンビに油揚げをさらわれる」のことわざがある通り、人間に慣れた場合、隙を狙って人間が手に持っている食べ物などまで飛びかかって奪うことのある鳶を強盗にたとえた。

*世上不安で、犯罪が多いことを風刺したもの。



「長防臣民合議書 完」(佐川家文書(大島町)252)と当館所蔵木活字



16

ツカウ・イカス ④

「長防臣民合議書」(木活字版・製版)

《「長防臣民合議書」とは》

第2次幕長戦争を間近にひかえた慶応2年(1865)3月、長州藩は自らの正当性を強くアピールするために、「長防臣民合議書」という冊子を大量に印刷し、藩の内外に配布しました。そこでは、黒船来航以来、長州藩が一貫して朝廷および幕府に忠誠を尽くしてきたことや、それにもかかわらず「朝敵」となっている現状に対する憤りが理路整然と述べられています。また、この汚名を晴らすために、一致団結して幕府と対決する覚悟も記されています。

これを起草したのは、当時、広島で幕府との折衝に当っていた宍戸璣(備後助)です。同年1月4日付の山田宇右衛門らにあてた書簡の中で、「藩内が一致団結し、少しの隙間もない姿を藩外に見せることが必要」、「すぐに刊行して藩内はもとより他国へも配りたい」、「早くしないと間に合わない」、「写本では効果が薄いため、印刷をする」、「刊行されたら藩内は後回しにしても、先に藩外に配りたい。広島には40～50冊送って欲しい」と述べています。情

報の力をを利用して幕府との交渉を有利に進めたいという、長州藩の思惑が見て取れます。

彼は後年、このことについて談話速記の中で次のように回顧しています。

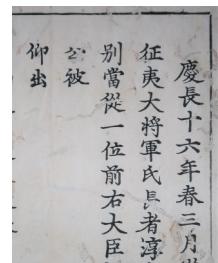
それから彼所(広島)で応接といふことになるまで、待つて居る間に、長州士民の内情国情を書いて、今なら活版に刷るのだが、それを國中の者に皆な配つて、人々が一部づつあれを懷中(ふところ)にして討死をすると云ふ覚悟を極めてやらうと云ふ論であつた、…(中略)…それで、今度、応接と云ふので彼所へ諸藩から皆な有志の人が出て来た、それに皆な彼の所で散乱(ばらまい)たのだ

問 三十六万部と云ふ評判でしたナ

答 サウは刷らなかつたろうが、………

解らぬ話をするやうだが、その時分、易(えき)をひねくつて見て、何とやら云う卦が立つて、「巽為風」の爻(こう)文が出た、それで三十六万石は全(まつとうし)たいと斯う占断したのだ、何故サウ妄断したかと云ふと、巽の卦は六の字が重なった形ちをして居る ☰ ☰ それで六々・三十六万石は全たきものと妄断をした(「子爵宍戸璣翁談話速記」(両公伝史料2827))。

なお、この合議書は起草年月が「元治

「内裏御普請帳」
(毛利家文庫 1雲上86)

江戸時代の印刷は、版本に文字を刻む「製版」が主流でした。木活字による印刷は、江戸時代後期から明治時代初期にかけて盛んになります(当館は藩校明倫館に由来する「藏版局木活字」を所蔵しています)。その後、近代的な金属製の活版印刷へと変わっていました。

実はそれ以前、安土桃山時代末期から江戸時代初期にも、活字印刷が盛んに行われた時期があり、「古活字版」と呼ばれています。写真はその例で、慶長期の印刷物です。大型の木活字を用いて美しく印刷されています。

二年乙丑十有一月」となっており、「慶応」ではなく、改元前の「元治」をあえて使用している点も注目されます。

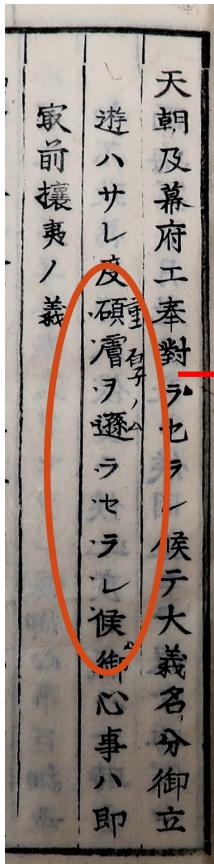
《「木活字」と「製版」による印刷》

印刷された「長防臣民合議書」には楷書片仮名書の木活字版と、草書体で彫られた製版(木版)の2種類があります。36万部刷ったという誇張された数字のようですが、大量に刷られたのは事実で、当館にも数多くの「長防臣民合議書」が残されています(【表1】参照)。

木活字版A～Hを見比べると、5丁表の「碩膚ヲ遙ラレ候」の部分が、①無修正のもの、②手書きで「重厚ノ」に訂正されているもの、③「重厚ノ」に活字が組み直されているものの3種類に大きく分類できます(製版A～Eでは、この部分がいずれも「重厚之」となっています)。

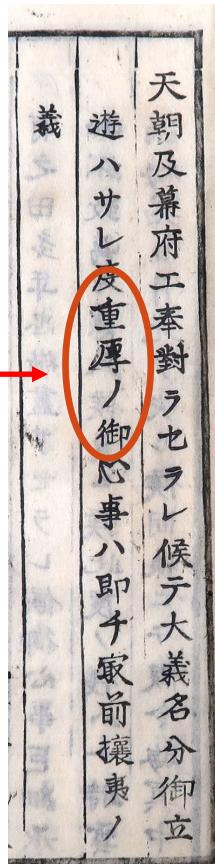
合議書の冒頭に「活刷製本三十六万部有奇」と書かれているように、まず木活字版が先行し、その後、木活字の修正版ならびに製版が続いたと考えられます。活字が持つ力強さに加え、版を作るのが容易で修正にも対応できる木活字の利点が認識されていたのかもしれません。

一方、製版A～Eについては字句は同一ですが、字形を詳細に見比べると、起筆や終筆が異なっている箇所があります。例えば、右の写真【製版A】と【製版E】とでは、「天」の字の1画目に違いが認められます。



【木活字E】

※手書き修正



【木活字H】

※活字組直し

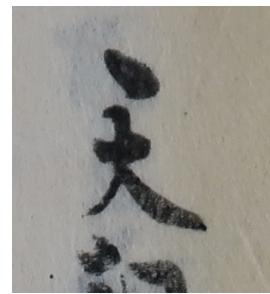
おそらく墨の濃さの違いや版の磨耗などから生じたものだと考えられますが、版そのものが異なっていた可能性も否定できません。この点は、今後の検討課題の一つです。

また、この冊子が、どのくらいの期間で何冊刷られ、どのように配布・活用されたのかについても、明らかにする必要があります。

※「Web版明治維新資料室」で、山口県立山口図書館所蔵の「長防臣民合議書」(整版)の画像を見ることができます。



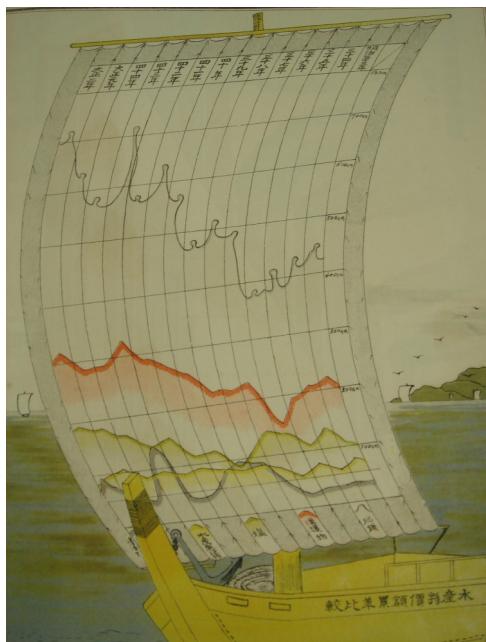
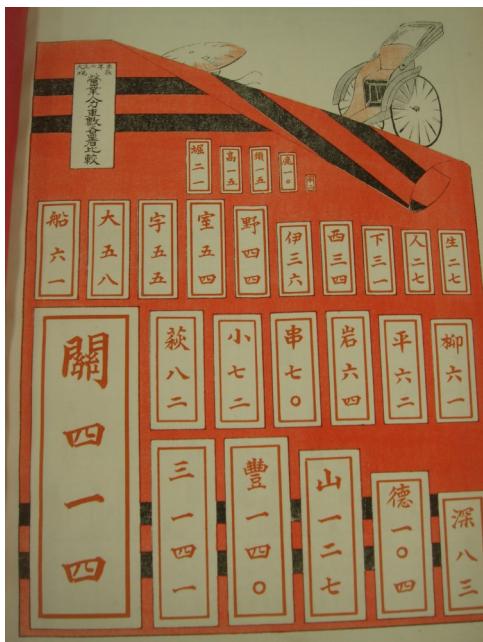
【製版A】



【製版E】

【表1】当館所蔵「長防臣民合議書」

画像	標題	請求番号
木活字A(修正無し)	長防臣民合議書 完	桂家文書(下関市長府)38
木活字B(手書き修正)	防長臣民合議書 完	石川卓美文庫238
木活字C(手書き修正)	長防臣民合議書 完	徳山毛利家文庫 建白書・諸隊規約33
木活字D(手書き修正)	長防臣民合議書 完	周布家文書1048
木活字E(手書き修正)	長防臣民合議書 完	佐川家文書(大島町)252
木活字F(手書き修正)	長防臣民合議書 完	内田家文書(防府市)464
木活字G(手書き修正)	防長臣民合議書 完	佐藤家文書和漢16
木活字H(活字組直し)	長防臣民会議書 完	吉敷毛利家文書175
製版A	長防臣民合議書 完	田辺竹次郎収集史料34(2の1)
製版B	長防臣民合議書 完	毛利家文庫66四境戦争一件53
製版C	長防臣民合議書 完	一般郷土史料1347
製版D	長防臣民合議書 完	徳山毛利家文庫 建白書・諸隊規約32
製版E	長防臣民合議書 完	波多野家文書112
筆写A	長防臣民合議書、私書不署 慶応年号説風簷遺稿	山田家文書(徳山市)397
筆写B	長防臣民合議書 完	内藤家文書(下松市)102
筆写C	長防士民合議書 完	佐川家文書(大島町)253
筆写D	長防臣民合議書 完	内藤家文書(下松市)103
筆写E	長防臣民合議書 完	滝口明城文庫116
筆写F	長防二州臣民合議書	吉田樟堂文庫1053
刊本(昭和5年刊行)	長防臣民合議書 完	滝口明城文庫132



「大正2年山口県統計書」 〈左〉(米光家文書58) 〈右〉(米光家文書57)



17

ツカウ・イカス ⑤

統計を考える 「山口県統計書」の世界

《数値で社会を描く》

統計の意義、それは、数値を用いて、さまざまな角度から対象をみつめ、その実相を認識することにあります。

県内の社会活動や経済活動のうつりかわりを追跡するにあたって、統計データは便利で欠くことのできない貴重な情報であることは言うまでもありません。多種多様な調査項目を設定することにより、地域の現状をクリアに把握できます。さらに、データを用いて、他地域と比較することにより、地域の独自性を明瞭にすることも可能です。そして、弱点や問題点を把握分析することにより、地域の目指すべき「未来予想図」を描くことができるのです。正しく導き出された統計数値はそのために有効なツールなのです。

《統計のワナ》

統計数値の分析にあたって、まず注目されるのは、「ほかよりも突出している」ということであり、それが自らのストロングポイントとして認識されることになります。ところ

が、一步間違えば、自らの優位性を誇示することだけに終始してしまう危険性と背中あわせなのです。統計数値は、ターゲットの絞り方や情報の組みあわせ方によっては、恣意的な操作が可能であるという一面を持ち合わせていることは、統計数値に接するうえでの大切な留意点です。

統計に潜むもうひとつの大きなリスク、それはランキングの功罪です。ランキングの上位であることが喧伝されすぎてしまい、「全国○位」に位置するということが常に前面に押し出されることになってしまうのです。そして、ランキング下位に位置するものが、必要なないものとして無条件に否定されたり、切り捨てられたりしてしまうことがしばしばです。数値により示された現状を冷静に受けとめて、次につながる有効な手立てを熟慮することが肝要と思われます。

生産物の統計を例にとってみると、主要な農産物である米や麦、近代日本のドル箱であった生糸、近代的な生産技術にうらうちされたセメントや化学肥料、こうしたきらびやかな「近代オールスター」の生産量・

『山口県の統計百年』
(1960年代総務526)

本書は、県総務部統計課が昭和43年(1968)に編集発行したもので、それまでの県によるさまざまな統計データを集約したものです。解説編と統計編からなり、関係法規と年表が付されています。また、解説には「統計業務の概要」として、統計調査のあゆみと統計刊行物が紹介されています。刊行後50年が経過しましたが、以後、統合的な統計書は刊行されていません。

流通量・生産額には熱い視線が注がれます。

しかし、日常生活のかたわらに溶け込んでいた、食膳の沢庵や用水路の土管について、「全国第〇位」のような認識が求められることはまずなかったものと思われます。ちなみに、大正2年(1913)の「工産物価額(鉱産物を含む)」のトップは酒。2位石炭の3倍以上。この事実をもってして、酒が山口県の代表的な工産物と言われることはありました。むしろ山口は「代表的な石炭の産地」との声を獲ていたのでした。

そして、皮肉なことに不景気に世の中が覆われはじめると、ランキング下位やランキング外の物産への注目が集まる傾向が見受けられます。「オンリー・ワン」、つまり、特産品や有力な副業品として脚光を浴びるのです。実際に、昭和に入ると、沢庵(大根)は、山口県にあっても徳山や吉敷郡南部を代表する産物としての声が高まり、生産が奨励されました。今日にあっても「地域ブランド創出」の旗印のもと、通常のランキングでは意識されることがなかつた産物が生産量の多寡に関係なく「特産品」として激賞されることはありません。

こうした事例に気がつくと、ひとびとの実感と役所が創りだす統計数値の世界観との乖離、「統計のわな」「統計のもたらすいたずら」を意識することの必要性を感じずにはいられません。統計数値は現状を推し量る重要なツールであることに変わりはありませんが、経済優先の現代社会が生み出してしまった水先案内人のかもしれません。

世の中には数値化できない(数量での表現が難しい)、表面化していないものもたくさんあります。数値を鵜呑みするのではなく、行間ならぬ数値を演出している世界観を慎重に読み解く、という利用する側の才覚が問われているのかもしれません。



《山口県の統計刊行物》

近代国家の象徴として、行政による統計刊行物の作成は不可欠な要件となります。山口県においても、県庁統計掛により「山口県第一回統計表 明治15年」(明治18年5月刊行、戦前A総務525)、「第二回統計表 明治16年」(明治18年8月刊行、戦前A総務526)、「第三回統計表 明治22年」(明治24年刊行、戦前A総務527)が相次いで作成され、その数値は内閣刊行の「帝国統計年鑑」に反映されることになります。

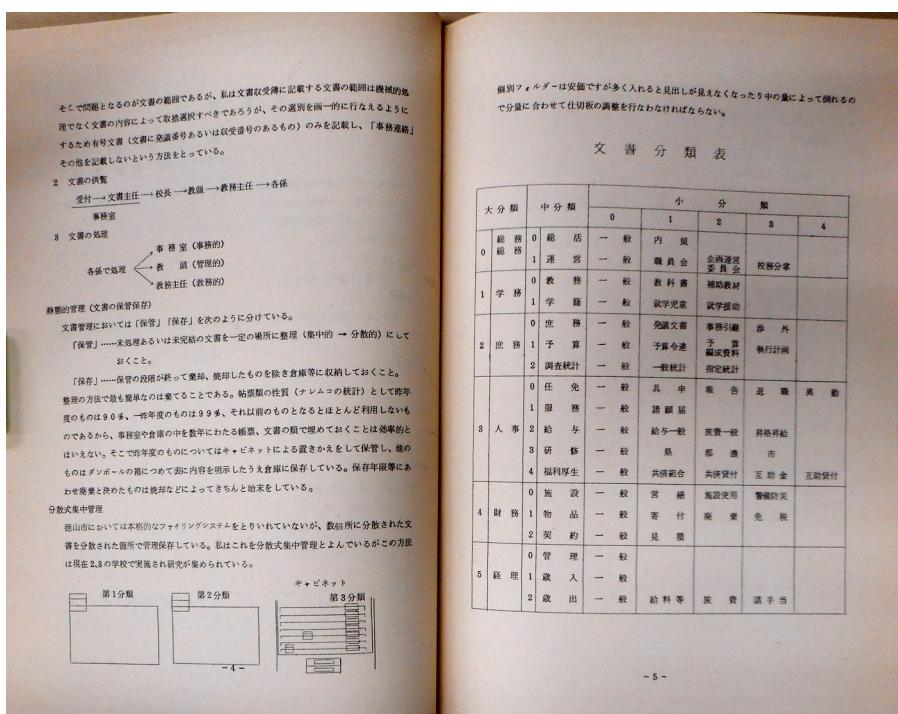
また、特定分野ごとに「府県物産表」「全国農産表」「農商務統計表」「農事調査表」などの全国統計に連なる統計が作成されたほか、「学事年報」「勧業年報」「衛生統計書」「警察統計書」などが作成されています。

大正に入って、各種の統計をまとめた「山口県統計書」が刊行されます(戦前は明治45年・大正元年~昭和16年まで)。この「統計書」は、年ごとに、第一編(土地戸口其他)、第二編(学事)、第三編(勧業)、第四編(警察及衛生)の4冊で構成されていました。

大正2年版「統計書」には、各編それぞれの巻頭に「統計図」として、象徴的な統計について視覚的にわかりやすく親しみやすい図解が載せられています。数量的なボリュームが、山の高さや工場の煙筒からはき出される煙の量などで表されています。この統計書が作成刊行された大正4年は大正天皇即位儀式の時期と一致します。統計書も例に漏れず世の中の祝賀ムードにつつみこまれていたことなのかもしれません、気運が高まりつつあった国勢調査実施に向けて、数値に対するひとびとの関心をたぐりよせる意図があったことも否めません。

昭和初期に山口県知事官房統計係が刊行した「統計上より見たる山口県の地位」、その序文には「統計は社会の鏡である、無言の雄弁である」と記されています。正しい統計数値に基づく分析を経た時宜にかなった政策の遂行が行政の原点であることは言うまでもありません。





「山口県公立小中学校事務職員研修会第3回研修大会要項」(1970年代各種団体2881)

ファイリング事始め

《いつから?》

文書の処理が終わる度に、フォルダやクリアファイルに入れて整理・保管する「ファイリングシステム」という仕組み、職場や家で使っている方もいるでしょう。現在も、オフィスの文書整理法として多くのhow to本で紹介されているファイリングシステムですが、いつ頃から日本で使われ始めたのでしょうか。

日本に紹介されたのは昭和前期のことです。しかし、一般に導入されるようになったのは戦後、昭和23年(1948)に政府がアメリカに倣ったファイリングシステムを勧奨してからのようです。

山口県でも、昭和30年代後半から「業務改善」として、事務作業の効率化・合理化が目指されます。その一環として、文書管理の方法も整備されました。この時期、ファイリングシステムを導入するかは別として、県内のさまざまな組織が、文書を効率的に処理・保管・活用する方法を検討していました。

《学校事務の現場で》

県内の学校でも文書管理方法は研究されました。高等学校については県の方式に準じるということで整備が進みました。小中学校では、各自治体ごと、学校ごとに検討されました。上の写真は、昭和46年8月におこなわれた、山口県公立小中学校事務職員研修会第3回研修大会の要項および資料集から、徳山市立徳山小学校におけるファイリングシステムをベースとした文書管理の取り組みについての報告です。

この報告の冒頭で、「事務の中心的な役割は情報の処理であり、その情報の処理に際して中軸となるのが文書であり」と、事務職の性質とそこにおける文書の占める位置を措定しています(以下の引用も同報告)。

このような認識のもと、文書の動きや種類を整理し、徳山市および同市立学校における文書の管理保存方法としてファイリングシステムに言及しています。



18

ツカウ・イカス ⑥

「事務機械 総合演習」
(1960年代教育496)

防府商業高等学校で1960年代に作成された、事務のテキストです。総合演習と銘打ってあるように、ひと通りの知識・技術を学んだ後のまとめのテキストでした。

この中でも、ファイリングについては既習のものとして出てきます。当時事務職を目指す人にとっては、タイピライターや複写等による帳簿の一括作成法(ワンライティングシステム)と並び必須の技術でした。

当時、「徳山市においては本格的なファイリングシステムをとりいれていないが、数個所に分散された文書を分散された箇所で管理保存して」いたそうで、報告者はこれを「分散式集中管理」と呼んでいました。

何か歯切れのよくない言い回しなのは、アメリカ式のファイリングシステムを実際に導入するにあたっての障壁の多さによるのでしょうか。

ご存知のとおり、ファイリングシステムには専用のフォルダやキャビネット、仕切り板等が必要になります。下写真のように、初期の書籍で紹介されているアメリカ式のファイリングシステム実施風景のイラストでは、キャビネットがずらりと並んだ部屋が描かれていますが、これは、少なくとも当時の日本ではあまり現実的とはいえない設備です。そのため、キャビネットを複数の場所に分けて置かざるを得なかつたようで、それゆえの「分散式」なのでしょう。

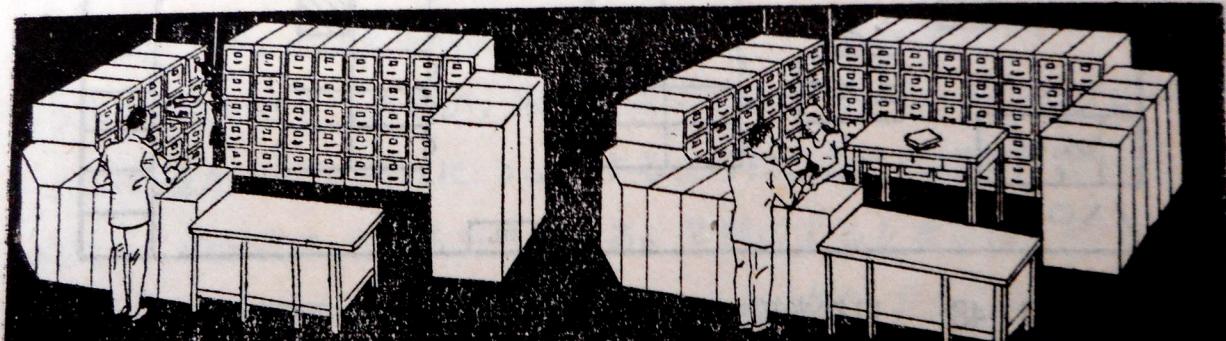
ファイリングシステム導入に関わる報告の中には、フォルダやキャビネット等の購入・設置・取扱いへの言及もままみられます。今までのやり方と大きく違うため、現場の戸惑いも大きかったようです。

《学校事務職員、更なる苦労》

さて、ある程度システムが整ったら、学校事務職員には、次の、最大の?仕事が待っていました。運用にあたって、事務職以外の人にいかにしてシステムを守ってもらおか、です。

「山口県公立小中学校事務職員研修会第二回総会並びに研修大会要項」(1970年代各種団体2880)の、防府市立佐波中学校の報告では、「学校の教職員は、公文書取扱いにふなれである。教職員を公文書取扱いに、なれさせなければどのような文書管理の改善も意味をなさない」と、歯に衣着せぬ言葉が綴られています。

情報を管理するために新しい方法を導入して、それにに関する新しい情報が増えて、それを共有し、動かすためにまた新たな情報が…。情報を管理しているのか、情報を振り回されているのか。情報を管理することの難しさというか、皮肉というか。何とも複雑な気分になる話です。



92 ヒキダシ (36.8万枚)

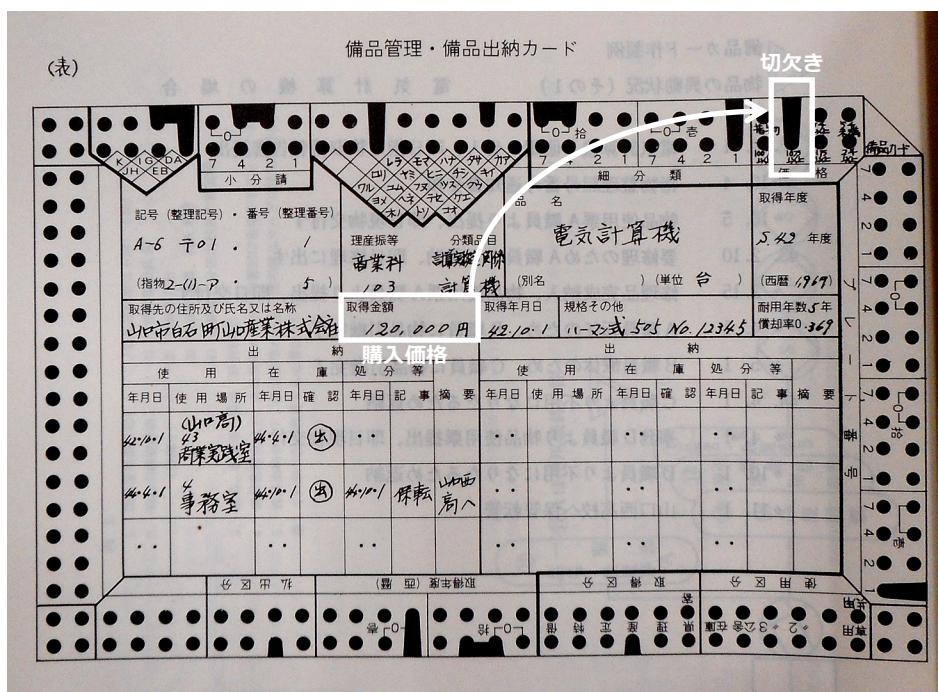
5段 キャビネット	16
3段 キャビネット	4
コーナー ユニット (スミオキ)	2
机	1
必要面積	$4.8m \times 3.6m = 17m^2$ (16尺×12尺=5坪)

110 ヒキダシ (44万枚)

5段 キャビネット	19
3段 キャビネット	5
コーナー ユニット (スミオキ)	1
机	1
必要面積	$4.8 \times 4m = 19.2m^2$ (16尺×13尺=5.8坪)

図 49 小さい ファイル 室

▲『ファイリングシステム』(日本能率協会、1950、山口県立山口図書館蔵)で紹介された、保管場所のイラスト。先進的なシステムへの憧れを掲げて、スマートなオフィスが描かれていますが、これだけスペースに余裕のある学校が当時どれだけあったのか…。これで「小さいファイル室」なのですから、これをそのまま導入しようとした人は途方に暮れたのではないでしょうか。同書の中でも、全部の文書を一か所に集約してしまうとやはり不便なので、アメリカでも部署毎にキャビネットを備えるようになっている旨が書かれています。



「第28回全国公立高等学校事務職員研究大会研究集録」(1970年代各種団体2889)

コンピュータがやってくる…?

《パンチカードの導入》

上の写真は、山口県で昭和49年(1974)7月に開催された第28回全国公立高等学校事務職員研究大会の資料集から、山口県の公立高等学校における備品管理用のハンドソートパンチカードの実例を表示した部分です。

パンチカードは、カードに一定の規則に従って穴を開け、そこに電気やピン(棒。ソーターと呼ばれる)を通することでカードを読み込んだり、分けたりできるもので、分類・集計等に使われました。中でも、ハンドソートパンチカードは手で選別操作をするものです。

黒い丸で表示された部分が初めから穴を開いている場所で、それぞれに金額や品目の分類、日付等、一つずつ意味が割り当てられています。半楕円に塗りつぶされた部分は、カードの情報に従って実際に穴をカードの端まで切欠いて穴でなくした箇所です。例示されている電子計算機の場合では、購入価格が12万円だったので、

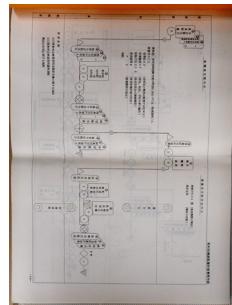
カード右上「価格」欄の「10万以上」のところの穴にパンチを入れて切欠きを作っています。10万円以上した物品を調べたいときは、ここにソーターを通して持ち上げると、10万円以上した物品のカードだけがピンに引っかからずに残るという仕組みです。現在の表計算ソフトの検索やフィルターに似たことがカードでできるようになっています。

カードに穴を開けて情報を管理する方法は、機械式にしろ、手動式にしろ、19世紀に欧米で考案・開発されました。ハンドソートパンチカードが日本で普及するのは昭和30年前後のこと、この頃に同システムの概説書が多く出版されています(日本事務能率協会編『ハンドソートパンチカードシステム』、平山健三ほか編『パンチカードの理論と実際』(共に1957年刊)等)。山口県の公立高等学校では、机や黒板等、同種の備品が複数の教室にある等、学校特有の状況を考慮して、管理に適したシステムを昭和47年に構築し、逐次移行してきました。



19

ツカウ・イカス ⑦

「学校事務の手引き」
(1960年代各種団体3026)

昭和30年代後半から、事務の合理化、効率化のもと、さまざまな手法がとりいれられました。写真のプロセスチャートも、処理手続きを一定の規則のもとに図式化もので、業務伝達の簡便化のために導入されました。

このような、記号化できるレベルでの組織・業務分析が、その後のOA化に大きく影響しました。

《カードシステム導入の裏で》

しかし、この頃には、山口県庁は電子化、つまりコンピュータ化へ舵を切っていました。昭和44年4月に電子計算機導入準備室が設置され、同46年4月には電子計算課へと改組、「電子計算組織利用の将来構想と課題」(1970年代企画1083)を作成しています。当然、高等学校の物品管理も将来的には電子化の対象です。学校事務の対応は遅きに失したのでは?と考えたくなります。

この経緯を、この報告書に沿ってみてみると、県では昭和36年に物品分類等のコード化を終え、カード式の管理を始めました。高等学校も導入しようとしたが、県庁と高等学校とでは、使用物品も物品管理のあり方も大きく異なるため、県庁の物品分類のコードが使えませんでした。そこで2年後に山口県公立高等学校事務職員協会で物品管理表作成委員会を立ち上げ、学校事情に即した管理方法を研究、県用度課や関係施設の協力も得ながら実用化に至ったということです。

県庁の動きから大幅に遅れたのは、コードが合わなかつたことが主因のようです。パンチカードシステムを導入する際には、管理対象を体系的に分類し、番号(符号)を与えます。最も身近なものは図書館の10進分類法でしょうか。コンピュータ検索機がない場合、これがよくできていないうまく検索できません。パンチカードの手引書でも、管理対象の構造的把握に基づくコード化の重要性は再三述べられます。今回の件も、ここで躊躇いたのでした。

A 一 般 用 品 類	B 事 用 品 類	C 教 養 體 育 用 品 類	D 医 療 用 品 類	E 染 料 類	F 食 料 品	G 飼 肥 料 類	H 動 物 類
A 0	B 0	C 0	D 0	E 0	F 0	G 0	H 0
土木建築用品類	文房具類	楽器類	医用品類	染料類	農産品類	飼料類	獣畜類
A 1	B 1	C 1	D 1	E 1	F 1	G 1	H 1
工鉛業用品類	用紙類	美術用品類	医薬品類	塗料類	林産物類	肥料類	鳥類
A 2	B 2	C 2	D 2	E 2	F 2	G 2	H 2
農林水産用品類	印刷物類	体育用品類	試験研究用品類	油脂類	水産品類		魚介類
A 3	B 3	C 3	D 3	E 3	F 3	G 3	H 3
理化用品類	雑印類	娯楽用品類	薬品雑	塗料雑	畜産品類		その他
A 4	B 4	C 4	D 4	E 4	F 4	G 4	H 4
厨房用品類	図書雑誌類	遊具類			工產品類		
A 5	B 5	C 5	D 5	E 5	F 5	G 5	H 5
室内用品類	諸帳簿類	諸道具類			食料品雑		
A 6	B 6	C 6	D 6	E 6	F 6	G 6	H 6
被服類	紙製品類						
A 7	B 7	C 7	D 7	E 7	F 7	G 7	H 7
雑用品類	証紙切手類						

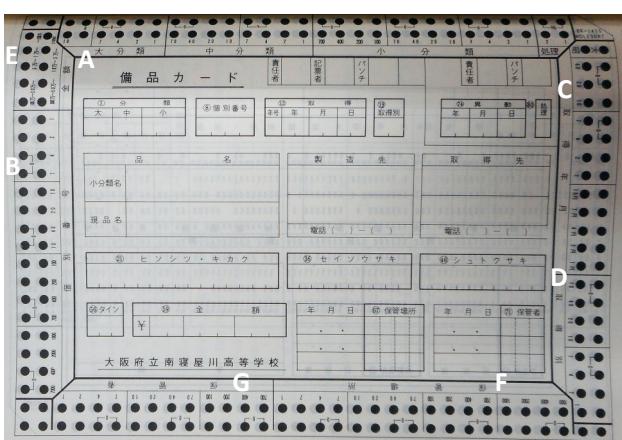
▲ 1970年代各種団体2889に掲載された山口県公立高等学校の消耗品のコード表。カードシステムにはコード表が不可欠でした。

《無駄だったのか…?》

山口県における行政事務の電子化は進み、県内の高等学校でも、昭和のうちにパンチカードは姿を消したようです。しかし、実用化から10年くらいしかもたなかつたこの取り組みが無駄だったとは言い切れないのです。

電子化初期の情報入力には、機械式のパンチカードが使われました。その際、カード導入時に作成したコードが下敷きになって作業がおこなわれました。

モノに付帯していた管理情報が帳簿へと切り離され、カードになって並べ替えが、コード化されて単純な(機械的な)操作での処理が、順次可能になってきました。パンチカードシステムの実用化は、帳簿による情報管理からコンピュータでの情報管理へと、橋渡し的な役割を果たしたのでした。



A 分 類 大	B 個 数 中	C 備 考 小	D 別 取 扱 番 号	E 取 扱 年 月 日	F 品 質 規 格	G 製 造 先	H 取 扱 先	I 单 位	J 金 額	K 保 管 場 所	L 保 管 者 名	M 異 常 年 月 日	N 処 理 年 月 日
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5
6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6
7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7
8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8
9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9
1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2

◀ 同時期、ハンドソートパンチカードシステムとコンピュータを併用していた大阪府の高等学校の、(上)ハンドソートパンチカードと、(下)パソコン入力用のパンチ式データカード。情報項目や符号が対応しています(1970年代各種団体2889)。



20

〈左〉『鶴洲遊蹤』(文書館図書289才) 〈右〉『満洲旅行の花』(昭和13年度版、一般郷土史料B350)

ツカウ・イカス ⑧

新世界への憧憬 into the New World

《遠くのまだ見ぬ世界》

近世のいわゆる鎖国体制下にあっては、もたらされる情報には限りがあったため、海の向こうに広がる世界は謎めいたものでした。各地に伝来する「漂流記」や「……譚」は、「未知の世界」へのあこがれや好奇心がもたらしたものと言えます。

アーネスト・サトウは「日本人は大の旅行好き」と評しています。国内各地の様子を描いた「道中記」や「旅日記」も数多く今日に伝わります。

《「未知の世界」へのマナザシ》

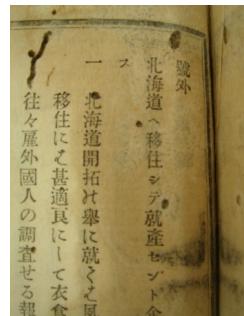
近代になると「情報量の増加」「伝達ツールの多様化」「メディアの発達」「交通網の整備」などの要因が、「未知の世界」との距離感を縮めました。やがて「未知の世界」は、勝者の価値観で「きりひらき、うつりすむ」、つまり拓殖の概念に彩られ、近代国家の対外的膨張を満たす「新世界」としての意味合いが色濃くなっています。

北海道・樺太・台湾・朝鮮・満州。各地の「風土・人情・産業・名所」を紹介したさまざまな報告が残されています。

しかし、時のうつろいとともに、移り住むユートピアの分析をベースとする「見聞」「遊覧」報告から、いつしか、「豊穰」「雄大」「富源」のように将来的な支配のメリットをイメージした言葉で飾られた「下見」的な記録が目につくようになっていきます。「ツタエル」のニュアンスが大きく変化し、最終的には侵略制圧のステージを呼び込むことになってしまいます。

《北海道をツタエル》

明治初期の「勧業雑報」や新聞紙上には北海道の様子や移住者へのアドバイスが多数掲載されています。そして、北海道の様子を紹介した記録に一貫しているのは、気候は寒冷であるものの、「広大な大地」「産業の好適地」とのスローガンであり、移住者を誘うという基調が前面に漂っています。洪水や高潮などの自然災害の罹災者や困窮士族への対応の意味合いもありましたが、対ロシアという国防上の理由からも、北海道移住は急務とされ、北都旭川を拠点とした屯田兵による道内各地の定住開墾が推進されます。



『山口県勧業雑報』
第27号附録
(官省公報類477)

北海道移住希望者に向けた農商務卿西郷従道の明治16年(1883)4月25日付の諭達「北海道へ移住シテ就産セント企ツルモノハ左ノ事情ヲ斟酌折衷スヘキ肝要ナリトス」です。北海道での生活や開墾に関する注意事項が16箇条にわたって記されています。

同じ時期の「勧業雑報」や「防長新聞」にも移住地の景況が掲載されています。

ここで発揮された開拓スピリットは、半世紀の後、満蒙開拓の精神的な支柱として援用されることになります。

《アジアをツタエル》

旅行者の土産話、現地居留者の生活体験談、調査団や視察団による各種報告書や演説などにより、アジア各地の状況はかなりの精度で国内に伝えられていました。

北海道へのアプローチには無限の可能性を秘めた原野を切り拓くという側面があったのに対して、アジアに関する報告からは、対外的膨張路線のレールの上を走り始めた日本の「行き着く先」を求めるニュアンスが色濃くじみ出ていることに気がつきます。「商工事情」などには、現地での成功者のくらしぶりが美辞麗句にまとめて紹介されています。絵葉書や旅行案内書にも、現地のありのままの姿に加えて、日本人の手により整備されたインフラや町並が取り上げられるようになります。描き出されたのは日本人にとってのユートピアであり、勝者・支配者・成功者の立場による侵略の向こうにしか見えないはずの世界でした。

《『鶴洲遊蹤』の世界観》

「北海道実情視察日乗」(大正12年)、「満鮮視察日乗」(大正9年)、「遡江日乗」(明治40年)、附録詩文集「南船詩草」の四編(収録順)で構成された『鶴洲遊蹤』は、尾中郁太による各地の視察報告です。昭和10年(1935)に尾中の古希を記念して刊行されたものです。尾中は、三田尻(中関)有数の塩田地主であり、多数の実業家を輩出した「泊園書院」(荻生徂徠を学祖とする大阪の私塾)に学び、帰郷後は塩田貯蓄銀行取締役、県議員をつとめています。十州塩田惣代人として国内塩業を牽引していた秋良貞臣に随行して、明治20年(1887)には、ウラジオストックや釜山に渡航。塩の販路拡張の交渉にあたり、海外の商都の活況を目の当たりにしています。中関村の華南図書館設立(明治37年)に寄与した文化人でもあり、「鶴洲」とは尾中の号です。『鶴洲遊蹤』は漢学の素養を下地とする紀行文ですが、あくまでも外地の実業視察報告書です。景勝地の紹介にとどまらず、ひとひとの気風、経済状況の現状報告、現地の将来展望まで言及されています。

華南地域の経済状況を報告した「遡江日乗」のなかで、日清戦争戦勝国日本にとって「支那開発は天職」との使命感のもと、揚子江流域の経済的な有望ぶりを強調しています。開明的な実業家であったにせよ、そのよってたつところは霸権主義的です。この時期の日本政財界のアジア観が凝縮されたレポートなのです。

大正期の満鮮視察と北海道視察は県からの要請により編成された視察団による現地調査です。前者は中川望知事を団長として組織されたものです。また、「防長新

聞」「馬関毎日新聞」「防長実業新聞」がスポンサーの役割を果たしていたようで、紙面には逐次視察報告が掲載されています。視察の目的は、現地での産業振興への道筋をつけることになりました。視察団には当時の気鋭の政治家や県内各地の実業界の重鎮がその名を連ねていました。アジア情勢への嗅覚を持ち合わせていたであろう尾中以外にも、下関実業界の土井重吉(北海道で大関農場を経営)、経済誌「日本之関門」の主筆であった柳広一、山口県水産会の庄晋太郎などの顔ぶれです。

「満鮮視察日乗」の刊行にあたって、巻頭言を寄せたのは防長新聞主筆の野原秋草(祐三郎)。明治末年以来、「馬関毎日新聞」「防長実業新聞」「防長新聞」で勧業に関する提言を繰り返していた野原は、アジア振興に関する尾中の先見の明を絶賛しています。

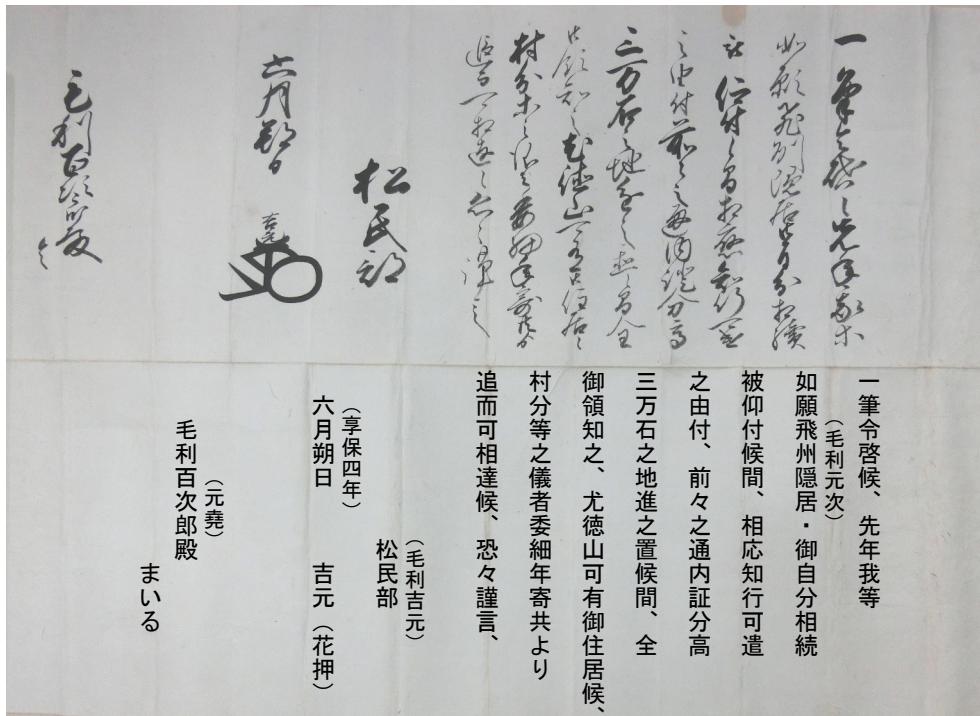
地理的な要因も影響して、山口県人のアジアに対するまなざしは熱を帯びていたものと思われます。こうした指向は山口高等商業学校の東亜経済研究所(昭和11年設立、現山口大学東亜経済研究所)へと受け継がれることになります。

新世界をみつめた尾中の目線は鋭いものであったのかもしれません、そこに流れていたであろう優越感という名の先入観には注意を払う必要があるように思います。尾中の視点や分析結果には、僅かではあっても、南満洲鉄道株式会社の経営理念とも符合するものがあったのではないか。

発展や繁栄の様子に目を奪われがちですが、近代の海外の様子を伝えるさまざまな記録の理解には、大前提として、時代の雰囲気に覆われた記録する側の意図の把握が不可欠であると思われます。

写真：「尾中郁太古希記念写真」(『鶴洲遊蹤』より)





「毛利吉元書状」(徳山毛利家文庫「木箱別置」6-5(6の1))



21

ツナグ・ノコス ①

藩の断絶と文書・記録 その1

《徳山藩と徳山毛利家文庫》

徳山藩は、元和3年(1617)、萩藩初代藩主毛利秀就が、弟の就隆に3万石を分知したことにはじまり、寛永11年(1634)に幕府の公認を得て成立した、萩藩の支藩です。当初は下松に居を構えていましたが、慶安元年(1648)、徳山(現周南市)に移転しました。

3代藩主毛利元次の治世であった正徳6年(1716)、本藩・萩藩との諍いが幕府をも巻き込む騒動に発展し、徳山藩は改易、所領は萩藩へ編入、元次は遠く出羽国新庄藩(現山形県新庄市)へお預けの身となりました。

享保4年(1719)、元次の子息就堯(なりたか)に旧領・徳山での御家再興が認められ、それ以後、明治4年(1871)に山口藩に合併されるまで存続しました。

昭和38年(1963)、藩主であった徳山毛利家に伝來した文書・記録が当館に寄託されました。当館ではこれを徳山毛利家文庫として、現在19,000点余を公開

しています。時代は分知当初のものから、近代までのものを含みます。

徳山毛利家文庫は質・量ともに豊かである一方、正徳6年の藩断絶以前の文書・記録が少ないという特徴があります。藩の断絶という非常事態の中で、大量の文書を保存・管理していくことは非常に難しかったことでしょう。

しかしこのことは、先例を重視する江戸時代にあっては、著しい欠陥と言わざるをえません。そのため徳山藩には、残った文書・記録を大切に保存すると共に、藩断絶前の状況を残そうと努めた形跡が窺えるのです。

《「木箱別置文書」》

徳山毛利家文庫を形態で大別すると、冊子形態のものと一紙物形態のものがあり、そのうち一紙物形態のものの中には木箱におさめられた文書群があります。そうした以前からの保存・管理の秩序を尊重し、公開するにあたってはこれらを「木箱別置文書」と名付けました。多数の文書が他

「古記目録」
(徳山毛利家文庫「目録」5)

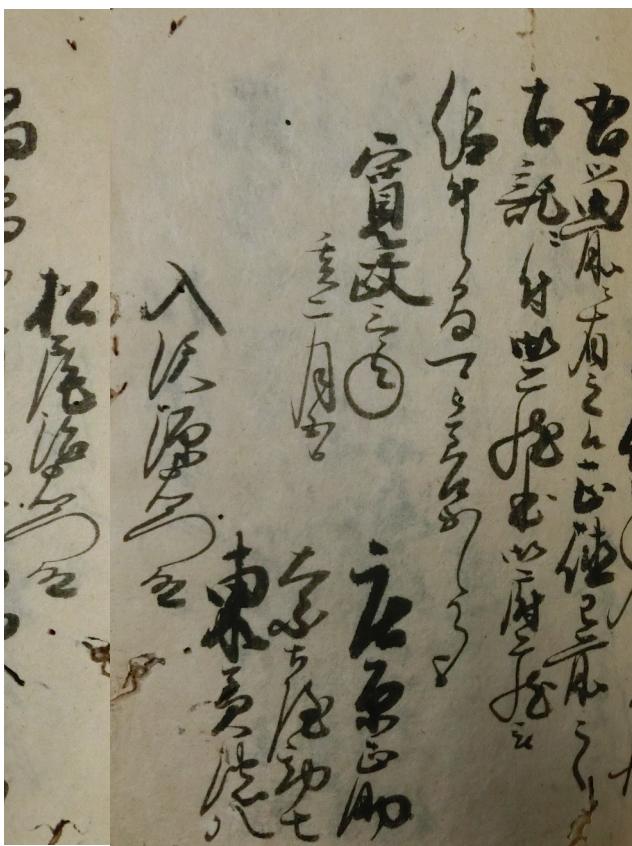
藩断絶前の文書・記録の目録。記録類は「金印」「石印」など8箱に収められていたようです(「別箱」に移されたものもあり、全9箱)。「御旧記目録」とも書かれています。

文書類は「古御内書類之覚」とあるものの、将軍からの御内書のみならず、老中奉書なども含まれています。

藩断絶前文書・記録の管理の様子の一端が窺えます。

の文書に紛れないようになりますため、木箱に収められたのでしょうか(一部混在も見られます)。

この「木箱別置文書」の中には、正徳6年の藩断絶前と享保4年の藩再興関係の文書が、複数の箱に収められています。箱の表には「御内書・御奉書并御書附類」(徳山毛利家文庫「木箱別置」1)などと書かれ、収められた文書がわかるようになっていました。なお、ここには将軍からの書状や老中などの奉書(シートNo.8参照)、幕府からの指令書が収められていました。中には「古代御内書類」(同「木箱別置」2)と表記しているものもあります。断絶前の文書を「古代」と表現しているのです。こうしたことは目録類にも表れていて、「古記目録」(一部に藩断絶中の文書を含む。前頁コラム参照)では、断絶前の文書・記録を「御旧記目録」や「古御内書類之覚」と、「旧」や「古」の文字を入れて分類しています。つまり、徳山藩では藩再興以前と以後との文書を明確に区別していることが窺えるのです。



徳山毛利家文庫「御手紙控」No.213 寛政3年2月5日の記事より

《「御勘渡奉書留」の管理》

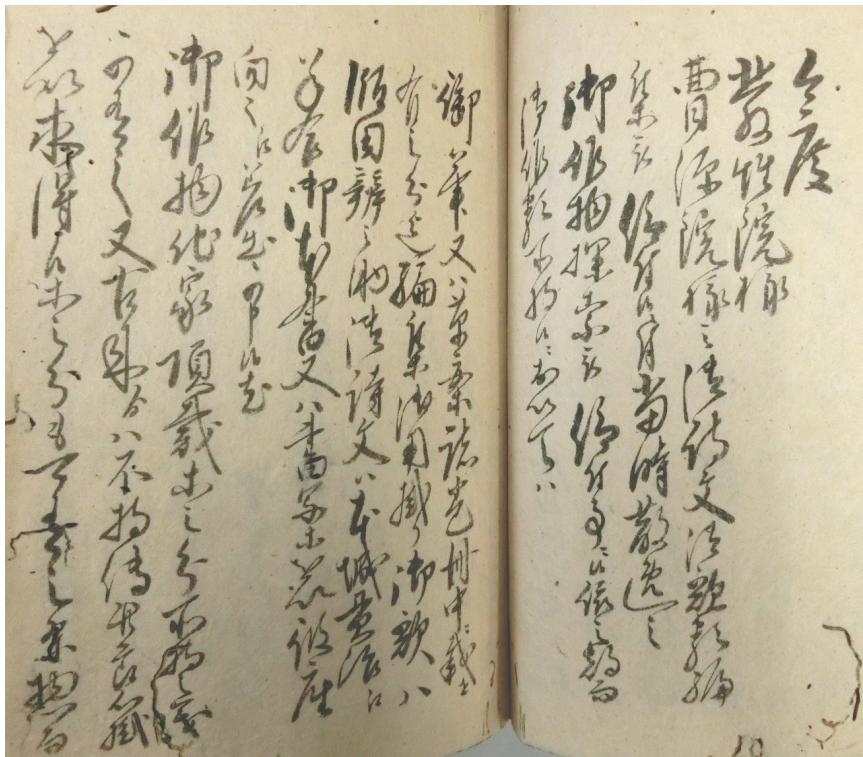
「御勘渡奉書留」は藩が家臣らに対して禄などとして支払った米銀を記したものです。支給先には藩主の親類や家族なども含まれています。「徳山毛利家文庫」にはこのシリーズ名で36点を公開しています。その大半が断絶前のものであるという、珍しいタイプのシリーズです。

寛政3年(1791)、藩はそれまで「留所」にあった「御家来中知行勘渡奉書」18冊を御蔵本の「御府蔵」へ移しました。理由はそれらが「古記」であるためです。下の表は移された冊子の一覧ですが、やはりすべてが断絶前の記録類でした。御蔵本の蔵には徳山藩の「譜録」も収められていたと言われています。つまり今回の措置は、藩にとって重視すべき文書・記録類を保存・管理していたであろう御蔵本の蔵へ、「原課」である留所から古い重要な記録を移管した、と見ることもできます。藩の断絶を乗り越えて残された文書・記録の保存・管理されるひとつの姿が垣間見えます。

留所から御蔵本御府蔵へ移された「御家来中勘渡奉書」18冊の年代と冊数の内訳→

年	冊数
貞享元	1
貞享4	1
元禄元	2
元禄6	1
元禄7	1
元禄9	1
元禄12	2
元禄14	1
元禄15	1
元禄16	1
宝永元	1
宝永3	1
宝永5	1
宝永6	1
宝永7	1
正徳4	1

右、留所ニ有之候正徳已前之 古記ニ付、御蔵本御府蔵被 仰付候間可被差出候、已上、
寛政三年
亥二月五日
入沢源右衛門殿 <small>(泰雅)</small>
松尾治右衛門殿 <small>(直毘)</small>
奈古屋勘助 <small>(信清)</small>
庄原正助 <small>(維貞)</small>
東美濃八 <small>(温光)</small>



「御手紙控」寛政2年5月20日条(徳山毛利家文庫「御手紙控」211)



22

ツナグ・ノコス ②

藩の断絶と文書・記録 その2

ここでは、徳山藩が失われた藩断絶前の情報を収集・管理し、後世に伝えようと努めた事例を、徳山毛利家文庫から紹介します。

《「逸史」の編纂》

「逸史」は59冊が現存しています。内容は、大永3年(1523)から藩断絶直前の正徳5年(1715)までです(年紀がわかるもの)。請求番号1から14までは、「元丸様御目見記」のように事象ごとの記録を、15から58までは編年で記されています(59は役人年表)。前者のグループには筆写年が記されているものがあり、それによれば文政3年(1820)を皮切りに、同4年から5年には集中的に筆写されたことがわかります。筆写者(作成者・所蔵者)は記録所です(より詳しく記録所密用方と書かれているものもあります)。

「逸史」は、藩士各家などに伝存していた記録を借用して作成されました。前者のグループは記録をそのまま筆写しました。一方後者のグループは、複数の記録を用

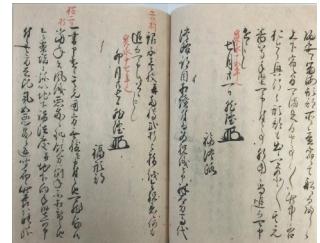
いて作成し、しかも記事の典拠(原典)が示されています。例えば「福間豊宣抜書」から引用した場合、その冒頭の右肩などに「豊」と朱書きや墨書きされます。

「逸史」というタイトルから、失われた藩断絶前の歴史を明らかにしようとする意思が感じられます。

《「福間隆廉自記」の筆写》

原初の表題は「公用日記」などとなっていますが、藩において筆写され複数冊を合綴した際に「福間茂左衛門隆廉自記写」と名付けられました。現在19冊が残っています。

時代は天和2年(1682)から元禄4年(1691)までで、徳山藩2代藩主毛利元賢と、3代藩主元次の初期にあたります。日記の記述者は福間隆廉(1631~1723)。天和元年に藩主の表の場における世話役のトップ・御居間都合役に就き、藩主の身の回りで起きた出来事を日記に記しました。とりわけ2代藩主元賢は幼年で藩主となりながら若くして没してしまうた



「御書御判物控」

徳山毛利家文庫「御書御判物控」も、その大半は断絶前の文書類(毛利元就や輝元、徳山藩主の書状類その他)を収集したもので、全3冊。徳山藩所有の文書にとどまらず、家臣や領内寺社など、多方面へ調査の手を伸ばし、収録しています。文書の形状や所有者なども朱書きで記されます。

成立の詳細は不明ですが、「逸史」の記事も抜き出されていることから、文政頃のものではないかと考えられます。

め、彼に関する記録は非常に少なく、この日記はその欠を大いに補ってくれます。

この日記がいつ頃筆写されたのかはよくわかつていません。しかし、下の写真にあるように、原本の虫損まで記し、忠実に筆写しようとした意図が窺えます。

《断絶前文書類の収集》

藩は、藩断絶前に発給された文書類の情報収集にも乗り出しています。

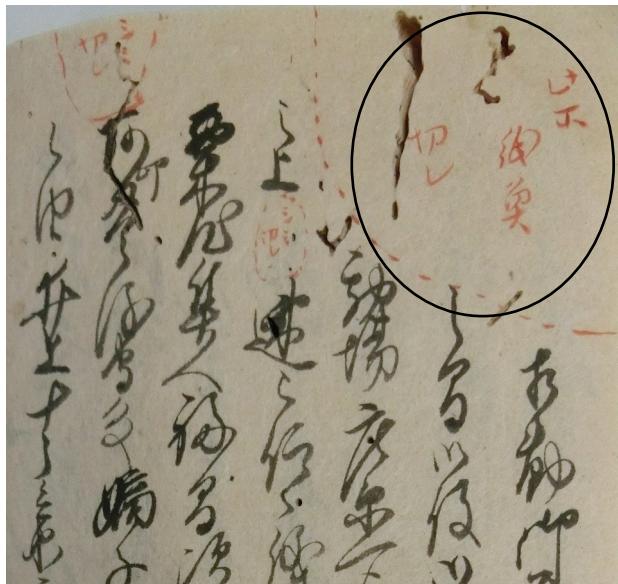
例えば寛政2年(1790)、藩士に対して「譜録」の作成・提出を命じました。「譜録」には藩士の歴代当主やその家族、藩士になって務めた役職などを記すのですが、の中には藩主や藩から与えられた文書について触れる項目があります。そこには、初代藩主就隆以来、藩主から下賜された書状などに加え、正徳以前に藩から与えられた書面(書付や奉書)が伝来していればその文面を書き写し、文面の写のみを所持している場合には、そのことを注記して文面を書き写すよう指示しています。主君から

賜った書状類の重要性から写を出させることは理解できますが、正徳以前に藩が与えた書面までも写させていることは、藩が断絶前の文書をいかに重視していたかが窺えます。

《就隆・元次の詩文・歌類の収集》

これも寛政2年のことです。5月20日、藩は初代藩主就隆と3代藩主元次の詩文や歌類の編集を決定し、編集御用掛の飯田弁之助(歌担当)と本城貫治(詩文担当)に原本または写を提出するよう指示しました。2代元賢は若くして亡くなつたので外されたものと考えられます(前頁上写真。また翻刻は下)。自家で拝領・伝來したものはもちろん、チャンスがあつて入手したものも対象とし、出所は問わないということです。また、藩士のみならず、領内各階層にもこのことは通知されました。藩を挙げての調査・編纂事業です。

この事例は文書・記録ではありませんが、作者が藩断絶前の藩主であることを重要視していることは、前述の事例と大きな違いはありません。このように藩では、断絶前の失われた情報の再構築をはかろうとしていたのでした。



此所
紙魚
切れ

福間茂左衛門隆廉自記写(「福間隆廉日記」13)より。文字の欠損部分については、「此所紙魚切れ」「シミ切れ」と、紙を食する「紙魚(シミ)」によって欠損していることを朱書きで注記しています。

(表頁上写真の文書翻刻・太字部分)
今度 <small>(毛利元次)</small> 発性院様・ 曹源院様之御詩文・御歌類編
集被 仰付候ニ付、當時散逸之
御作物探索被 仰付事ニ候、依之都而
御作類所持候ニおいてハ
御筆又ハ草案諸卷冊中ニ載せ
有之分迄編集御用掛り、御歌ハ <small>(範正)</small>
飯田弁之助、御詩文ハ本城貫治江 <small>(植)</small>
承合、御本書又ハ書写等を以彼座
向々江差出可申候、尤
御作物他家頂戴等之分所持之義も
可有之、又古來よりハ不持伝、此節心掛
を以求得候等之分も可有之条、惣而
其出前ニハ拘らす事ニ候間、右類孰も
同様ニ相心得可申旁之趣、御家來中江
遂沙汰候、為御知如斯御座候、以上、
(以下略)



23

当館蔵・井原家文書の文書箱

ツナグ・ノコス ③

文書を「嗜置（たしなみおく）」

《「嗜置（たしなみおく）」》

「嗜む（たしなむ）」という言葉は、通常、「好んである事に心をうちこむ」あるいは「常に心がける」という意味で使われます（『広辞苑』）。ところが『新訂山口県方言辞典』では、「たしなむ」に、「大切にする、保存する」という意味を記しています。以下紹介するように、江戸時代の防長では、文書を大切に保存するという意味で「嗜置」を用いた例が確認できます。

《萩藩士能美家の例》

萩藩士能美家は、中世には安芸国能美荘（現広島県江田島市）を本拠地とし、水軍として活動する武士でした。永禄年間（1560年代頃）毛利氏傘下に入り、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後は毛利氏に随って防長に移り住み、以後萩藩の大組士として活動しました。

元和8年（1622）2月、能美家当主・宣仍（筑後）が元古（内蔵丞）に家督を譲った際、2通の譲り状を作成しています。1通は家督とともに能美家がこれまで

毛利家（隆元以来）から発給された文書6通を譲ることを記したもの、もう1通は、かつての本拠地安芸国能美荘に関する文書4通（鎌倉・室町頃の文書）に関するものです。後者の文書について宣仍は、「これらは現在ではもう不用のものであるけれども譲り渡すので、『能々可嗜置事（よくよくなしあみおくべきこと）』と命じています（裏面写真）。

防長移住から20数年が過ぎ、かつての本拠地に関する文書はすでに何も効力をもたないものです。しかし能美家にとっては、家の歴史・由緒を物語る大切な証拠物でした。それゆえ宣仍は「嗜み置くべき」という言葉で、これらの文書を大切に保存し持ち伝えるようにと命じたのです。

《他家の文書を「嗜置」》

萩藩は、享保年間（1720年代）、藩士らに家伝の文書を提出させ「閲閲録」を編纂します。「閲閲録」には、各家の歴史を物語る鎌倉時代から藩政初期にいたる「御判物・御証文」—書状、奉書、感状、



閲閲録

萩藩士永田瀬兵衛（政純）が、5代藩主毛利吉元の命で享保5年（1720）6月から11年12月に編纂しました。全204冊。藩士を中心に足輕・中間（ちゅうげん）、百姓・町人、陪臣など1124家の所蔵文書を収録しています。収録文書は、鎌倉期から藩政期に及びますが、中心は元就～輝元・秀就時代のものです。毛利家以外の発給文書も多数収録されています。当館が『萩藩閲閲録』（全5巻と別巻）として刊行しています。

安堵状、宛行状などが多く収録されています。

ところが家によっては、自分の家以外の、他家の文書を持ち伝えている場合があります。「閥閱録」にはその理由として、例えば、男子無く家が断絶したため、その家の娘が嫁ぎ先に文書を持参したケース、ゆえあって当主が藩士身分を失い故郷を離れる前に、縁故を頼り文書を他家に預けたケースなどを記しています。家が絶えても、家の歴史を伝える文書の散逸は防ぎたい(「紛散いたし候ては恐れ多き儀」)、信頼できる家に委託して文書を伝え継いでもらいたい、という思いがそこにあったのです。

文書を預けられた側の家が、その文書を長く大切に保存していたことも注目されます。大組士山県小伝次は、母方の大和家断絶後も同家の文書を「私嗜置」と記し、同じく大組士三宅五郎左衛門も、親戚の孫右衛門家断絶後、同家の文書は「私家ニ嗜置候」と記しています。彼らも、「文書を大切に保存する」という意味で「嗜置」という言葉を使っているのです。

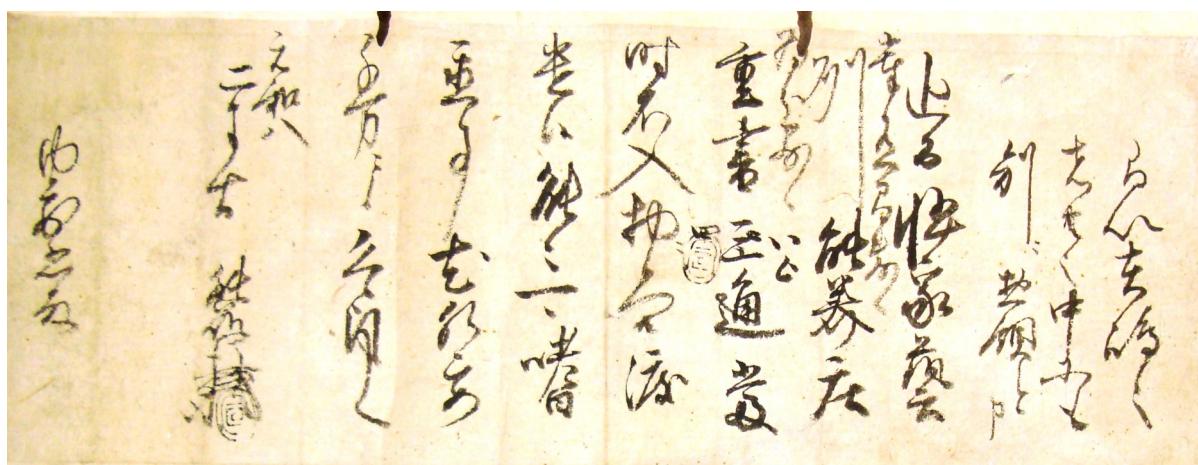
他家から委託された文書の多くは藩政期以前のものであり、その文書を持ち伝えることで何かの権利を継承するものではありません。それでもその文書を長く保存していたのは、文書を預けた家の信頼に応え、文書に対する思いを継承する気持ちからであったでしょう。

《萩藩土井原家の文書箱》

シート冒頭の写真は、元萩藩大組士の井原家で使われていた文書箱です。井原家は、この箱に江戸時代の御判物や奉書類など家の歴史に関わる重要文書を入れ保存していました。箱には「二十七年六月廿三日 井原家ヨリ預り引越ニ付」と記された貼り紙があります。井原家は、昭和27年(1952)に当主が萩を離れる際、文書の保存が難しくなり、一時親戚の奈古屋家に文書を預けていました。文書を預かった奈古屋家が箱に付した貼り紙はそうした経緯を伝えるものです(のち文書は返却されました)。家の歴史を物語る家伝の文書を他家に依頼して守ってもらう、そうしたあり方が昭和戦後まで続いていることを示すケースです。

なお、当館諸家文書の中でも、例えば右田毛利家(旧萩藩一門)文書に、①阿川毛利家(旧萩藩一門)、②村上家(旧萩藩寄組)、③山田家(同前)の文書が今川家文書に、①阿曾沼家文書(旧萩藩寄組)、②井原家文書(旧萩藩大組)。上記井原家とは別家)の文書が併せて伝来しています。

能美宣仍(筑後)重書譲状 *能美家文書七一一四



内蔵丞殿

尚以在島之者共之中にも
別ニ惣領と申
輩有間敷候
為分別候、以上

州能美庄
追而憲家芸
重書主通、當
四(印有り)
時不入物候へ共渡
遣候、能々可嗜

置事尤肝要
千万ニ候、恐々謹言
(元和八
二月十日 能 筑後
(花押・印)



毛利家文庫76速記録の一部

速記～口述を記録し、歴史に残す～

西洋文明を積極的に導入した明治期、西洋の速記を日本語に導入する試みも数多く行われました。とりわけ、明治14年(1881)にだされた、いわゆる「国会開設の勅諭」以後は、国會議事の記録の必要から、多くの人々が速記法を考案し、「〇〇式」とよばれるさまざまな速記法が工夫されました。

速記はもっぱら口述の場面での筆記用で、そのままでは一般の人には読めないことから、一般的の記録用には、速記したものと、後に録音機が発明されてからの「テープ起こし」のように、もう一度文字に直す必要があります。そして書き起こされたものが、筆記や新聞・書籍などの印刷物のかたちで、後世に残されることになりました。

《史談会・温知会》

代表的なものでは、明治維新期の記録化をはかろうと明治22年(1889)に島津・毛利ら6家で発足した「史談会」の速記記録があります。史談会は毎月一回会合し、古者の実歴談を聞きました。その内

容は速記され、明治25年9月の第一輯から断続的に出版され、昭和に至っています。

史談会は明治30年にいったん開店休業状態となり、毛利家・島津家と水戸の徳川家・岡山の池田家が史談会を脱会しました。この脱会した4家に佐土原の島津家・熊本の細川家等を加えて新たに結成されたのが「温知会」で、明治44年からは速記者を入れて談話や発表を記録・出版し、昭和16年(1941)年まで続きました。

《彰明会・防長史談会・維新史料編纂会》

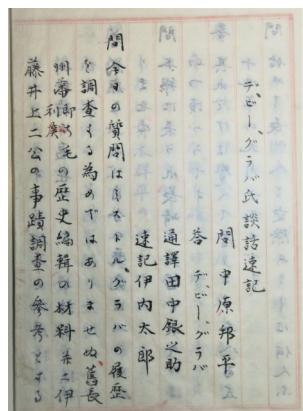
また同じころ、井上馨・山県有朋らをはじめとする薩摩・長州・土佐藩出身の元老・華族の有志たちは「彰明会」を立ち上げ、その立場から明治維新期の「史談」を記録し始めました。「防長史談会」の発足も、ほぼ同時期の明治42年です。

彰明会は帝国議会の協賛を経て政府直轄の国家事業となり、明治44年に文



24

ツナグ・ノコス ④



「デ・ビー・グラバ史談速記」
(毛利家文庫76速記類29)

長崎にある「グラバー園」で有名なトマス・ブレーク・グラバー(1838~1911)は、開港間もない長崎にジャーティン・マセソン商会の代理店としてグラバー商会を設立し、日本茶や石油、武器等の貿易を行なう一方、いわゆる「長州ファイブ」の渡航の手引き等をするなど、薩摩・長州や坂本龍馬等と深いつながりをもっていました。

写真は、毛利家編輯所の中原邦平がグラバーに対して行なった聞き取りの速記録です。

部省管轄で「維新史料編纂会」として新たに発足することになりました。

維新史料編纂会では、維新史研究の諸団体から寄贈された講演速記録を編集し、刊行しました。これらのこととは、「史談」が「史料」と並んで、歴史編纂のための資料として重視されていたことを示しています。

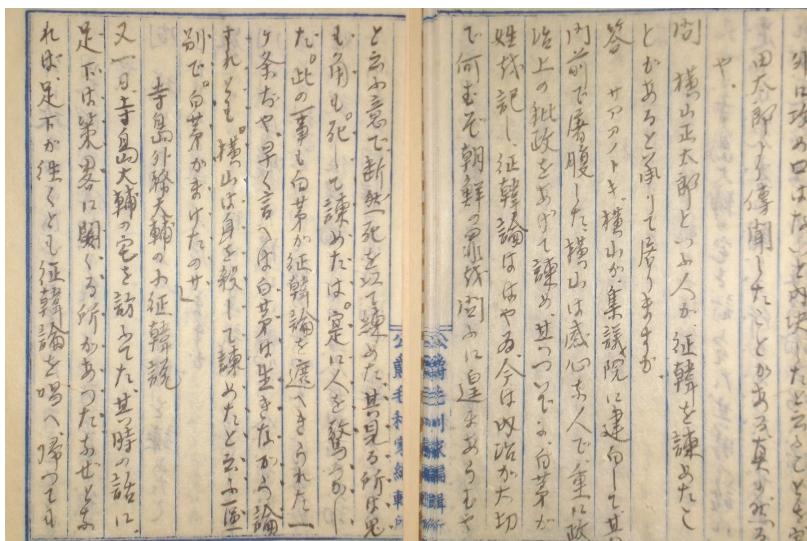
太平洋戦争後、維新史料編纂事業は東京帝國大学文学部史料編纂所へ継承されることとなり、担当職員とともに、稿本や史料類が東京大学文学部史料編纂所へ移管されました。

《毛利家文庫の速記資料》

当館の毛利家文庫には、この温知会や維新史料編纂会の速記録を含む、「76 速記類」と分類された資料群のほか、「75 維新記事雑録」等にも、口述速記をもとにした資料が散見します。「速記類」のなかには、毛利

家の藩史編修に従事した兼重慎一の談話速記録も、まとまり形で残っています。毛利家は、家史編纂の過程でも多くの人々の史談を聞き、速記録として残しました。速記録の多くは、幕末維新期を生きた人々の体験に基づく肉声の記録であり、その内容はもちろんですが、当時使われていた話し言葉や、話し方などその人物の人となりをうかがわせる記録としても、たいへん興味深いものです。今後は、そういう面からも重要な資料となるでしょう。

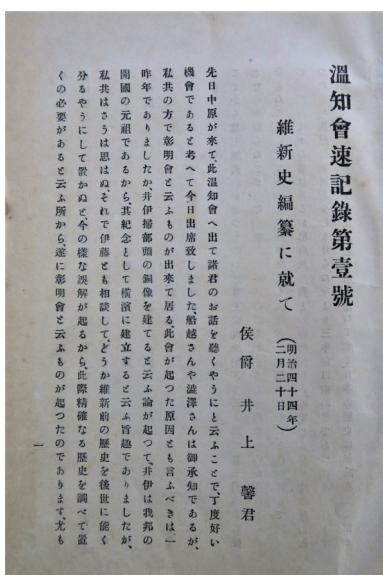
しかし、口述による「史談」と文字による「史料」の間に、往々にして記憶違いや筆写の間違いなどからくる齟齬がみられました。当初は「史談」と「史料」は同等の重みをもって扱われたようにみえますが、時も経過して当事者の記憶も薄れてきたこと也有ったのでしょうか。しだいに「史談」よりも「史料」が重視されるようになり、それをもとに各種の歴史の編纂が行われるようになりました。



【史談会速記録】

「征韓論之噶矢」
(毛利家文庫75維新記事雑録204)

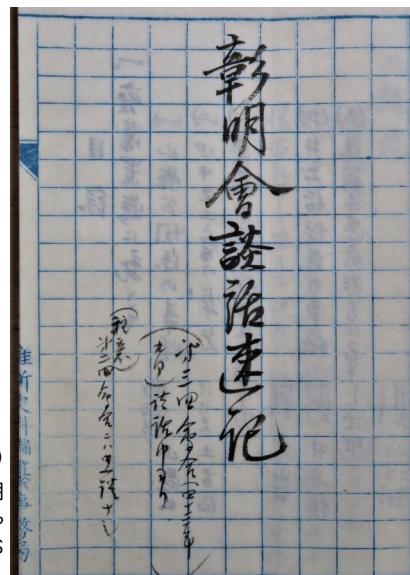
征韓論を建白した外務省の久留米藩士佐田白茅(はくぼう)が、征韓論への反対を政府に建言して割腹した横山安武(正太郎)について語った部分です。史談会で語ったものを、のちに毛利家が「侯爵毛利家編輯所」の墨紙に筆写しています。



【温知会速記録】

「温知会公演速記録 (I)維新史料編纂会速記録」(毛利家文庫76速記類56(15のI))

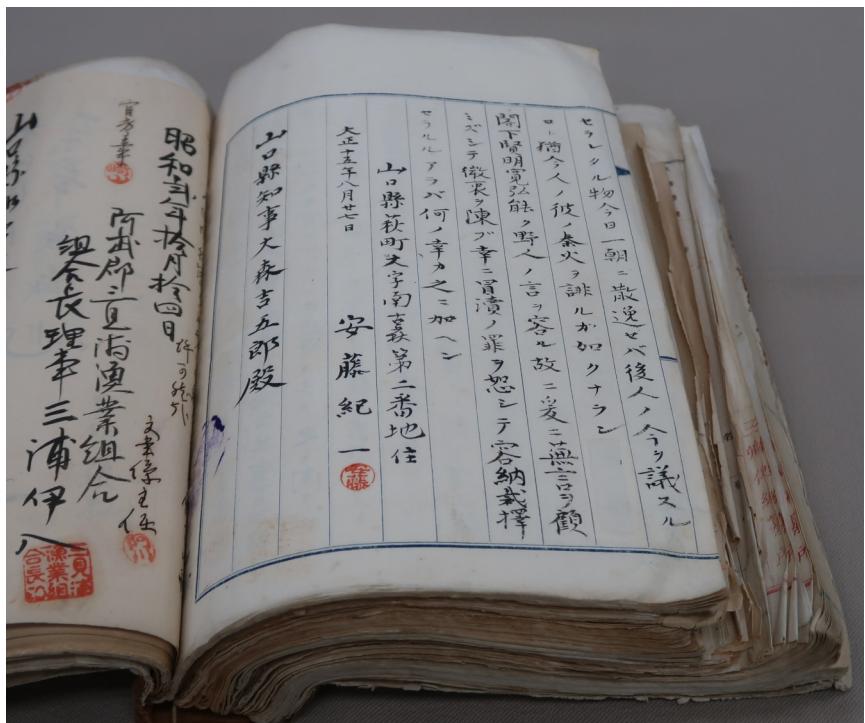
温知会から寄贈された講演速記録を、維新史料編纂会が編集し刊行したもの。写真はその第1号で、井上馨が維新史編纂について語ったもの。



【彰明会談話速記】

「彰明会ニ於ケル廢藩置県ニ閔スル元老談話」
(毛利家文庫76速記類69)

維新史料編纂会の前身となった彰明会において、明治43年の会合で元老たちが廢藩置県について語ったもの。「維新史料編纂事務局」の用紙が使われており、その発足後に筆写されたものと思われます。



安藤紀一「旧郡衙記録保存之件建議」(県庁戦前 A 454 「旧記録一件」収録)



25

ツナグ・ノコス ⑤

安藤紀一と郡役所文書の保存

《明治～大正期の郡役所》

明治～大正期、県と町村の間には行政区画として「郡」が置かれ、各郡に郡役所が設置されました。明治11年(1878)7月の郡区町村編成法がそのはじまりで、山口県では明治12年1月、県内に11の郡役所が設置されました。県令が郡長を任命し、のちには郡会も置かれます。郡役所には庶務・財務・兵事・学務・勧業などの係があり、町村の指導監督を行いましたが、時代とともに役割は低下し、大正12年(1923)に郡制廃止、同15年7月に郡役所も廃止されました。郡役所の活動は50年に満たない短いものでした。

《郡役所の廃止と郡役所文書》

郡役所廃止時、各郡役所には、合計3万点もの文書が保存されていました。

郡役所廃止に先立ち、6月、県は各郡へ職員を派遣して事務引継ぎを行い、文書の引継ぎも実施しました。しかし、文書の保存・廃棄基準は明確ではなく、選別作業は事務引継ぎとあわせ平均1.5日と

いう短い間に行うものでした。文書は一括して県へ引き継ぎ、その後の処置判断は県に任せるというのが実態でした。郡によってはこの引継ぎ作業以前、すでに大規模な文書廃棄を実施したところもありました。

群馬県では、県庁に引き継いだ旧郡役所文書保存のため収蔵庫を建築しましたが、山口県は計画のみで収蔵庫は新築されていません。県庁に引き継がれた旧郡役所文書は、県庁の用度品倉庫や廊下に置かれる状態であったといいます。

《安藤紀一の危惧》

こうしたなか、大正15年8月、県知事に宛てて、郡役所文書保存の重要性を訴える建議書「旧郡衙記録保存之件建議」を提出したのが萩町の安藤紀一です。この建議書は、山口県において公文書の保存を要望した最初のケースでした。

郡役所には、郡役所業務に関わる文書以外に、旧藩時代の代官所(勘場)や明治前期の大区扱所の文書も引き継がれていました。安藤は、郡役所廃止により、



安藤紀一

*『安藤紀一先生小伝』
(滝口明城104) より引用

慶応元年(1865)、萩に生まれた安藤は、県師範学校卒業後、萩明倫小学校訓導・校長、県立萩中学校教諭を務め、大正7～昭和2年『阿武郡誌』、昭和6～9年『吉田松陰全集』の編纂委員を務めます。昭和9年萩市から教育上の特別功労者として表彰。同10年7月死去、71才。学者、教育者、郷土史家として名高く、特に漢学・国学に造詣が深かった安藤は、萩文教界に輝いた最後の巨星とも評されます。

これら一切が散逸することを危惧していました。まず安藤は、萩の阿武郡役所を訪れ今後の対応を尋ねています。郡長から文書は県で一括保存されると聞きひとまず安心した安藤でしたが、のち県南部の郡役所で大量の文書が古紙回収業者に払い下げられたというわざを聞きます。安藤は、心配が杞憂に終わらなかつたこと、そのような事態が起きる前に県へ提言しなかつたことを悔い、自分の考えを伝えるべく建議書を提出したのです。

《建議書の内容》

建議書冒頭で安藤は、郡役所に保存されている文書は「地方百般ノ史料」「温故知心ノ材料」であり、地域の産業・衛生・教育等の発展のため、一国の文明向上のため必要なものと高く評価し、当座には使わないものだからとか、虫喰いがあるといった「薄弱ナル理由」で廃棄してはいけないと強く諒めています。その上で、①旧郡役所保存文書のうち、古記録や非現用となった文書は現地で保存すること、②それらを分類整理すること、③文書は一般公開し、場合によっては各地の図書館に保存を委託すること、を提言しています。安藤は、旧郡役所文書は地域の財産であり、地域に残して地域で活用すべきとの思いを強くもっていたのです。

安藤は、今回、郡役所廃止に伴う文書の保存に関し世の歴史家や政府・府県の担当者はどのような対策を講じようとしたのか？と問い合わせ、この問題に関する世間の関心の低さを批判します。そして、郡役所廃止に伴い多くの文書が失われるならば、我々は後世の人々から、秦の焚書坑儒のごとく、大きな批判に晒されるだろうと警鐘を鳴らすのです。

安藤はアーカイブズの設置を求めたわけではありません。

しかし、郡役所廃止を契機に、非現用となった文書を保存し公開するというアーカイブズの機能を地域に確保して欲しいという注目すべき主張を行っているのです。

《その後の郡役所文書》

安藤の建議に対し県は、「引き継いだ旧郡役所文書は県で永久保存する計画である」と回答するに止まり、安藤の提案を聞き入れることはませんでした。

郡役所廃止時にあった約3万点の文書うち、県庁に引き継がれた量ははっきりしませんが、のちの一次選別で昭和14年までに約8800点、その後の二次選別で5400点にまで減りました。そして戦後昭和20年代末(1950年代)にはほとんどが廃棄され、現在、当館に963点が残るのみです(すべて国の重要文化財に指定されています)。

郡役所文書の歴史を振り返ると、役所の廃止直後よりも、その後の過程で文書の多くが廃棄されることがわかります。平成の大合併を経た旧市町村役場文書の保存を考える上で、とても示唆的です。

*建議書全文は山崎一郎「安藤紀一『旧郡衙記録保存之件建議』－大正15年の郡役所廃止時における文書保存の要望書－」(『山口県文書館研究紀要』第33号)で翻刻しています。研究紀要はウェブサイトで見ることができます。



都濃郡役所の事務室風景（左）と書庫内部（右）を写した貴重な写真

(「都濃郡役所記念写真帳」山本家文書9 *当館ウェブサイトでみることができます)



26

〈左〉「県政事務功程」(戦前 A 総務95-101) 〈右〉「長官事務引継書」(県庁文書)

記録による県政のリレー

情報を「アツメ・シメシ・イカシ・ツナグ」、中央集権体制下、政府の意向に規定されながらも、「一地方自治体」として、山口県がどのようなあり方を目指していたのか。県政のリレーで「uhnやバトン」の役割を果たした資料群の概要を紹介することにします。

《「県政事務功程」》

県庁の機構がシステムティックに機能はじめたのは明治20年前後と思われます。明治20年代になると、県庁の部課ごとに、年始にあたって、その担当職掌における、前年の事務概要総括と新年のビジョンや計画をそれぞれとりまとめ、知事に呈上するようになります。そのために編制されたのが「県政事務功程」です。明治21年(1888)から32年まで、原保太郎・大浦兼武・安楽兼道・秋山恕卿、各知事の県政を概観できます(戦前A総務95-101)。近代国家日本が迎えた最初の対外戦争である日清戦争下の県政の概要をもののがたる資料群です。

《「都市長集会」の記録》

都市長集会は、明治26年以降、年二回開催されることになっていました。中央での地方長官会議で表明された国政方針を受けて、知事から郡長・市長に向けて発せられた、県政の基本方針に基づいた指示事項の全容がわかります。簿冊名称はまちまちですが、明治30年代後半以降および大正期の記録が残されています(戦前A総務801-811、総務追加11)。日露戦争以降の国力充実を意図した地方改良に関する施策の概要を把握できます。政策実現に向けた参考資料作成の前提として、各種調査が県内各地で実施されます。都市町村からの調査報告にはそれらの調査結果も含まれており、当時の県下の実相が記録された貴重な資料群です。政府から通達のあった訓示や注意事項が、重点施策として都市町村レベルにまで確実に伝達されたことがわかります。県独自のアレンジも見受けられますが、「上意下達」の揺るぎない中央集権体制のシステムの完成された姿がそこには現れています。

ツナグ・ノコス ⑥



「長官会議参考資料」
(戦前 A 総務115)

昭和14年5月に東京で開催された全国長官会議に提出された資料です。「国民貯蓄奨励」「支那事変に対応した機構改革」「軍事後援事業」「工業統制」「軍都光の建設」「小月飛行場建設」「錦川利水」「防空」「思想統制」。戦時体制構築に向けた県政の実態が細部にいたるまで記録されています。

《「長官更迭事務引継書」》

長官(知事)交代時、県政の現状や課題をとりまとめ、次期長官への申し送りのために作成された記録です。

明治期に関しては、県令関口隆吉から原保太郎への引継に際して作成されたもののみが保存されています。そして、簿冊名称に多少の差異はあるものの、大正11年(1922)の橋本正治知事着任以降は、終戦直後の岡本茂知事着任時までの「引継書」が残されており、大正後半以降の戦前の県政の展開を俯瞰できる資料群です。各知事在任時の県政の重点事項や懸案事項が記録されています。それぞれの時代の雰囲気を色濃く反映して、「経済更正運動の推進、副業奨励、軍事態勢の強化、思想統制」に連なる施策のほか、「道路・港湾などのインフラ整備、農地や工業用地の創出に向けた干拓事業、利水事業(錦川や木屋川などの河川総合開発・河水統制)」など、山口県独自の重点的な取組についても確認することができます。こうした施策の推進に向けて編成された「協議会・懇談会・調査会・委員会」の設立趣意書や規程なども含まれています。

知事と議会の対立が激化していた時期もあったのですが、「引継書」の字面からはそうした紛糾の様子をうかがうことはできません。戦前期の山口県の目玉施策であった県営電気事業推進にともなう獄事件について触れられていません。基本的には、県政の実態と課題が淡々と記録されていますので、実情を総合的に把握するためには県会議事録など別の資料を参照する必要があります。

なお、昭和14年(1939)5月の武井群嗣知事着任時の「引継書」は残されていませんが、昭和14年5月開催の全国長官会議に向けて作成された「長官会議参考資料」(戦前 A 総務115)により前任の戸塚九一郎知事時代の県政の詳細を知ることができます。山口県下における戦時体制構築の実態を雄弁に物語る貴重な情報が多数含まれています。

「引継書」の空白期間における県政の実相は、先に掲げた「県政事務功程」や「都市長集会」関連資料によりおおよその流れを補完できます。

〈長官更迭にともなう「引継書」〉

- 関口隆吉→原保太郎(戦前 A 総務90、91)
- 中川望→橋本正治(戦前 B 540-1)
- 橋本正治→三松武夫(戦前 B 540-2)
- 三松武夫→大森吉五郎(戦前 B 540-3)
- 大森吉五郎→黒崎真也(戦前 B 540-4)
- 黒崎真也→平井三男(戦前 B 541)
- 岡田周蔵→菊山嘉男(戦前 B 542)
- 菊山嘉男→戸塚九一郎(戦前 A 総務106)
- 武井群嗣→佐々木芳遠(戦前 A 総務107)
- 佐々木芳遠→熊谷憲一(戦前 B 544)
- 熊谷憲一→上田誠一(戦前 B 545)
- 上田誠一→岡本茂(戦前 A 総務追加27)

《「県会議事録」》

厳密には、県政の展開を直接示すものではありませんが、原則として、県会の議決承認を得た予算に基づいて県政は展開することになりますので、県政を概観するうえでは、欠くことのできない貴重な資料と言えます。

県により公刊された『県会史』がオフィシャルな記録であり、大正初期以降、これまでに数冊が刊行されています。明治12年以降開会されたすべての県会について、「議会の種別・会期・提出議案・議事録」などが掲載されています。各議会開催時期の在職議員や参与員についても知ることができます。

これらの『県会史』制作の原史料が当館所蔵の「県会事務局文書」です。「議案説明書」「議事録」「議事日誌」「会議録」「速記録」など、さまざまな名称で保存されています。『県会史』編纂時のものと思われる、鉛筆や万年筆による書き込みがところどころに残されています。編纂時に削除された部分があることにも気がつきます。ただし、それは、時候の挨拶や、議事進行上の「ト書き」的な発言、野次や感情的な発言であり、議論の趣旨をゆがめるものではありません。しかし、『県会史』は編纂された二次的な記録ですので、その編纂時点において、何かしらの意図が反映されてしまうことは否めないとろです。

議場を包み込んでいた緊迫感や臨場感により、議事内容について、一層の理解が深められる場合があります。県会会期中の新聞には、連日、出席者の発言(演説・質問・答弁)に加え、議場空間を取り囲む傍聴席の様子も詳しく報道されています。さらに、議会開会前や休会中の、議員宿泊先への関係者の出入り、開催された懇親会や出席者など、議会をとりまく人間模様までも理解できます。

数種類の記録を組み合わせて、複眼的にものごとを見つめることができることを改めて認識できます。

〈戦前期の『県会史』〉

- 明治12年から明治41年『山口県会史』上・下、『山口県会史附属表』(大正元年刊行)(片山家文書1-3ほか)
- 明治42年から大正10年『山口県会史統編』上・下(大正15年刊行)(吉崎家文書433、434)
- 大正10年から昭和5年『山口県会史』(昭和33年刊行)(清水家文書1)
- 昭和6年から昭和15年『山口県会史』(昭和42年刊行)(橋本正之文書353)
- 昭和16年から昭和21年『山口県会史』(昭和46年)(橋本正之文庫352)



27

ツナグ・ノコス ⑦

旧文書館(現春日山廈・山口博物館隣)書庫内の毛利家文庫

毛利家文庫と山口県文書館

《毛利家文庫と山口県文書館》

昭和27年(1952)、旧萩藩主であり近代には公爵家であった毛利家から、毛利家文庫5万点が山口県に寄託されました。毛利家文庫は、東京の毛利邸(芝高輪南町)で明治16年(1883)から昭和22年まで続いた修史事業(家史編纂事業)に用いられた文書群です。戦後、事業中止を決めた毛利家は、毛利家文庫をひろく学術研究のために利用してもらいたいという考え方から、県への寄託を決めました。

毛利家文庫は、県立山口図書館に保管されます。館長鈴木賢祐(すずきまさち)を中心とする図書館員は、その活用方法を検討する中で、当時の日本にはまだ珍しい少ない「アーカイブズ」という機関が諸外国にあることを学びます。そして、山口県にアーカイブズ=文書館を設置するよう知事に提言し、実現したのです。日本最初の文書館が山口県に設置されるきっかけとなったもの、それが毛利家文庫という存在でした。

《毛利家文庫の性格》

毛利家文庫といえば、①萩藩の藩庁文書群というイメージが強いでしょう。しかしこれ以外に、②毛利家の家文書、③明治初期の山口県庁文書、④諸家文書(寄贈・購入)や、⑤明治～昭和期の修史事業で収集・筆写された史料、⑥修史事業担当部署(記録課等)の事務文書、などを含む複合的な構造をもっています。

毛利家は、明治16年、旧藩時代の大半の文書群(当初は主に①②)を山口から東京の毛利邸に移送し、それまで山口で行っていた修史事業を東京で行います。これが毛利家文庫のはじまりです。以後、事業過程で収集・筆写した資料、山口県庁から引き継いだ旧藩～明治初期の文書、旧家臣の文書(寄贈・購入による)などを加え、その量を拡大していきました。毛利家文庫は純粋な藩庁文書群ではなく、近代の修史事業の過程で形成された文書群という性格を強くもっているのです。



萩城御宝蔵
(正徳元年以降の場所)

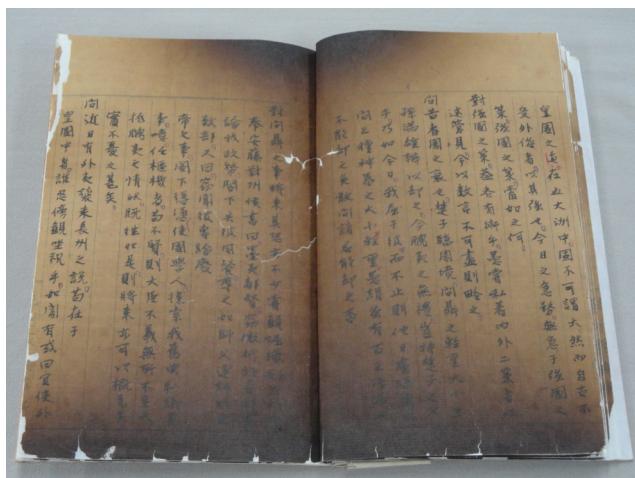
萩城内の御宝蔵は、藩主毛利家の御道具類、家伝の文書記録、御仕置銀・撫育銀、藩の重要記録、そして密用方の文書記録を保管していた「貴重庫」でした。蔵は寛文元年(1661)頃に二の丸に置かれ、その後同4年に本丸西側に移設、さらに正徳元年(1711)に本丸御殿北側に新設され、幕末にいたります。現在の萩城跡、指月山神社下あたりと推測されます。

《毛利家文庫の利用》

近代の毛利家文庫は、外部からの問合わせに利用されることがありました。具体的には、①明治10～20年代の明治政府の各種調査事業、②明治末～昭和戦前期の維新史料編纂会による利用、③山口県からの問合わせ、④贈位候補者の調査(県市町村)、⑤旧士族からの復禄申請証明、⑥郷土誌編纂での利用などです。近代の毛利家文庫は、行政や諸機関、個人、地域社会から、貴重な歴史情報資源を含む文書群として認識され、現在と比べ制限はあるものの、社会的に利用される存在でした。昭和戦後、毛利家が県への寄託を決めたのも、こうした前史をふまえてのことだったでしょう。

《生き延びた毛利家文庫》

東京で約70年を過ごした毛利家文庫ですが、その日々は決して平穏だったわけではありません。特に、大正12年(1923)の関東大震災、昭和20年の東京への大空襲は、自らの存在を失いかねない大きな危機でした。関東大震災では、毛利邸および毛利家文庫は幸いにも甚大な被害を受けることはありませんでした。しかし、当時維新史料編纂会に貸し出していた2冊の記録が、焼失寸前の被害を受けました。この2冊は同会により修理がなされ、現在も毛利家文庫に残っています。焼け跡も痛々しいその文書は、無事だった毛利家文庫も一歩間違えば同様の被害をうける可能性があったことを物語ります。毛利家では、震災後、鉄筋コンクリート造りの頑丈な書庫を新設します。東京への大空襲でも、毛利邸は奇跡的に被害を免れましたが、その周囲は焼け野原になったといいます。毛利家文庫は、災害・戦災を奇跡的にぐり抜け、いま多くの歴史情報を伝えてくれているのです。



関東大震災で被災し修理された毛利家文庫の「因対問答」(75維新記事雑録30)。焼け跡が痛々しい。

《密用方・御宝蔵と毛利家文庫》

毛利家文庫に残る萩藩の藩庁文書には、当職所や郡奉行所をはじめ、さまざまな役所のものがありますが、なかでも注目されるのが密用方の文書です。密用方は、7代藩主重就の時代、安永3年(1774)に設置されました。当初は重就の直命を受け、先例調査や記録編纂を担当しました。それは単なる文化事業ではなく、長府藩主から萩藩主となった重就にとって、藩内での政治力・求心力を高める意味をもつものでした。重就死後の密用方は、藩主個人のためというより、藩全体にとって必要な先例調査や記録編纂を行う役所へと変わっていきます。密用方は、重就時代に認められた先例により、必要であれば他役所の文書記録を閲覧したり、借り出すことができました。また、萩城内の貴重庫・御宝蔵内に保存されている文書を調査、利用することを許されており、加えて密用方自身の文書も御宝蔵で保存しています。御宝蔵を密用方の書庫として利用できたのです。密用方が用いていた文書記録の分類項目は、近代の毛利家文庫の分類にも採用されています。密用方が作成した記録、他役所から借り受けて書き写した記録(例えば分限帳)など、密用方が作成し管理していた文書記録が多数毛利家文庫に残っています。毛利家文庫の前史は密用方にあったともいえるのです。



関東大震災後、昭和3年に新築された鉄筋コンクリート造りの毛利家文庫書庫(小山良昌氏「公爵毛利家時代の写真群」『山口県地方史研究』101号より引用)